

令和 6 年度 認証評価

京都華頂大学 自己点検・評価報告書

令和 6 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	5
自己点検・評価の基礎資料	7
【基準Ⅰ ミッションと教育の効果】	
[テーマ 基準Ⅰ-A ミッション]	19
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	23
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	27
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	33
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	47
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	65
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	73
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	76
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	78
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	
[テーマ 基準Ⅳ-A 大学設置法人の長のリーダーシップ]	83
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	85
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	87
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～22] 基礎データ	
[様式 23] 法令遵守状況一覧	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、京都華頂大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 6 年 6 月 30 日

大学設置法人の長

田 中 典 彦

学長

中 野 正 明

ALO

秋 山 裕 之

様式 4－自己点検・評価の基礎資料

自己点検・評価の基礎資料

(1) 大学設置法人及び大学の沿革

＜大学設置法人の沿革＞

明治 45(1912)年	4 月	財団法人浄土宗教学資団設立
大正元(1912)年	10 月	宗教大学（現大正大学）と分離して、私立高等学院と公称独立
大正 2(1913)年	4 月	【開学】高等学院を改組し、専門学校令による佛教専門学校とした
昭和 24(1949)年	2 月	学制改革に伴い、新制佛教大学を設立
昭和 26(1951)年	3 月	組織変更に伴い、学校法人浄土宗教育資団設立 佛教専門学校廃止
昭和 34(1959)年	4 月	吉水学園高等学校設置
平成 7(1995)年	10 月	吉水学園高等学校廃止
平成 14(2002)年	5 月	学校法人華頂学園と法人合併
平成 21(2009)年	4 月	学校法人東山学園と法人合併 法人名称を学校法人佛教教育学園へ変更

＜大学の沿革＞

明治 44(1911)年	9 月	華頂女学院開校(実科・選科、修業年限 4 年、定員 320 名)
昭和 10(1935)年	10 月	華頂幼稚園設置認可(定員 200 名)
昭和 19(1944)年	5 月	財団法人知恩院教育資団設立
昭和 26(1951)年	3 月	財団法人知恩院教育資団を学校法人華頂学園に改める
昭和 28(1953)年	1 月	華頂学園短期大学設置認可
	4 月	華頂学園短期大学開学(保育科・家政科、定員各 40 名)
	7 月	華頂学園短期大学を華頂短期大学と改称
昭和 33(1958)年	4 月	華頂短期大学社会福祉科開設(定員 30 名)
昭和 50(1975)年	3 月	華頂短期大学幼児教育科を幼児教育学科、家政科を家政学科、社会福祉科を社会福祉学科に名称変更
昭和 51(1976)年	4 月	華頂短期大学家政学科(生活科学専攻・被服専攻)、社会福祉学科(社会福祉専攻・児童福祉専攻)が専攻分離
昭和 63(1988)年	4 月	華頂短期大学社会福祉学科社会福祉専攻において介護福祉士養成開始
平成 6(1994)年	4 月	華頂短期大学家政学科を生活学科に、被服専攻を服装科学専攻に名称変更、生活学科に生活文化専攻を設置
平成 14(2002)年	5 月	学校法人華頂学園、学校法人浄土宗教育資団と法人合併
平成 15(2003)年	4 月	華頂幼稚園の名称を華頂短期大学附属幼稚園に変更
平成 20(2008)年	10 月	華頂短期大学 50 周年、附属幼稚園開園 73 周年及び葵の広場第 1 期工事竣工記念式典挙行
平成 21(2009)年	4 月	学校法人浄土宗教育資団を学校法人佛教教育学園に改称、学校法人

		東山学園と法人合併
平成 22(2010)年	4 月	華頂短期大学歴史文化学科設置(定員 50 名)、生活学科 130 名から 100 名、社会福祉学科 250 名から 150 名に定員変更
	10 月	京都華頂大学 文部科学大臣より認可
平成 23(2011)年	4 月	華頂短期大学生活学科及び社会福祉学科の募集を停止 京都華頂大学開学(入学定員 95 名、3 年次編入定員 10 名、収容定員 400 名)、現代家政学部現代家政学科開設 華頂短期大学人間健康福祉学科設置(入学定員 100 名、収容定員 200 名)
	5 月	京都華頂大学に現代家政学研究所開設 京都華頂大学・華頂短期大学に教育開発センター、地域発展活性化センター及び学生参画運営センター開設 京都華頂大学開学記念式典開催
平成 24(2012)年	10 月	文部科学省との共催による「大学教育改革地域フォーラム 2012 in 京都華頂大学・華頂短期大学」を開催
平成 25(2013)年	3 月	華頂短期大学生活学科・社会福祉学科廃止
	4 月	キャリアセンター開設 京都華頂大学に教職・資格教育機構を設置
平成 26(2014)年	4 月	華頂短期大学人間健康福祉学科の募集を停止 華頂短期大学歴史文化学科を歴史学科に名称変更 華頂短期大学幼児教育学科入学定員を 200 名から 240 名に増員 華頂短期大学介護学科を設置(入学定員 60 名)
平成 28(2016)年	4 月	京都華頂大学現代家政学部食物栄養学科を設置(入学定員 60 名)、食物栄養学科に管理栄養士養成課程を開設 京都華頂大学現代家政学部現代家政学科の入学定員を 95 名から 80 名に減員、3 年次編入定員 10 名を廃止 京都華頂大学教職・資格教育機構を教職教育機構に名称変更 華頂短期大学幼児教育学科入学定員を 240 名から 220 名に減員 華頂短期大学人間健康福祉学科を廃止、介護学科の募集停止
平成 30(2018)年	3 月	華頂短期大学介護学科廃止
平成 31(2019)年	4 月	華頂短期大学歴史学科募集停止 華頂短期大学総合文化学科を設置(入学定員 80 名) 華頂短期大学幼児教育学科入学定員を 220 名から 180 名に減員 華頂短期大学専攻科介護専攻を設置
令和 3(2021)年	3 月	華頂短期大学歴史学科廃止 4 号館耐震改修竣工
令和 4(2022)年	9 月	4 号館バリアフリー化完成(全館バリアフリー化完了)
令和 5(2023)年	10 月	華頂短期大学創立 70 周年記念式典挙行
令和 6(2024)年	4 月	京都華頂大学現代家政学部を現代生活学部に変更し学科改編

		／現代家政学科をこども生活学科に名称変更し入学定員を 80 名から 50 名に減員／生活情報学科を設置(入学定員 30 名)／食物栄養学科に管理栄養学専攻・食文化専攻を設置 華頂短期大学幼児教育学科入学定員を 180 名から 150 名に減員、総合文化学科入学定員を 80 名から 50 名に減員
--	--	---

(2) 大学設置法人の概要

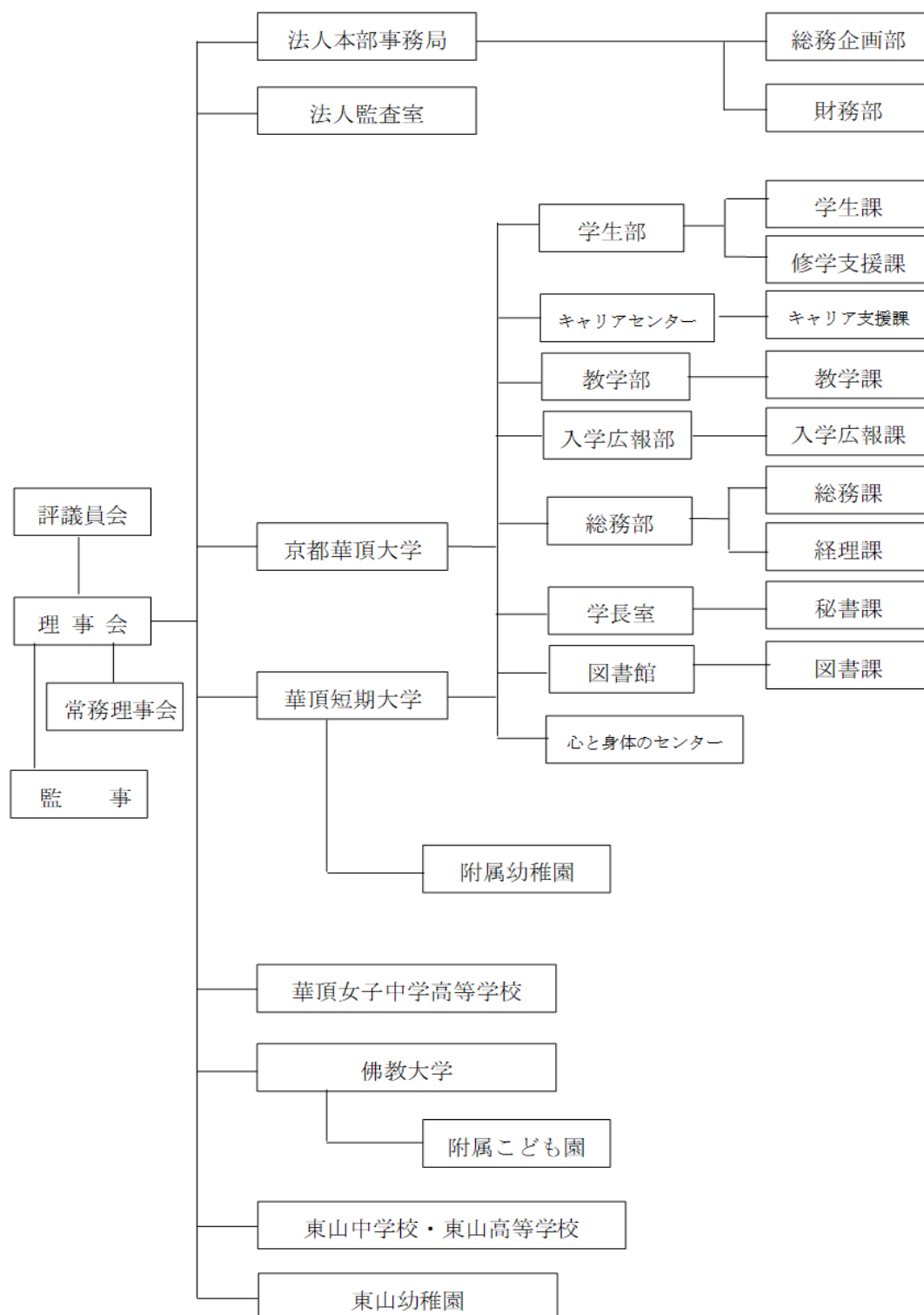
- 大学設置法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 6 年 5 月 1 日現在 (人)

教育機関名		所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
京都華頂大学		京都市東山区林下町 3-456	140	560	346
佛教大学 (通学課程)	学部	京都市北区紫野 北花ノ坊町 96	1,455	5,815	6,193
	大学院		81	183	128
同 (通信課程)	学部		1,600	12,900	5,092
	大学院		87	186	144
華頂短期大学		京都市東山区林下町 3-456	200	460	285
華頂女子中学高等学校		京都市東山区林下町 3-456	120*	1,350**	264
東山中学校		京都市左京区永観堂町 51	174*	480**	536
東山高等学校			230*	1,800**	1,153
佛教大学附属こども園		京都市右京区嵯峨広沢 西裏町 36-1	78*	230	194
華頂短期大学附属幼稚園		京都市東山区林下町 400-7	45*	260	140
東山幼稚園		京都市山科区東野八代 58-1	115*	280	109

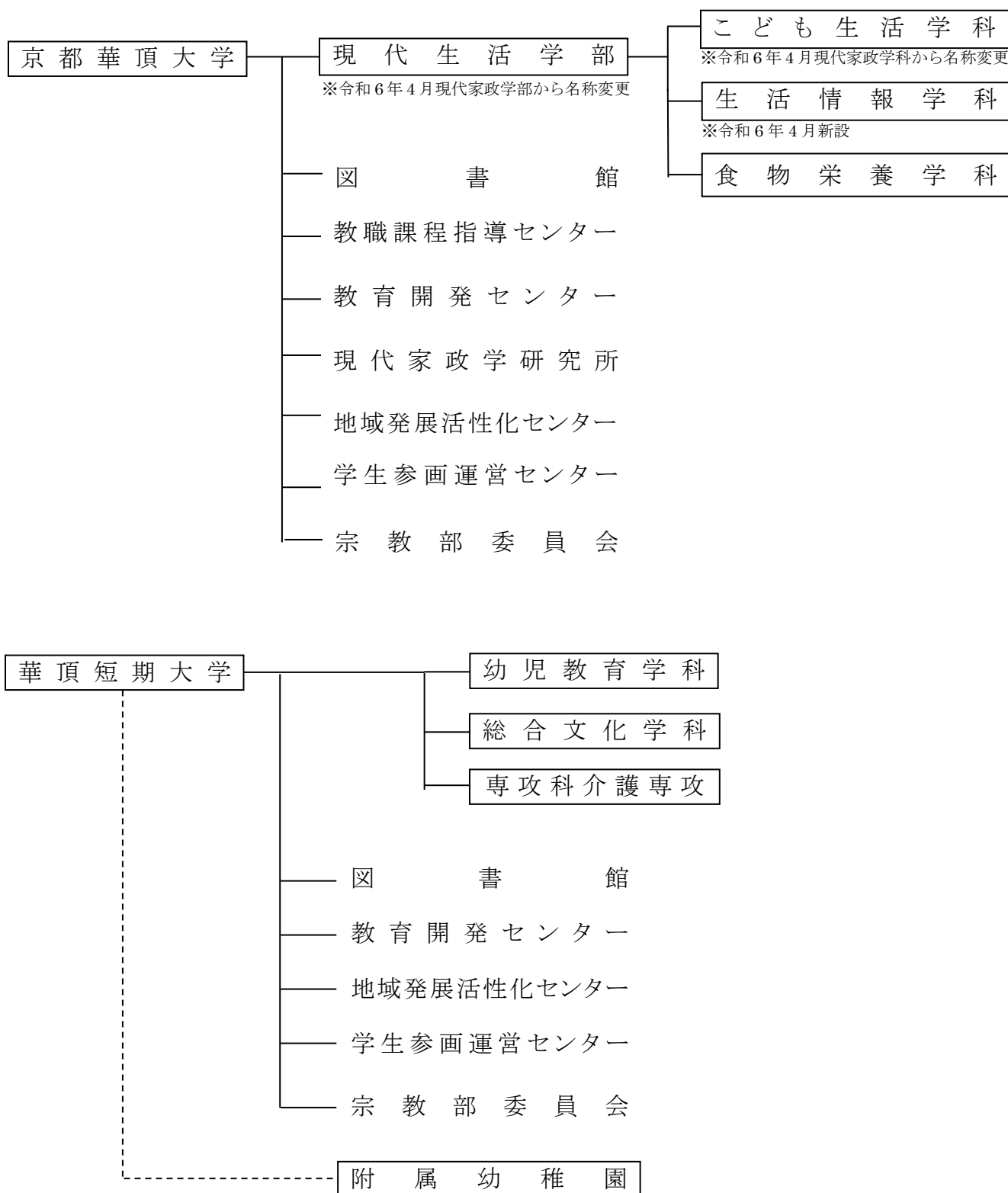
(*募集人員、**学則定員)

(3) 大学設置法人・大学の組織図

【大学設置法人・大学の事務機構図】



【大学の教育機構図】



(4) 学部長名、研究科長名一覧

○現代生活学部長 秋山 裕之

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の認証評価結果において改善を要すると指摘された事項への対応について記述してください。

(a) 改善を要すると指摘された事項
学校教育法第 109 条に基づいて自己点検・評価報告書を作成し、公表していない点は改善を要する。
(b) 対応状況
平成 29 年度に実施した自己点検結果を取りまとめた「自己点検評価書」及び同年に受審した大学機関別認証評価に係る「評価報告書」を本学ホームページにおいて公表しました。
(c) 成果
前年度の自己点検評価を契機に、教育の質保証プロジェクトチームを立ち上げ、三つのポリシーの見直しやアセスメントポリシーの策定、カリキュラムツリーの作成などを進めるとともに、この活動結果を自己点検評価書として公表した。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、**(a)**欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を図った事項
①学修成果の可視化事業（PROGテスト）の開始（平成 30 年度～） ②WiFi 環境の整備（令和元・2 年度） ③4 号館耐震改修工事（令和 2 年度） ④4 号館バリアフリー化工事（令和 3・4 年度） ⑤4 号館空調改修・省エネ化事業（令和 4 年度） ⑥5 号館・図書館空調改修工事（令和 5 年度） ⑦図書館エレベータ更新工事（令和 5 年度）

(b) 対応状況

- ① 平成 30 年度から「社会人基礎力測定ツール」(PROGテスト)を活用した学修成果の可視化事業に取り組んでおり、テストは入学時(1回生)と3回生(短大は2回生)の2回実施し、大学での学修による伸長度を数値化し、学生にフィードバックしている。
- ② 令和元年度と2年度の2か年にわたり、教室や食堂・学生ラウンジなどにWiFi環境を整備したが、コロナ禍の影響によるオンライン授業や学内遠隔授業においても有効に機能した。
また、オンライン授業実施に当たり導入したGoogleの各種ツールは現在も利用を継続しており、授業のシステムの効率化や学生の負担軽減につながるとともに、副次的に事務作業の改善も図ることができた。
- ③ 耐震改修工事やバリアフリー化工事を令和4年度までに終え、全学的な対策が完了した。
- ④～⑦ 老朽化した空調設備やエレベータ等の施設改修を計画的に進めており、学生の安全対策や省エネ化による経費削減を図っている。

- ③ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された大学設置法人及び大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項

なし

(b) 履行状況**(6) 公的資金の適正管理の状況(令和5年度)**

本学では、公的研究費の運営・管理に関わる役割・責任の所在・範囲と権限を明確化するため「公的研究費取扱規程」を定め、責任体系を学内・学外に周知・公表している。

また、研究倫理教育(FD)や内部監査を毎年実施しており、公的研究費の不正使用を未然に防ぐための管理体制は十分機能している。

【規程の整備状況】

- ①公的研究費の不正防止への取り組みに関する基本方針
- ②公的研究費の適正使用に関する行動規範
- ③公的研究費取扱規程
- ④公的研究費事務取扱要領
- ⑤公的研究費の不正使用に係る調査手続き等に関する規程
- ⑥公的研究費内部監査規程
- ⑦公的研究費の内部監査実施マニュアル
- ⑧研究倫理規程

- ⑨研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程
 ⑩科学研究費助成事業(科研費)学内使用ルール
 ⑪京都華頂大学・華頂短期大学 公的研究費に関する不正使用防止計画

【公的研究費の適正使用・不正防止などの管理体制】

(1) 研究倫理教育の実施

毎年「研究活動における不正行為の防止」及び「公的研究費の適正使用」に関する研修会を実施するとともに、研修会終了後に理解度測定テストを実施している。

(2) 公的研究費内部監査の実施

毎年、科学研究費の交付を受けている研究課題の概ね 50%以上を対象に、教学部門と経理部門の職員による内部監査を実施し、経費の執行状況の確認（物品は現物、旅費等は現地での活動が確認できる資料等で確認）

2. 自己点検・評価の組織と活動

【京都華頂大学 自己点検・評価委員会 委員】

号	役職等名	委員名	備考
(1)	学長	中野正明	委員長
(2)	副学長（大学）	流石智子	副委員長
(3)	現代生活学部長	秋山裕之	認証評価連絡調整責任者 (ALO)
(4)	こども生活学科長	秋山裕之	(再掲)
	生活情報学科長	佐藤善信	
	食物栄養学科長	塩田二三子	
(5)	教育開発センター長	松尾章子	
	地域発展活性化センター長	堀出雅人	
	学生参画運営センター長	眞崎雅子	
	教職課程指導センター	渡邊雄一	
(6)	事務局長	足立 敏	副委員長
(7)	学生部長	眞崎雅子	(再掲)
	キャリアセンター長	新矢昌昭	
	教学部長	山川宏和	
	入学広報部長	小出耕司	
	総務部長	小船克己	
	学長室長	谷 宜子	
(8)	学長指名事務職員	和田 朗	新学部設置準備室担当部長

【京都華頂大学 自己点検・評価実施委員会 委員】

号	所属又は役職等	委員名	備考
(1)	教学部長	山川宏和	副委員長
(2)	学部教務主任	西川由紀子 堀出雅人 根岸裕子	こども生活学科 生活情報学科 食物栄養学科
	学部学生・進路主任	山中信子 堀出雅人 林 育代	こども生活学科 生活情報学科 (再掲) 食物栄養学科
(3)	総務部長	小船克己	委員長
(4)	事務局各課長	二橋良憲 前田由起 山下美紗 細川博世 中村拓郎 岡田宏一 山崎泰子 奥田大信 薮田里美	学生課長 修学支援課長 キャリア支援課長 教学課長 入学広報課担当課長 総務部担当部長・総務課長事務取扱 経理課長 総務課担当課長 図書課長

■ 自己点検・評価の組織図

【京都華頂大学自己点検・評価実施体制】

自己点検・評価委員会	委員長（学長） 副委員長（副学長） ALO 委員（学部長・学科長・付属機関の長、事務局長・各部署長）
------------	---



自己点検評価実施委員会	委員長（総務部長） 副委員長（教学部長） 委員（教務主任、学生・進路主任、事務局各課長）
-------------	--

■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

平成 29 (2017) 年度に、公益財団法人日本高等教育評価機構による認証評価を受けるため自己点検評価委員会を開催して自己点検評価を実施し、評価報告書を公表した。

平成 30 (2018) 年度には、文部科学省から示された「教育の質に関する客観的指標」の充足を目標に、大学・短期大学の学部長や学科長を始め、各学科の教務主任や学生・進路主任、教育開発センター長、事務局の部課長等で構成する「教育の質保証プロジェクトチーム」を立ち上げ、チーム員を「教育（制度）改革部会」「内部質保証（IR）部会」「高大接続改革担当部会」の 3 部会に振り分けて検討を行った。

プロジェクトチームでの検討は各部会単位に熱心に進められ、懸案であった、大学・短大の「三つのポリシーの見直し」や「カリキュラムツリーの作成」「アセスメントポリシーの作成・公表」「シラバスの改訂と第三者チェックの実施」などの改革が進んだ。

この活動は、教育の質保証につながる具体的な成果を上げることが目標に取り組んだものであり、現在の教育活動へと続く基盤の整備が実現でき、大きな成果を上げることができた。

同時にこの活動の過程では、現状の課題を洗い出す「自己点検評価」をベースに検討が進められたことから、現状分析の結果を自己点検評価報告書として取りまとめ、令和元年度に公表を行った。

さらに、令和 2 (2020) 年度には京都華頂大学に併設の華頂短期大学が一般財団法人短期大学基準協会の認証評価を受審したが、施設や設備を共用し、事務職員も両大学の事務を担当するなど一体的に運営をしていることもあり、教育課程以外の部分の点検では共通する点が多く、実質的に大学の自己点検評価にもつながるものと考えている。

その後、コロナ禍の発生により十分な自己点検評価を行えなかったが、大学・短期大学の活動を取りまとめた「学報」を継続して作成して在学生や保護者に配付したほか、主要事業の活動実績を取りまとめた事業報告書を作成し、学校法人のホームページで公表している。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和 5 年度を中心に）

(1) 自己点検評価

本学では平成 31 (2019) 年 4 月に、三つの方針を踏まえた将来プランの指針ともなる「京都華頂大学・華頂短期大学基本方針」を策定している。

基本方針は、「教育研究の基本方針」と「管理運営等の基本方針」とで構成し、現状分析に基づく施策の目標や方針、具体的な取り組み内容を示している。

本学では、この方針に沿って着実に事業を遂行してきたが、制定後 4 年が経過することから、令和 5 (2023) 年 9 月に自己点検評価委員会を開催し、基本方針の各項目と認証評価機関が定める評価基準の対比表を示したうえで、基本方針に即した令和 4 年度の事業実施状況の取りまとめ（点検）と課題のチェック（評価）作業を開始した。

(2) 自己点検評価書の作成

上記検討作業を通じて、各部署の担当者に認証評価機関による多岐にわたる評価基準

（観点）の理解が進んだことや令和 6 年度には認証評価機関による認証を受けることから、令和 6（2024）年 2 月からは、令和 5（2023）年度の事業実施状況を中心に自己点検評価報告書の作成に着手し、併行して、これらを踏まえた基本方針の改正案の検討作業を進めた。

(3) 自己点検評価書の提出

令和 6（2024）年 5 月から評価報告書のとりまとめと各種データの時点修正作業を開始し、6 月 27 日開催の自己点検評価委員会の上承を得て、6 月 30 日付けで大学・短期大学基準協会に自己点検・評価報告書を提出した。

【基準 I ミッションと教育の効果】**【テーマ 基準 I-A ミッション】****<根拠資料>****提出資料**

- 1 Kacho Guide Book 2023（大学案内）
- 4 本学ウェブサイト
「建学の精神」「教育方針」「学訓」
<https://www.kyotokacho-u.ac.jp/guide/spirit/>
受験生応援サイト①
<https://style.kyotokacho-u.ac.jp/history/>
受験生応援サイト②
<https://style.kyotokacho-u.ac.jp/course/new-department.html>
日本文化学部概要（設置認可申請中）
<https://www.kyotokacho-u.ac.jp/faculty/japaneseculture/>
- 5 京都華頂大学学則

備付資料

- 1 就職に関する協定書
- 2 社会貢献活動に関する企画書・報告書
- 3 華頂公開講座チラシ（令和 4 年度・令和 5 年度）

【区分 基準 I-A-1 ミッションを確立している。】**<現状>**

本学は、浄土宗の宗祖法然上人の 700 年忌を記念して明治 44(1911)年に創立された華頂女学院を起源とし、法然上人のみ教え*を建学の精神として、平成 23(2011)年 4 月に開学した。

このため、本学学則（提出資料 5）第 1 条には「仏教精神に基づき教育基本法及び学校教育法の趣旨にのっとり、広い教養を基盤として、深く専門の学芸を教授研究し、国家社会の福祉に貢献しうる心身共に健全なる女子を育成することを目的とする。」と定めている。

本学の教育方針は「生命の尊さを深く理解し、素直に感謝のできる社会人の育成」とし、学訓「和顔愛語」（和やかで穏やかな顔立ちと態度、思いやりのあるやさしい言葉や行動）とともに、本学が目指す教育目標を明確に定めている。

*「阿弥陀如来の平等の慈悲を信じ、念仏を唱えればどのような人も極楽浄土に生まれることができる」（趣旨）

こうした本学のミッションは、大学案内（提出資料 1）や広報誌、受験情報誌等の印刷物を始め、本学のホームページ（提出資料 4）や大学紹介サイト等のウェブ広報（提出資料 4・受験生応援サイト①）など、多様なメディアを通じて内外に表明している。

また、新入生には入学式や学科別のガイダンス、在学生には各学期の始めに行うオリエンテーションの際に各年度の教育目標等の周知を図るとともに、総合基礎演習（1 回生ゼミ）等の授業や各学科ごとに毎週行うホームルーム、創立記念式典や授戒会、聖日の集い等の行事においても啓発に努めている。

さらに、在学生の保護者には総会や保護者面談会等の機会を通じて周知するとともに、学園祭等の学校行事にも積極的に参加を促して教育の現状を理解いただくよう努めており、本学のミッションは広く周知されている。

【区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

＜現状＞

本学では、①教育研究の成果を地域社会に還元する取り組みや、②本学の学生が地域の様々な団体（行政機関やボランティア団体、地元の自治会や商店街など）と連携して取り組む地域貢献活動、③本学の学生がクラブ・サークル活動等を通じて行う奉仕活動や、学生が行政機関の委員等として参加する活動など、様々な取り組みを継続的に実施しており、地域・社会の一員としてその発展に貢献している。（備付資料 2）

同時にこうした活動は、学生にとっても専門的な知識や技能の習得以外に、在学中に得られた貴重な経験として、卒業後の生活や仕事などの様々な機会に生かされるものと考えており、今後も学生の課外活動の充実に積極的に取り組むこととしている。

また食物栄養学科では、下記②のとおり、東山地区の食品ロス削減啓発活動や地域住民を対象とした健康チェック、食事のアドバイスや料理教室など、地域住民の健康増進に資する普及・啓発活動や府内の食育推進活動の推進など、食生活を通じた環境保全活動を行っており、こうした地域貢献活動が認められ、令和 5 年度に京都市から「京都環境賞」特別賞（環境担い手賞）を受賞した。本学としても大変名誉なことであり、今後も様々な形で地域貢献活動に寄与していくこととしている。

さらに本学では、京都府・滋賀県・福井県・福岡県と就職協定を締結し、就職関連イベントの開催や企業情報の周知等を通じて、大学と自治体が連携しながら学生の就職活動の支援や提携先府県への就職の促進を図っている。（備付資料 1）

【社会貢献活動の実施状況 ①】（令和 5 年度）

事項（事業）名	取り組み内容
華頂公開講座 （本学主催）	8 月～1 月（4 回） 受講者数：延 157 人 ・ 本学の教員を中心に、日頃の教育研究活動の成果を

(備付資料3)	報告する機会を設け、地域社会における生涯学習と文化の向上に貢献 ・令和5年度は、令和6年度に開設する「生活情報学科開設記念講演」と題して「コロナ後の私たちの暮らしを考える」をテーマに、新学科に就任予定の専任教員4名による講座を実施
京都市東山図書館との連携・協力（本学）	・本学図書館と東山図書館は日常的な交流を行っており、大学のほか華頂短期大学附属幼稚園が選書した図書を年3回程度東山図書館において推薦図書として展示する事業等を実施

【社会貢献活動の実施状況 ②】（令和5年度）

事項（事業）名（連携団体等）	取り組み内容（学生主体の取り組み）
「白川清掃ボランティア活動」（本学主催）	6月、10月（2回） ・大学の近くを流れる「白川」に学生50名ほどが入ってゴミや雑草を除去
「もっぺん陶器東山」（東山エコまちステーション）	6月 ・食品ロス削減に関する啓発ブース運営 ・食品ロス削減啓発のためのおむすびサンドやライスバーガーの販売
祇園祭「綾傘鉾」の運営支援	7月 ・祇園祭「綾傘鉾」で配布する「ちまき」作りや、当日の運営（案内やちまき販売など）
「弥栄学区健康すこやか学級」（京都市東山区役所）	9月 ・高齢者にアイスクリームづくりを指導
華頂祭（学園祭）（本学）	10月 ・フードドライブの実施（家庭で余っている食べ物を持ち寄り、フードバンクなどに寄付する 取組） ・体組成測定と食生活アドバイス
東山区民ふれあいひろば（京都市東山区役所）	11月 ・模擬店出展 ・骨量測定と食生活アドバイス
フードバンク こども支援プロジェクト （NPO 法人）	12月、3月（2回） ・長期休みに学校給食が無くなり、空腹でつらい思いをしている子どもたちにフードバンクで集まった食品を届けるための仕分け作業
エコクッキング講習会 （東山区地域ゴミ削減推進会議）	2月 ・メニューの考案 ・当日の講師やサポートスタッフとして学生が参加

【社会貢献活動の実施状況 ③】(令和5年度)

事項(事業)名	取り組み内容(実施クラブ・サークル)
「子ども読書の日」おたのしみ会 (京都市東山図書館)	(絵本・お話出前クラブ「ぐりとぐら」) ・京都市東山図書館の事業にボランティア参加し、絵本の読み聞かせやパネルシアターを実施
京都市「東山の未来」区民会議 学生委員 (京都市)	・京都市東山区役所の要請を受け、本学の学生1名が区民会議の学生委員として参画
事業所のごみ減量活動に関する 市民モニター (京都市)	・京都市環境政策局の要請を受け、本学の学生2名が市民モニターとして協力
共生のまちづくりプロジェクト (社会福祉法人 京都福祉サービス協会)	・社会福祉士資格をめざしている学生が(団地を中心とした)共生のまちづくりプロジェクトに参加し、ボランティアスタッフとして住民の方々と活動

＜テーマ 基準Ⅰ-A ミッションの課題＞

本学は、華頂短期大学の伝統を礎に平成23(2011)年に1学部1学科の大学として開学以来、平成28(2016)年には大規模な施設改修を行いながら新たに「食物栄養学科」を設置し、さらに令和6(2024)年には学部の名称を「現代家政学部」から「現代生活学部」に変更のうえ「生活情報学科」を開設して1学部3学科体制の大学とするなど、社会情勢の変化を見据えながら、既存の施設や設備を有効に活用し、年次計画的に体制の整備と教育内容の拡充を図ってきた。

これにより、現代生活学部においては「個人の意欲と能力に応じて多様な生き方を選択できる豊かで活力ある男女共同参画・多文化共生社会推進の担い手となる人材の育成」を教育目的とし、研究領域も「衣食住生活や子育て、消費、家計から、情報、福祉、地域・社会との関わり、情報通信技術の活用などの身近な生活課題にアプローチする」として、より幅広い課題への対応力を身に付けることを目標としている。(提出資料4-受験生応援サイト②)

このように、本学におけるこれまでの教育組織の改組改編は建学の精神や大学としての教育目的に沿ったものとなっているが、急激な少子化は今後も続き2060年には出生数が50万人を下回るとも言われており、こうした状況は、私立の教育機関の基盤である学生数の減少に直結する緊喫の課題であり、本学においても、長期的な社会構造の変化や経済情勢の動向を見据えながら、建学の精神を基にした今後の教育体制や運営の在り方を検討し、永続的な運営を図るための改革に取り組む必要がある。

＜テーマ 基準Ⅰ-A ミッションの特記事項＞

本学では、令和7(2025)年度に日本文化学部(学科は日本文化学科のみ)の設置に向けて認可申請手続きを行っている。(提出資料4-日本文化学部の概要)

日本文化学部を設置は『日本の豊かな文化の源泉である京都にあつて、その歴史と価値に直接触れて学ぶ体験を提供すること、異文化コミュニケーションの機会に富み、多様な他者とのコミュニケーション能力の向上をもたらすこと、経済活動としての観光・伝統産業の担い手の育成を行うこと、新たな価値の創造と発信の学びを共有することを通して、多文化共生社会の実現を担う人材を養成する社会的な責任を有している』との認識のもと、『多様な日本文化を創造、発展、継承させてきた国際都市・京都において蓄積された文化資源を活用して、日本文化を構成する歴史文化、表現文化、京都文化、地域・和食文化、現代文化などの専門的な知識と日本文化を深く探求する力や新しい文化創造に寄与する能力を修得し、グローバル化、情報化、少子高齢化の進展にともない、人々の価値観や生活様式が多様化している現代社会において共有される考え方や価値基準の体系である文化に触れ、多文化・多様性を理解し価値観を尊重する豊かな人間性と、提案力・実行力などのソフトスキルを備えた職業人として、社会に貢献できる資質・能力を備えた人材を養成する』こととしており建学の精神のもと、既存学部を含めて一貫性のある教育体系となっている。

【テーマ 基準 I-B 教育の効果】

＜根拠資料＞

提出資料

- 1 Kacho Guide Book 2023（大学案内）
- 3 2023 履修要綱
- 4 本学ウェブサイト
 - 学部・学科の教育目的
 - 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
 - 教育課程実施の方針（カリキュラムポリシー）
 - 入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）
 - 「公表情報コーナー」
 - <https://www.kyotokacho-u.ac.jp/guide/release/>
 - 学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）
 - 「教育理念・特色」
 - <https://www.kyotokacho-u.ac.jp/guide/feature/>
- 8 シラバス（令和 5 年度）

備付資料

- 9 卒業時アンケート結果
- 10 授業（評価）アンケート結果
- 20 卒業生アンケート結果
- 21 就職先企業・事業所に対するアンケート結果

【区分 基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標を確立している。】

＜現状＞

本学の教育目的は、学則第1条に「仏教精神に基づき教育基本法及び学校教育法の趣旨にのっとり、広い教養を基盤として、深く専門の学芸を教授研究し、国家社会の福祉に貢献しうる心身共に健全なる女子を育成することを目的とする。」と定めている。（再掲）

さらに学部・学科の教育目的・目標を次のように定め、ホームページを通じて学内外に表明するとともに履修要綱（提出資料3）にも掲載し、教員や学生にも周知されている。（提出資料4-学部・学科の教育目的）

【現代家政学部・現代家政学科の教育目的】

健全な人間社会の建設を目指し、人間の生活構造という空間的な横軸と人生設計という時間的な縦軸双方からのアプローチを通じ、児童期、成年期、及び高齢期各期各々における家族・家庭のあり方を研究教育の対象として、自立した生活者と職業人との両面から、社会に貢献しようとする意欲を持ち続けることができる人材を育成する。

【現代家政学部・食物栄養学科の教育目的】

人々の生活構造と生涯のライフデザインとの両面から生活習慣病の発症予防と重症化予防、疾病の治療並びに介護予防に係る課題を教育研究の対象として、生活者の視点に立ち、地域社会の医療、介護、保育、教育、保健等の場において、健康の維持・増進を目指す栄養の指導ができる高度な専門的知識と技能を身に付けて「健康長寿社会の実現」に貢献できる人材を育成する。

また本学では毎年、授業（評価）アンケート（備付資料10）や卒業時アンケート（備付資料9）、卒業生アンケート（備付資料20）、就職先企業・事業所に対するアンケート（備付資料21）を実施しており、学部・学科の教育目的が十分な成果を上げ、地域・社会の要請に応えているかについて点検を行っている。

【区分 基準Ⅰ-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。】

＜現状＞

本学の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）（提出資料4）では「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「総合的な学習経験と創造的思考力」の観点から備えるべき資質・能力を学科レベルで定めて具体的に示している。（基準Ⅱ-A-1）

また、教育課程実施の方針（カリキュラムポリシー）（提出資料4）では、全学部共通科目、専門教育科目を体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業科目を開講することとし、ディプロマ・ポリシーの達成のための教育課程や教育内容・方法を定める基本的な方針を示している。（基準Ⅱ-A-2～3）

また、各学科ごとに示したカリキュラムポリシーにおいては、ディプロマ・ポリシーで示

した4つの観点に沿って、より具体的に学習の目的や目標を示すとともに、学習成果の評価についても示している。

さらにシラバス（提出資料8）においては、各授業科目ごとの学習成果・到達目標を具体的に示すとともに、ディプロマ・ポリシー（の4つの観点）との関連性、評価方法や基準、課題に対するフィードバックの方法等について具体的に示している。

本学では、ディプロマ・ポリシーに示した学習成果の到達目標の達成度評価の基準として学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）（提出資料4）を定め、ディプロマ・ポリシーで示された資質・能力の達成度を「科目レベル」「学科（専攻）レベル」「大学全体レベル」で評価することとし、それぞれの評価区分ごとの評価指標を示し、客観的基準に即して学習成果の評価を行っている。

教育活動の指標となる上記ポリシーは、本学のホームページ等を通じて学内外に表明しており、各種アンケートの結果を踏まえて点検を行っている。（追記）

【区分 基準Ⅰ-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。】

＜現状＞

本学では、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程実施の方針（カリキュラムポリシー）、入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）を、学部・学科ごとに以下のとおり一体的に策定し、ホームページ等を通じて公表するとともに、大学案内（提出資料1）やオープンキャンパス等の機会を通じて入学希望者に周知している。

また、ディプロマポリシーを含む三つの方針については、一貫性・整合性を図る観点から平成30年度に教職協働で再検証を行うとともに、学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）を策定し、学修活動の実態把握、学修成果の測定による教育成果の適切性の検証・評価ができるようにしている。

【現代家政学部の3つのポリシー】

*** 学科ごとの3つのポリシーは、基準Ⅱ-A-1～4に記載**

《学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)》

現代家政学部では、家族・家庭、地域、社会における生活に関する専門的な知識を修得し、多様な価値観を尊重する豊かな人間性と変化を続ける社会の担い手として貢献できる資質・能力を備えた者に学士（家政学）の学位を授与する。

《教育課程編成の方針(カリキュラム・ポリシー)》

現代家政学部は、現代家政学科と食物栄養学科の2つの学科を置き、学位授与の方針に定める資質・能力を身に付けるため、各学科の専門教育課程において専門的知識と技術を修得するとともに幅広い視野の下で現代家政学を修めることを目指し、各学科の学位授与の方針に基づいて教育課程を編成する。

《入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)》

現代家政学部は、学位授与の方針に定める人材を養成するため、高等学校等における学習や経験を通じて、次のような基礎的な知識、思考・判断力、表現力等により主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を身に付け、自ら課題を発見し、探求しようとする意欲ある者を受入れるものとし、多様な選抜方法を各学科において適切に実施する。

(1) 知識・理解

高等学校等の教育課程を幅広く修得し、各学科の専門分野の修学に必要な基礎的知識を理解している。

(2) 思考・判断

生活の上での問題について、身に付けた知識・技能を基に、論理的に考え、他者へ客観的に説明しようとすることができる。

(3) 関心・意欲・態度

課題等について、関心と意欲を持ち、課題解決に向けて主体的に探求し、最後まで取り組むことができる態度を有している。

(4) 技能・表現

他者と積極的に関わることができ、他者に対して自分の考えを口頭・文章等によって表現することができる。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題＞

三つの方針は平成 30 年度に見直しを行って現在の方針を策定したが、令和 6 年度の学部・学科改編に伴い、新たに「こども生活学科」と「生活情報学科」を設置したことから、両学科に係る方針を新たに定めるとともに「食物栄養学科」についても現行の方針の点検を行った。

もとより三つの方針は、大学の教育目的や建学の精神と一体のものであり、学部・学科や教育課程の改編に伴う見直し等に当たっても、常にこれらの方針との整合性の確認が不可欠であるが、この点において、教職員の異動や新規採用による新規配属者への三つの方針の理解促進・定着が重要となっている。

本学では、新年度及び新年の最初の勤務日に、全設置校（附属幼稚園・高等学校・短期大学・大学）の教職員全員を対象にした「職員連絡会」を開催し、大学の学長（学校法人佛教教育学園副理事長兼務）等から講話を行っているが、この際には毎回、大学の使命等に関する訓示があり、全教職員は気持ちを新たにしている。

このほかにも、毎月 25 日に行う聖日の集いや花まつり、授戒会などの宗教行事のほか、入学式や卒業式、創立記念式典などの諸行事も本学の教育目的の理解促進に通じることから、今後も特に新規配属者の参加を進め、教育内容の充実を図る必要がある。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項＞

特になし

【テーマ 基準 I -C 内部質保証】

＜根拠資料＞

提出資料

- 4 本学ウェブサイト
学部・学科の教育目的
「公表情報コーナー」
<https://www.kyotokacho-u.ac.jp/guide/release/>
学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）
「教育理念・特色」
<https://www.kyotokacho-u.ac.jp/guide/feature/>
- 6 京都華頂大学自己点検・評価委員会規程
- 7 京都華頂大学自己点検・評価実施委員会規程

備付資料

- 6 京都華頂大学・華頂短期大学 学報
- 9 卒業時アンケート結果
- 10 授業（評価）アンケート結果
- 11 公開授業実施に関する資料
- 13 履修系統図（カリキュラムマップ）
- 14 ナンバリング
- 15 ティーチング・ポートフォリオ
- 16 PROG テストの実施状況
- 18 学修ポートフォリオに関する資料

【区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。】

＜現状＞

本学では、学長を委員長とし、学部長、学科長、附属機関の長、事務局長及び事務局の部長等で構成する自己点検・評価委員会（提出資料6）を設置するとともに、委員会のもとに、学部の教務主任や学生・進路主任、事務局の各課長で構成する自己点検・評価実施委員会（提出資料7）を置き、平成 29(2017)年度に公益財団法人日本高等教育評価機構による認証評価を受け、その内容を自己点検評価書として公表した。

また、翌年も自己点検評価を行い、自己点検評価報告書をホームページで公表するとともに、各年度の事業実施状況については、学内で点検・取りまとめのうえ、学校法人のホームページを通じて公表している。

さらに毎年、学部・学科や所属教員の教育研究活動や附属機関の活動実績、卒業生の活躍状況などを短期大学の活動実績とともに取りまとめた「京都華頂大学・華頂短期大学 学報」

(備付資料 6) を発行して、在学生や保護者、関係先に送付し、情報公開を行っている。

このほか、本学の諸活動に対する意見は、高等学校への学校訪問や入試説明会等の機会を通じて聴取しているほか、毎年 2 回、保護者面談会を開催して広く意見を伺っている。

【区分 基準 I -C-2 教育の質を保証している。】

＜現状＞

本学では、平成 30(2018)年度に教育質保証プロジェクトチームを立ち上げ、3つのポリシーの見直しを行うとともに「学修成果の評価に関する方針(アセスメント・ポリシー)」の策定」や「シラバスの改訂と第三者チェックの実施」等を行った。(提出資料 4)

アセスメント・ポリシー(提出資料 4)の評価区分は、「各科目の成績評価」のほか、学科レベルの「単位取得状況」や「学修ポートフォリオ」「通算 GPA」「卒業研究」、大学レベルの「学位授与状況」や「就職率／進学率」「卒業生アンケート」など 16 項目で編成し、運用している。

また、アセスメント・ポリシーの評価区分を組織的・体系的に検証するため、授業評価アンケートの実施結果(備付資料 10)や PROG テスト(備付資料 16)の分析結果の検討、学生が自らの学習の履歴、成長の記録、学習成果の達成状況について整理・点検する学修ポートフォリオ(備付資料 18)の確認等を通じて、学習成果の評価項目や手法の点検や教育課程の適切性の検証を行うとともに、履修系統図(カリキュラム・ツリー)(備付資料 13)やナンバリング(備付資料 14)の見直し、アクティブ・ラーニング等の教育内容・方法の改善、ティーチング・ポートフォリオの作成(備付資料 15)など、教育の質の向上・充実や教職員の資質向上に活かしている。

＜テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題＞

本学は華頂短期大学との一体運営を行っており、両大学の建学の精神や教育理念は共通であり、それぞれの教育目標を達成するための教育資源(人的資源、物的資源、技術的資源)及び財的資源は実質的に共用することを前提に確保・配置されている。

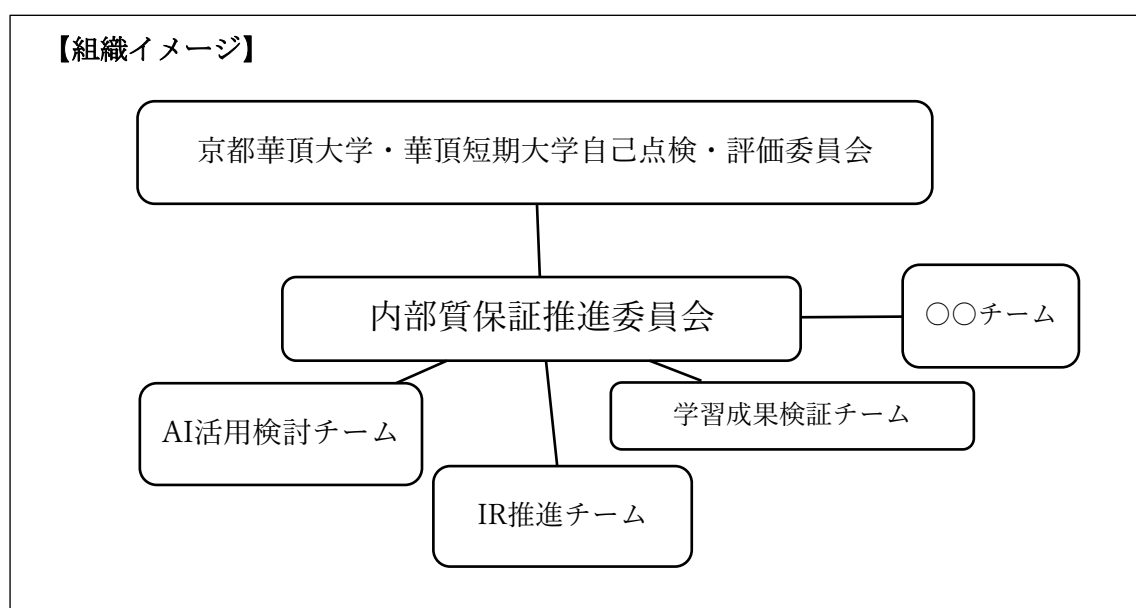
両大学においては、教育課程や獲得を目指す専門的な知識・技能の範囲や修得に要する期間は異なるものの、同じ建学の精神、同じ教育理念の下で獲得を目指すジェネリックスキルもまた共通しており、教職員のみならず在学生も、共通の学習環境の下で均等の教育サービスを提供(又は享受)できるよう努めている。

このため両大学では、学校教育法や私立学校法等の法令、大学(短期大学)設置基準等に定められた個別の基準を満たしたうえで、三つのポリシーに基づく教育の充実・改善や学生の生活、課外活動、就職等に関する支援、教育資源や運営・管理体制の充実等を一体的に進めており、教学運営に関しては、必要に応じて開催する合同教授会や両大学共通の連絡会議等を通じて情報の共有を図るとともに、公開授業(備付資料 11)等の FD の共同実施も進められている。

このような本学の特徴を踏まえ、今後は、両大学を対象に横断的な自己点検評価を継続的に行うとともに、自律的な改革サイクルを定着させる体制づくりを進める必要がある。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

上記課題に対応するため、京都華頂大学と華頂短期大学に個別に設置している自己点検・評価委員会を統合のうえ、そのもとに、点検・評価結果の検証と改革プログラムの企画・実践を行う全学的な推進組織として「内部質保証推進委員会」を設置し、さらに個別課題ごとにチームを編成して対応案の検討を行う体制を確立して、内部質保証体制の強化を図ることとしている。



<基準 I ミッションと教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

【改善計画】

第4次産業革命と言われる時代を迎え、今後とも人々の価値観が一層多様化する現代社会の様々な要請に応えていくためには、本大学においても今後さらに学問領域を拡大する必要があり、新たな学部等の設置や教育課程の改編等の取り組みを進めていく。

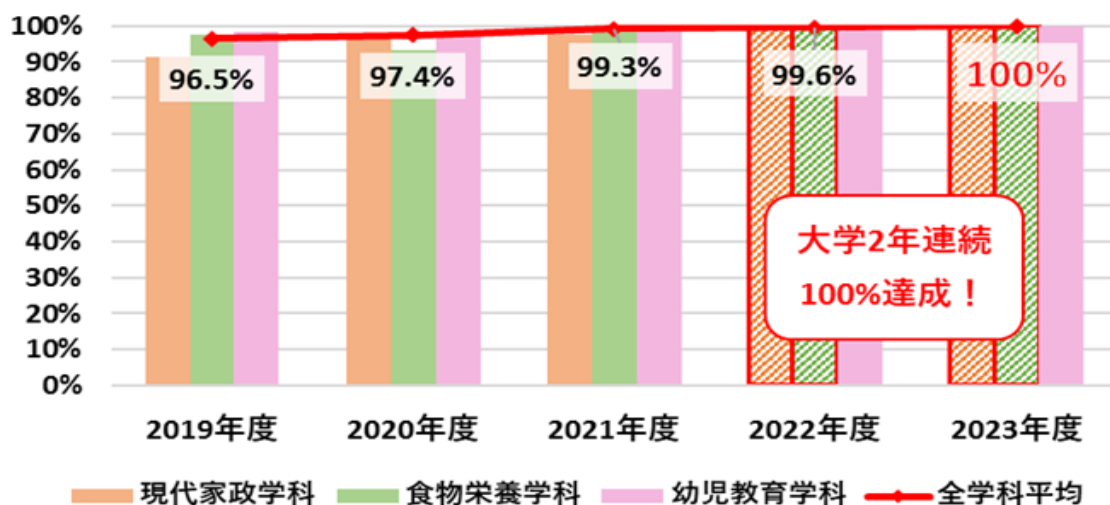
【実施状況】

社会の動向は、学生の志願傾向にも大きく影響を与えることから、本学においても、令和5年度から既存学科の収容定員の見直しを含む学部学科の再編計画を進め、令和6年度には、1学部2学科から1学部3学科に再編し、さらに令和7年度には2学部4学科を設けた大学へと改革を図っている。

なお本学では長年にわたり、小規模校ならではの徹底して学生に寄り添った教育・指導を実践してきたが、近年は以下のとおり大きな成果として実を結んでいる。

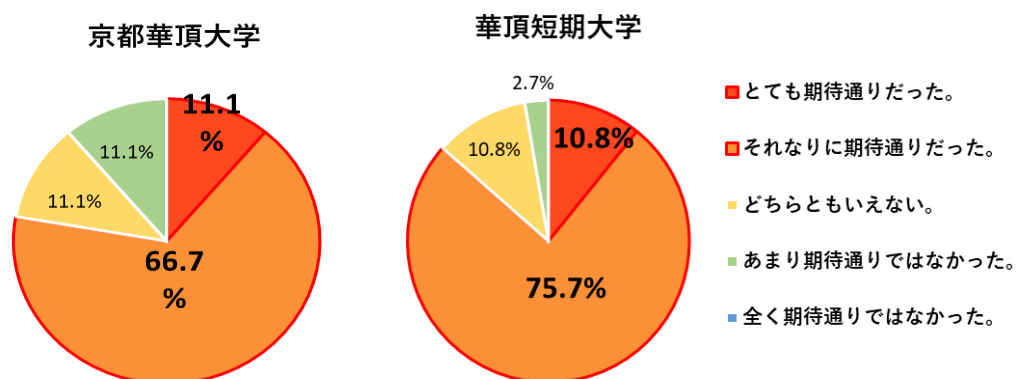
- (1) 就職決定者の割合（就職決定者数／就職希望者数）は、毎年高水準を維持しており、令和 5(2023)年度は大学・短期大学とも 100%（大学は 2 年連続 100%）となっている。
- (2) 2024 年 3 月卒業予定の大学・短期大学生を対象に行った「学生生活の満足度」に関する調査（卒業生アンケート）では、「本学での学校生活を振り返って期待通りだったか」という問いに「とても期待通りだった」「それなりに期待通りだった」と回答した学生が、大学では 77.8%、短期大学では 86.5%となっている。
また、「本学に入学・在籍したこと」について「とても満足している」「ある程度満足している」と回答した学生が、大学では 88.9%、短期大学では 97.3%に上り、高い評価を得ている。
- (3) 管理栄養士資格を得るための国家試験合格率が 2023 年度は 78.4%となり、全国平均（49.3%）を大きく上回る結果となっている。

直近5ヵ年における就職決定率の推移

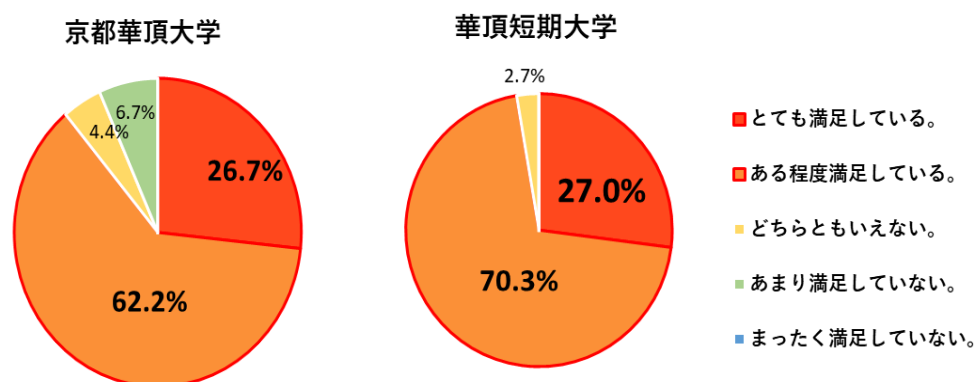


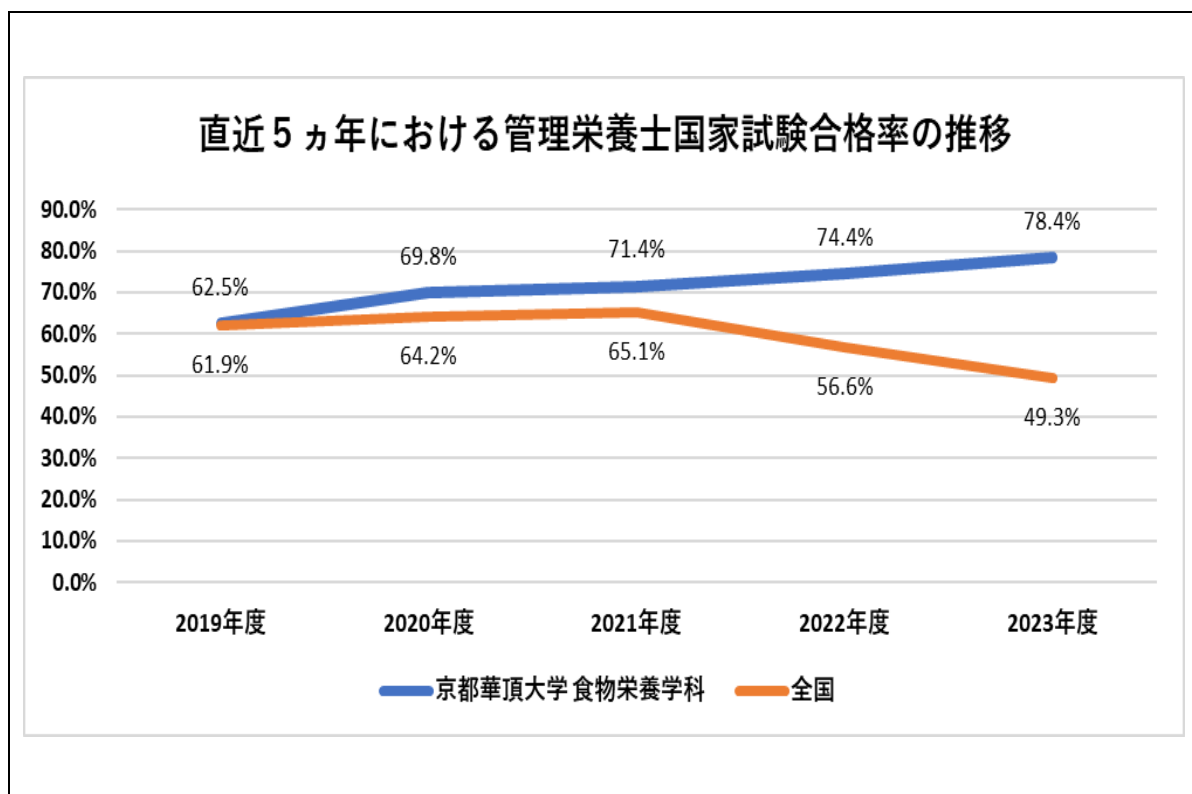
■ 満足度調査

Q 本学での学校生活を振り返って、期待通りでしたか。



Q 総合的に考えて、本学に入学し在籍したことに、あなたはどの程度満足していますか。





(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

令和6年度から令和7年度に続く教育組織の改組改編は、その成果や課題を見極めながら将来計画の立案に結び付ける必要があり、新しい分野の教育を伴うことから、特に教育の質保証に係る検証に向けた自己点検評価体制の拡充に取り組むこととする。

(基準Ⅰ-C 内部質保証の特記事項のとおり)

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】**[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]****<根拠資料>****提出資料**

- 1 Kacho Guide Book 2023（大学案内）
- 3 2023 履修要項
- 4 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
教育課程実施の方針（カリキュラムポリシー）
入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）
本学ウェブサイト～「公表情報コーナー」
<https://www.kyotokacho-u.ac.jp/guide/release/>
学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）
本学ウェブサイト～「教育理念・特色」
<https://www.kyotokacho-u.ac.jp/guide/feature/>
- 5 京都華頂大学 学則
- 8 シラバス（令和 5 年度）
- 10 2023 入学者選抜実施要項・入学願書

提出資料－諸規程集

- Ⅲ-1-2 京都華頂大学 学位規程
- Ⅲ-3-15 京都華頂大学 成績評価規程
- Ⅲ-3-16 京都華頂大学 試験規程
- Ⅲ-3-17 京都華頂大学 GPA 運用内規

備付資料

- 16 PROG テストの実施状況
- 20 卒業生アンケート結果
- 21 就職先企業・事業所に対するアンケート結果

[区分 基準Ⅱ-A-1 授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

<現状>

本学における学位は、京都華頂大学 学位規程（提出資料－諸規程集－Ⅲ-1-2）第 3 条に基づき「深く専門の学芸を修め、広く教養を培い、知的道徳的及び応用的能力を有し、京都華頂大学学則（提出資料 5）の定めるところにより、本学学部を卒業した者に授与する」こととしている。

この要件は、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー) (提出資料4) において、建学の精神及び教育目的を踏まえて、各学科ごとに「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「総合的な学習経験と創造的思考力」の4つの観点でより具体的な到達目標を定め、明確化している。

また、この要件は本学のホームページ(提出資料4) 及び大学案内(提出資料1) や履修要項(提出資料3) を通じて表明するとともに、学位授与の方針は、卒業生アンケート(備付資料20) や就職先企業・事業所に対するアンケート(備付資料21) 等の結果も踏まえて点検している。

さらに、学位授与の方針を含む三つの方針は平成30年度に見直しを行って現在の方針を策定したが、令和6年度の学部名・学科名の名称変更、及び「生活情報学科」の設置に伴い、新たに方針を定めるとともに「食物栄養学科」についても現行の方針の点検を行っている。

【現代家政学科の学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)】

現代家政学科では、学部の学位授与の方針に基づき、以下の資質・能力を総合的に身に付け、知識基盤社会の発展に貢献できる力を備えた者に学士(家政学)の学位を授与する。

(1) 知識・理解

- ・現代の家族・家庭、地域、社会の諸問題に関する専門的知識を有している。
- ・人間の一生(ライフステージ)における各段階の多様な生き方に関する幅広い知識を有している。

(2) 汎用的技能

- ・会話、文章を場面や目的に合わせて適切に使用することができる。
- ・自然や社会的事象について、統計等を用いて分析し定量的に理解できる。
- ・情報通信技術(ICT)を活用した情報の収集・分析によって、情報リテラシーを身に付けることができる。
- ・フィールドワークや事例研究により、情報や知識を深めるとともに定性的に理解できる。

(3) 態度・志向性

- ・課題解決のために、社会のルールに従い自らを律して、自己の良心に従って主体的に行動できる。
- ・相互理解による他者との協調を進め、共通する目標のために協働できる。
- ・知識や技能等を活かして社会に貢献し、市民としての責任を果たすことができる。
- ・生涯を通じて学習する意識を持ち、その基礎を身に付けることができる。

(4) 総合的な学習経験と創造的思考力

- ・獲得した知識・技能、態度等を総合的に活用して、主体的に企画・立案し、地域、社会の課題解決に貢献する能力を有している。

【食物栄養学科の学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)】

食物栄養学科では、学部の学位授与の方針に基づき、以下の資質・能力を総合的に身に付け「健康長寿社会の実現」に貢献できる力を備えた者に学士（家政学）の学位を授与する。

(1) 知識・理解

- ・食物栄養学についての専門知識を有している。
- ・人間の一生（ライフステージ）における各段階の多様な生き方に関する幅広い知識を有している。

(2) 汎用的技能

- ・会話、文章を場面や目的に合わせて適切に使用することができる。
- ・数量データを含む多様な情報を収集・整理・分析し、正しく活用できる。
- ・科学的視点を持って課題を発見し、論理的に分析、解釈することができる。
- ・使命感と責任感をもって職務を遂行するために適切なコミュニケーションを取ることができる。

(3) 態度・志向性

- ・課題解決のために、社会のルールに従い自らを律して、自己の良心に従って主体的に行動できる。
- ・他者との相互理解による協調を進め、共通する目標のために協働できる。
- ・豊かな人間性、生命への尊厳や職業に対する倫理観を持って行動できる。
- ・社会から期待されている専門職としての役割を果たすため、求められる専門性を意識し、主体的に目標を持って学び続けることができる。

(4) 総合的な学習経験と創造的思考力

- ・獲得した知識・技能、態度等を総合的に活用し、地域、社会の人々の健康で豊かな暮らしの実現に寄与できる能力を有している。

【区分 基準Ⅱ-A-2 授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。】

＜現状＞

学部・各学科では、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)（提出資料4）を以下のとおり定め、卒業認定・学位授与の方針で示した4つの観点(「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「総合的な学習経験と創造的思考力」)に沿って、体系的に授業科目を編成するとともに、本学のホームページ（提出資料4）及び大学案内（提出資料1）や履修要項（提出資料3）を通じて表明している。

また、シラバス（提出資料8）においては、各授業の概要や学習成果・到達目標を具体的に示すとともに、アクティブラーニング対象授業では、学生の主体的で能動的な学びをどのような方式で授業に取り入れているかを伝えている。

さらにシラバスには、学習成果の評価に関する事項として、定期試験と平常試験の割合や

評価方法、主たる評価の観点を示して、教育課程編成・実施の方針に準拠した授業運営を行っている。

本学では、京都華頂大学学則（提出資料5）第36条で、卒業の要件として学生が修得すべき単位を科目区分ごとに定めるとともに、合計の単位数を124単位としている。

また、学則第26条では、1年間の履修登録単位数の上限を48単位とするとともに、学生の成績状況によってはこれにかかわらず52単位まで登録可能とし、その基準は、京都華頂大学GPA運用内規（提出資料-諸規程集-Ⅲ-3-17）において定めており、学期GPA及び積算GPAの基準を示したうえで、この基準を上回る場合は当該期における履修単位数の上限を50単位又は52単位とすることができると定めている。

【現代家政学科の教育課程編成の方針(カリキュラム・ポリシー)】

現代家政学科では、学位授与の方針に掲げる目標を達成するために、全学部共通科目、専門教育科目を体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業科目を開講する。教育内容、教育方法、学修成果の評価については次のように定める。

1. 教育課程・授業・学修方法の在り方

(1) 知識・理解

- ・現代の家族・家庭、地域、社会の諸問題やライフステージに関する知識・理解のために、学部共通の基幹科目を置く。

(2) 汎用的技能

- ・会話・文章表現について学ぶために、基本科目に「英語コミュニケーション」、「日本語表現法」などの科目を置く。
- ・自然や社会的事象について理解し、情報リテラシーを身に付けるために、基本科目に「情報処理」などの科目を置く。
- ・実践的な知識を獲得するために「産官学連携実践」など、社会の理解に関する共通科目や、資格・免許に関する演習科目を置く。

(3) 態度・志向性

- ・課題解決のための主体性を獲得するために、専門科目群を置き、各専攻に応じた必修科目を置く。
- ・他者との協調、協働を学ぶため「総合基礎演習」や「現代家政学演習」などの科目を置く。
- ・社会のルールや倫理について学ぶために、学科選択科目に「男女共同参画社会論」、「多文化共生論」などの科目を置く。
- ・知識や技能等を活かして社会に貢献するため「産官学連携実践」、「キャリア教育」、資格・免許の実習科目などを置く。
- ・生涯を通じて学習する意識を身に付けるため、生活、家族・家庭、社会を理解する共通科目を置く。

(4) 総合的な学習経験と創造的思考力

- ・獲得した知識、技能等を総合的に活用し、主体的に問題意識をもって計画・立案したことに取り組むため「卒業演習（論文を含む。）」の科目を置く。

2. 学修成果の評価方法

- ・講義、演習、実習をとおして知識・理解を深め、諸問題を発見・分析・考察した上で、課題解決のための提案能力が備わったかを筆記試験・レポート・口頭発表等により評価する。
- ・GPA による客観的な評価基準を適用する。

【食物栄養学科の教育課程編成の方針(カリキュラム・ポリシー)】

食物栄養学科では、学位授与の方針に掲げる目標を達成するために、全学部共通科目、専門教育科目を体系的に編成し、講義、演習、実験・実習を適切に組み合わせた授業科目を開講する。教育内容、教育方法、学修成果の評価については次のように定める。

1. 教育課程・授業・学修方法の在り方

(1) 知識・理解

- ・現代の家族・家庭、地域、社会の諸問題やライフステージに関する知識・理解のために、学部共通の基幹科目を置き、食物・栄養学に関する専門知識獲得のために学科選択科目を置く。

(2) 汎用的技能

- ・会話・文章表現について学ぶために、基本科目に「英語コミュニケーション」、「日本語表現法」などの科目を基本科目に置く。
- ・情報処理能力を高めるための「情報処理」等の科目を基本科目に置く。
- ・科学的視点を持って情報の収集を行い、論理的に分析・活用・表現できる力を付ける科目、さらにその力をつける実験科目を管理栄養士関連科目群に置く。
- ・課題発見とそれを主体的に解決できる能力及び使命感と責任感をもって職務を遂行するための力を養うための実習・演習科目を管理栄養士関連科目群に置く。

(3) 態度・志向性

- ・課題解決のために自らを律して主体的に行動できる力を養うために、キャリア教育などの科目を置く。
- ・他者との協調、協働を学ぶため「総合基礎演習」や「現代家政学演習」などの科目を置く。
- ・豊かな人間性、生命への尊厳や職業に対する倫理観を持って行動できる力を養うための科目を学科選択科目の中に置くとともに、生活科目群を、さらに基本科目の中に「人権と社会」などの科目を置く。

- ・社会から期待される専門職に求める力を意識し、主体的に目標を持って学び続けることができる力を養うために、管理栄養士関連科目群を置く。

(4) 総合的な学習経験と創造的思考力

- ・獲得した知識、技能等を総合的に活用し、地域、社会において、人々の健康で豊かな暮らしの実現に寄与できる能力を養うため、「卒業演習（論文を含む。）」などの科目を置く。

2. 学修成果の評価方法

- ・講義、演習、実験・実習をとおして知識・理解を深め、諸問題を発見・分析・考察した上で、課題解決に対応する能力が備わったかを筆記試験・レポート・口頭発表等により評価する
- ・GPA による客観的な評価基準を適用する。

【区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うよう編成している。】

＜現状＞

本学の教育課程は、建学の精神である仏教精神について学ぶ「ブッダの教え」と「法然上人の思想と生涯」及びその万民平等救済の理念に基づいた人類共通の課題について討議する「総合基礎演習」からなる総合科目、並びに人間としての生きる基本的な力と幅広い教養を身に付けるための基本科目、さらに総合科目と基本科目の学びの上に建学の精神に基づく学部・学科の専門分野の学びへと発展深化させる発展科目から構成されており、大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう編成している。

【授業科目区分の構成】

(1) 総合科目

総合科目は1回生の科目とし、本学の建学の精神について学ぶ「ブッダの教え」「法然上人の思想と生涯」、個別のテーマを設けてその教育理念を具体的に掘り下げて討議するゼミナール形式の科目の「総合基礎演習」から構成されている。

「総合基礎演習」は、1回生時の導入教育としてのゼミナールと位置付けているが、少人数での活動を通じて建学の精神や教育方針について学ぶとともに、基本科目とも関連させ、学生の課題探求に対する主体性・創造性を育むとともに、人間として生きる基本的な力や社会の一員としての規範を学ぶこととしている。

(2) 基本科目

基本科目は、総合科目による学びの成果を踏まえながら、人間としての生きる基本的な力と幅広い教養を身に付けるための科目群と位置付けており、必修科目とし

ては、国際コミュニケーション能力の向上を目的とした外国語科目「英語」「英語コミュニケーション」や健康管理能力の向上のための科目（「健康スポーツ科学」）、社会人としての基礎的教養科目（「人権と社会」「情報処理」）を置いている。

選択科目では、学生個々人の能力向上への意欲、幅広い学問分野への興味等の需要を満たすための科目として「日本語表現法」や「こころの科学」、「くらしと法律」「社会学概論」「消費者教育」等の科目を置き、主に1回生の間に修得できるよう設定している。

(3) 発展科目

発展科目は総合科目、基本科目の学びの成果を基本に据えつつ、学部・学科の専門的な学芸と知識を学ぶための科目群で、専門分野の学びを通して、人間として生涯にわたり自己を発展させていこうという生きる力を育てることを目的に構成している。

(ア) 学部基幹科目

学部・学科の基幹をなす科目として「現代家政学論」「生活構造論」「ライフデザイン論」を置き、必修科目としている。

学部・学科の教育目的や学問としての特色を学ぶとともに、研究教育の社会的意義についての理解を深め、将来への自覚を芽生えさせることを狙いとしている。

(イ) 学部必修科目

この科目群には、生涯にわたる自己発展性の獲得を目指し、問題意識の設定の仕方や課題解決力、プレゼンテーション力等の伸長を図るための科目として「現代家政学演習」「キャリア教育」「文献購読」「卒業演習（論文を含む）」を置いている。

なかでも、「現代家政学演習」は、総合科目に配置する「総合基礎演習」とのつながりを持ちながら、より専門的なテーマを通して、課題の発見から解決に向けた提案が行えるまでの能力を磨くとともに、達成感や充実感を体感できる機会とするため、3回生から4回生にかけて学生全員が自ら設定した課題に向き合う科目としている。

(ウ) 学科選択科目

【現代家政学科】

現代家政学科には、児童学専攻と生活学専攻の2つの専攻を置いていることから、両専攻に共通する科目群（さらに分野別に生活基礎の理解、家族・家庭の理解、社会の理解に分類）、専門科目群（生活学専攻科目、児童学専攻科目に分類）、関連科目群の3つの科目群で幅広い科目を開講しており、衣服、食物、住居という従来の家政学の分野にとどまらず、人間としての広範な人生設計に関する諸問題について幅広く知識を学習できるよう、体系的に整理している。

(現代家政学科・学科選択科目の開講状況)

共通科目群	生活基礎の理解	家族・家庭の理解	社会の理解
	衣生活論 住生活論 食生活実習Ⅰ,Ⅱ 室内デザイン論 等 7 科目	子供の生活 家族関係論 家族社会学 家庭経済学 等 7 科目	アパレルと流通 生活とメディア 労働法 多文化共生論 等 18 科目
専門科目群	生活学専攻科目		児童学専攻科目
	服飾と社会 食文化 カラーコーディネート論 現代企業論 等 16 科目		子供の運動 保育内容（健康・造形表現等） 教育の基礎と制度（幼・小） 教育心理学、発達心理学 等 14 科目
関連科目群	主に、教員免許や保育士免許等の資格取得に必要な科目を配置 音楽の基礎（ピアノ・歌）、幼児と健康、教職論等 46 科目		

*上記のほか、図書館司書資格、上級ビジネス実務士資格、フードスペシャリスト資格の取得に必要な科目を別途開講している。

【食物栄養学科】

食物栄養学科では、衣生活や住生活という家政学の各分野をバランスよく学ぶ生活科目群、より食物分野に特化した管理栄養士関連科目に分類し、管理栄養士関連科目はさらに専門基礎分野（社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食べ物と健康の3区分）と専門分野（基礎・応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論の5区分）で管理栄養士養成課程の指定科目を中心に構成されている。

また、管理栄養士国家試験受験資格に対応する臨地実習や栄養教諭免許状、食品衛生管理者及び食品衛生監視員任用資格を取得するための免許・資格科目を配置し、より専門性の高い内容について理解を深める科目構成としている。

	生活基本科目	専門科目
生活科目群	家族関係論 衣生活論 住生活論 等 6 科目	管理栄養士特論（Ⅰ～Ⅲ） 計 3 科目

管理栄養士関連科目	専門基礎分野	社会・環境と健康	人体の構造と機能及び 疾病の成り立ち		食べ物と健康
		公衆衛生学（Ⅰ,Ⅱ） 健康栄養概論	解剖・生理学(Ⅰ,Ⅱ) 同上実験（Ⅰ,Ⅱ） 生化学（Ⅰ,Ⅱ） 病理病態学（Ⅰ,Ⅱ） 等 11 科目		調理学 調理学実習（Ⅰ,Ⅱ） 食品学（Ⅰ,Ⅱ） 食品学実験（Ⅰ,Ⅱ） 等 10 科目
	専門分野	基礎・応用栄養学	栄養教育論		臨床栄養学
		基礎栄養学 基礎栄養学実験 応用栄養学（Ⅰ,Ⅱ） 等 6 科目	栄養教育論（Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ） 栄養教育論実習(Ⅰ,Ⅱ) 計 5 科目		臨床栄養学(Ⅰ～Ⅳ) 臨床栄養学実習 （Ⅰ,Ⅱ） 等 6 科目
		公衆栄養学		給食経営管理論	
		公衆栄養学（Ⅰ,Ⅱ） 公衆栄養学実習 計 3 科目		給食経営管理論（Ⅰ,Ⅱ） 給食経営管理論実習 計 3 科目	

【区分 基準Ⅱ-A-4 授与する学位分野ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。】

<現状>

本学では、学位授与の方針に定める人材を養成するため、高等学校等における学習や経験を通じて、基礎的な知識、思考・判断力、表現力等により主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を身に付けており、自ら課題を発見し、探求しようとする意欲ある者を受入れることとしており、この内容を具体的に示すため、学科ごとに入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）を定め、大学案内（提出資料1）や入学者選抜実施要項（提出資料10）、ホームページ（提出資料4）等を通じて入学志願者に周知している。

大学案内等においては、本学の伝統や実績、学びの特色やカリキュラムツリー、キャリアサポートのほか、入学金や授業料等の必要な経費や奨学金等の支援策など、4年間の学びを具体的に描けるよう、様々な媒体を利用して周知している。

また、入学試験の実施に当たっては、一般選抜に加え、総合型選抜（対話型・自己推薦型）、学校推薦型選抜（指定校・一般・公募型）を実施し、多様な選抜方法によって志願者の受験機会を広げることとしている。

総合型選抜では、学力検査だけに寄らない方法で受験生を総合的に評価するため、面談やスクーリング、レポート作成等の方法により受験生の人物像と大学の求める学生像との適合状況を判定するほか、オープンキャンパスに参加のうえ、指定プログラム（①志望学科の体験授業と②入学試験対策講座を受講）に参加した受験生には、出願時の課題提出を免除する

「オープンキャンパス参加型受験」制度を設けている。(活動報告書の提出と面接試験は通常型選抜と同様に実施)

また、学校推薦型選抜では学業成績に加えて、調査書の内容から受験生の課外活動やボランティア活動への参加状況、取得している資格等の状況を加味して受け入れの判定をしており、さらに、大学入学共通テスト実施後の入学者受け入れを行うため、共通テスト利用型選抜制度も設けるなど、多岐にわたる試験方法を実施して、受験生がこれまでに培ってきた基礎学力、活動や経験を通じて身に付けた資質、能力、学ぶ意欲や人間性などを多元的に評価している。

さらに、同一法人内の華頂女子高等学校の生徒については、京都華頂大学・華頂短期大学で行われる授業を受講し、両大学への進学時に大学での履修単位に充当することができる高大連携事業を実施しており、大学進学に向けた学習準備と内部進学を促進を図っている。(2年生時全員、3年生時選択)

本学のアドミッション・オフィス機能は「入学広報部」が担っており、本学の教員や職員が個別の高等学校訪問に赴いたり、合同の学校説明会や相談会において本学の学部・学科の特色等について直接説明する機会を設けており、高校生や高等学校関係者の意見を聴取しながら、随時アドミッションポリシー等の点検を行っている。

【現代家政学科の入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)】

(1) 知識・理解

高等学校等で履修した教科(国語、外国語、家庭等)の学習内容を理解している。

(2) 思考・判断

これまでに身につけた知識等から、家族・地域・社会の諸問題に気づき、その背景や自らの生活とのつながりを考えることができる。

(3) 関心・意欲・態度

より良い生活を創造し、社会全体を発展させたいという意欲があり、生活や社会の問題を発見・理解するために主体的に学びたいと考えている。

(4) 技能・表現

他者と積極的に関わることができ、自分の考えを口頭・文章等によって説明することができる。

【食物栄養学科の入学受入れの方針(アドミッション・ポリシー)】

- (1) 知識・理解
 - ・高等学校等で履修した教科(国語、外国語、化学、生物等)の学習内容を理解している。
 - ・栄養士・管理栄養士、栄養教諭、また、食に関係する企画・開発などの専門家を目指している。
- (2) 思考・判断
 - ・食と栄養の重要性を理解し、客観的に合理的な考え方と判断力を身に付けている。
- (3) 関心・意欲・態度
 - ・食と健康に関心を持ち、人々の健康の維持増進を食生活からアプローチしたいという意欲と情熱を持っている。
 - ・食の安全・衛生や食ビジネスの分野において、企画・立案、及び課題解決を行うことに関心・意欲がある。
- (4) 技能・表現
 - ・多様な人々の状況に対し、食品、栄養、調理・加工、食育などの専門性をもって柔軟な対応ができる技能と表現力を身に付けたいと考えている。

【区分 基準Ⅱ-A-5 授与する学位分野ごとの学習成果は明確である。】

<現状>

本学では、アセスメントポリシー（提出資料4）を定め、ディプロマ・ポリシーで示された資質・能力の達成度を「科目レベル」「学科（専攻）レベル」「大学全体レベル」で評価することとし、それぞれの評価区分ごとの評価指標を示し、客観的基準に即して学習成果の評価を行っている。

このうち基本となる各授業科目の成績評価については、試験規程（提出資料-諸規程集-Ⅲ-3-16）により試験の種類や方法を定めるとともに、シラバス（提出資料8）の中で、それぞれの科目に係る学習成果と到達目標を具体的に記載している。

また、授業科目の評価方法については、定期試験として行う筆記試験やレポート提出、実習・実技試験、平常試験として行うレポートや制作物の提出、グループや個人での発表等によることとし、このうち「どの内容によって評価を行うか」や、「定期試験と平常試験の割合」について明示するとともに、評価基準については「主たる評価の観点」を示している。

さらに、学習成果は各学期ごとに評価を行うことから、各教員は、教授する内容や方法、手順などを綿密に検討のうえで授業計画を策定しており、目標とする成果が一定期間で無理なく獲得できるよう配慮されている。

【区分 基準Ⅱ-A-6 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。】

<現状>

本学では、学習成果の獲得状況を定量的に示す GPA 制度を設けて学習成果達成度の測定を行っている。

GPA については成績評価規程（提出資料・諸規程集・Ⅲ-3-15）を定めて取り扱いの基本となる事項を示すとともに、GPA 運用内規（提出資料・諸規程集・Ⅲ-3-17）を定め、GPA の算出方法や GPA に基づく CAP 制《学則（提出資料 5）第 26 条に定める履修登録及び登録の上限規定》の運用基準、GPA に基づく学生への指導基準を明らかにしている。

授業科目における成績評価は、100 点法を以て採点し、90 点以上を S、80 点以上 90 点未満を A、70 点以上 80 点未満を B、60 点以上 70 点未満を C、59 点以下を D とし、SABC を合格、D を不合格としている。

また、上記成績評価に対して、S を 4、A を 3、B を 2、C を 1、D を 0 とする GP(グレートポイント)を用いて結果を可視化している。(S 評価は成績上位 10%程度とする。)

これにより、学期毎に学科別・学年別の GPA(グレートポイントアベレージ)を算出し、集計結果は一覧にして各学科長に示し、学科内では結果の評価・分析を行ったうえで GPA 運用内規に基づく学生指導を行うとともに、卒業判定や奨学生の審査など様々な場面で学生の学習成果の把握に使用している。

また、個別学生の GPA は、学期ごとに保護者に送付する成績表に学期単位及び 1 回生から現在までの累積 GPA を記載して通知しており、単年度又は経年比較により、学生の学習成果や取り組み状況を客観的に把握できる指標として役立てられている。

学生の成績評価に当たる教員は、日々の授業を通して学生の学習成果の状況を査定し、シラバスに示した学習評価の方法により学習成果の獲得状況を評価している。

さらに、学期毎に各科目で実施している授業評価アンケートでは、学習成果の獲得状況を学生自身が自己評価できるとともに、担当教員においても結果を分析し、問題点と改善点を踏まえて次年度の教育内容や授業の実施計画に反映させている。

このように、各学期ごとの学習成果の獲得状況を担当教員のみならず、学部・学科や事務局、保護者を含めて把握することにより、4 年間の学びを通して確実に学習成果を獲得できる体制を整備している。

本学では平成 30 年度から「社会人基礎力測定ツール」(PROGテスト)を活用した学修成果の可視化事業に取り組んでいる。(備付資料 16)

このテストは、ジェネリックスキル(特定の専門領域に限定された知識だけでなく、社会で広く求められる、どのような場面でも積極的かつ柔軟に対応していくことのできる能力・態度・志向)を、リテラシー(知識を活用して課題を解決する力)とコンピテンシー(経験で身につけた行動特性)の二つの側面から測定するもので、学生には、これらの力の修得レベルを数値で確認することで現在の自分の強みと弱みを知り、社会に出るまでにどんな力を強化して

おくべきか、その力を付けるためには今後の学生生活でどのように取り組む必要があるのかを計画することに生かすよう指導している。

テストは、入学時（1回生）と3回生（短大は2回生）の2回実施し、大学での学習による伸長度を数値化し、学生には「結果報告書」（個人別）及び「PROGの強化書」（解説冊子）を配布してフィードバックするとともに、ポータルサイトを通じて結果報告書の見方や今後に向けての指針を解説する動画を公開している。

大学にも「全体傾向報告書」により、学科・学年別の傾向や経年変化について報告があり、各学科では学習成果を示す指標として共有し、学生指導等に生かしている。

【区分 基準Ⅱ-A-7 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。】

＜現状＞

本学では、卒業生アンケート（備付資料 20）及び就職先企業・事業所へのアンケート調査（備付資料 21）により、学生の卒業後評価を行っている。

卒業生アンケートは、実社会で活躍している本学の卒業生から、在学中に行った「就職活動」の状況や「現在の状況」を伺うもので、卒業後半年程度の期間を置いて WEB アンケートにより実施しており、調査項目は、雇用形態や勤務先の事業内容、職種のほか、職業や就職先選択時に重視した点や就職活動を始めたきっかけ、在学中に身についた力や卒業後の社会生活での役立ち度などとしている。

2022 年度の卒業生を対象としたアンケートの結果（回答数 9 人）では、全員が現在の職業に対して「とても満足」又は「満足」と回答しているが、これは幼稚園教諭や管理栄養士資格などの専門性を生かした就職が実現できた学生からの回答が多かったことを反映しているものと考えられ、大学生活の満足度でも全員が「満足」又は「どちらかと言えば満足」と回答していた。

また、就職活動を考え始めたり、実際に動き始めたきっかけは「キャリアセンターが行ったガイダンスやセンター職員との会話」と回答した学生が多かった。

一方、就職先決定に役立ったものとして、大学生と短期大学生で「実習訪問」は共通するものの、短期大学生では「キャリアセンターの求人票」、大学生では「会社説明会への参加や教員の紹介」を上げる者が多く、就職先に関する情報提供の内容や方法に一層の工夫を講じる必要があることが明らかになっており、今後の就職支援やキャリアアップ支援活動の企画や運営に生かすこととしている。

就職先企業・事業所へのアンケート調査は、例年 8 月に卒業生の就職先企業・事業所に郵便又は企業訪問時に協力を依頼し、Web アンケートフォームまたはファックスにて調査票を回収する方法で実施しており、調査対象は本学学生の就職実績のある企業・事業所とし、令和 5(2023)年度のアンケート調査の回答数は 76 件であった。

調査項目は、採用者（本学学生）に対する満足度や意見・要望等としており、満足度に関して

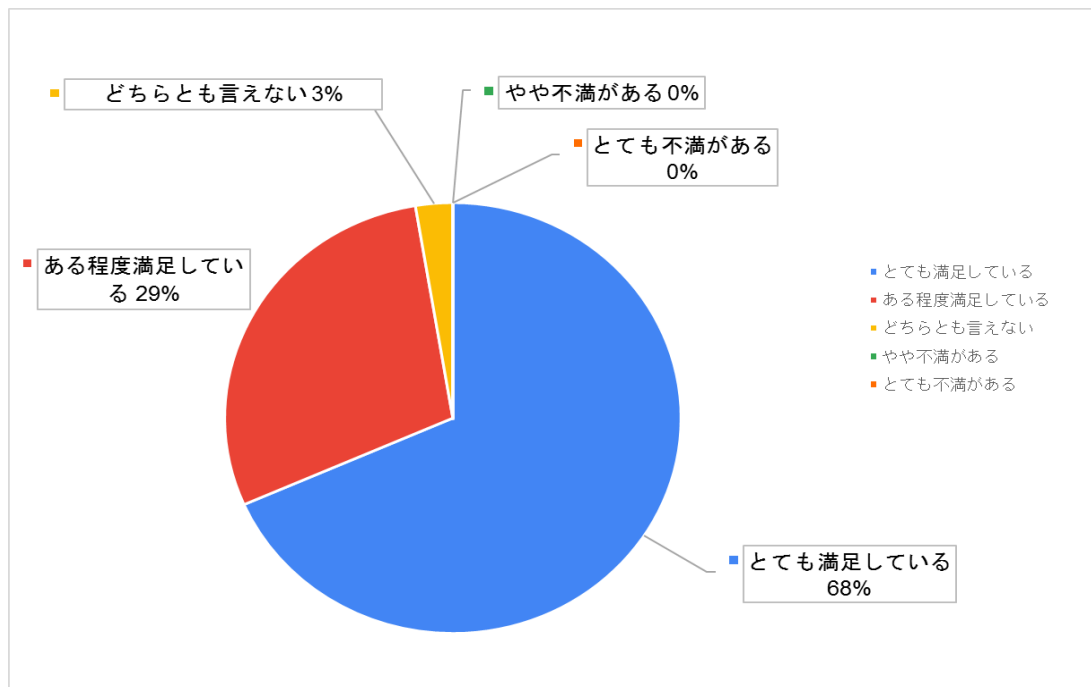
は、就職先から「とても満足している」「ある程度満足をしている」との回答が 97%に上っている。

また、「採用を継続したい」「大学との懇談の場を設けて欲しい」「学内での企業説明会があれば参加したい」などの声も多く寄せられており、本学の教育内容や人材養成に対する取り組みが評価されているものと考えており、調査結果については、学内の主要会議において共有するとともに、本学 HP において公表している。

このほか卒業生の評価に関しては、就職実績のある企業・事業所が本学を訪問された際に直接聴取しているほか、保育実習や教育実習、ソーシャルワーク実習、管理栄養士資格取得のための臨地実習等では、実習先が卒業生の就職先となることも多いことから、教員が実習訪問などで訪れた際に卒業生に近況を尋ねたり、企業等の担当者にヒアリングなどを行い、授業や進路指導、スキルアップのための助言などに活かしている。

【2023 年度 就職先企業・事業所に対する アンケート 調査結果】

1. アンケート実施期間：2023 年 8 月～12 月
2. 調査方法：郵送及び来訪時に企業・事業所に依頼を行い、Web アンケートフォーム、ファックスにて回収
3. 調査対象：本学学生の就職実績のある企業・事業所 件数 518 件、回答数：76 件
4. 調査結果



＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

本学の教育目的やこれを具体的に実践するための三つのポリシーを実質化するため、本学では実効性のある教育課程の編成を行うとともに、これを検証するための授業評価アンケートの実施や学習成果を客観的に確認するための GPA 制度の導入と教員・学生・保護者を含めた共有、「社会人基礎力測定ツール」(PROGテスト)を活用した学修成果の可視化事業の実施、卒業生や就職先へのアンケート調査による外部評価の実施と公表など様々な取り組みを進めているが、教員と事務職員、あるいは各学科教員相互、事務局各部署相互の情報共有や分析が不十分な状況であるため、今後は学内横断的に情報を集約・検証する機能の充実を図るとともに、より充実した教育の質保証に向けた取り組みを進める必要がある。

(基準Ⅰ-C 内部質保証の特記事項のとおり)

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

特になし

〔テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援〕

＜根拠資料＞

提出資料

2 CAMPUS LIFE 2023

提出資料－諸規程集

- Ⅱ-1- 6 心と身体センター規程
- Ⅱ-1-23 京都華頂大学・華頂短期大学 学生参画運営センター規程
- Ⅱ-3- 6 京都華頂大学・華頂短期大学 学寮 寮生委員会規程
- Ⅲ-2- 9 京都華頂大学 学生委員会規程
- Ⅲ-4-10 京都華頂大学 奨学金規程
- Ⅲ-4-11 京都華頂大学奨学生選考等内規
- Ⅲ-4-20 京都華頂大学入学時成績優秀者特別奨学生制度規程
- Ⅲ-4-21 京都華頂大学入学時成績優秀者特別奨学生制度に関する内規
- Ⅳ-4- 6 華頂短期大学 奨学金規程
- Ⅳ-4- 7 京都華頂大学奨学生選考等内規

備付資料

- 1 0 授業（評価）アンケート結果
- 1 1 公開授業実施に関する資料
- 1 8 学修ポートフォリオに関する資料
- 2 2-1 入学手引き 2023

- 2 3 学寮案内
- 2 5 ガイダンス インフォメーション
- 2 5-2 大学生活スタートブック
- 2 6-1 合理的配慮ガイドブック
- 2 7 進路登録カード
- 2 9 キャリアセンター就職活動支援プログラム
- 4 0 図書館の概要
- 4 3 2003 情報サービスマニュアル

【区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。】

＜現状＞

本学では、学生の学習成果獲得に向けて教職員が協働を図りながら、次の取り組みを進めている。

【円滑な学習、授業等の充実・改善】

本学では、大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い豊かな人間性を涵養するように教育課程を編成しており、建学の精神を学ぶ総合科目、幅広い教養を身に付ける基本科目、さらに総合科目と基本科目の学びの上に学部・学科の専門分野の学びへと発展深化させる発展科目で構成している。

各教員は三つのポリシーを十分理解のうえ、授業の内容や方法等を検討し、シラバスを作成して、授業科目名、担当教員、授業の概要、授業の到達目標、授業計画、教科書や参考図書、学修評価の方法・基準、オフィスアワーなどを学生に提示している。

1 回生については、入学式の翌日に全員が浄土宗総本山知恩院を参拝することとしており、厳粛な雰囲気の中で講話を伺い、本学の建学の精神等について理解を深める第一歩としている。

参拝後は「正課外活動のガイダンス」や「フレッシュマンの集い」を開催して教員や在学生との交流を図りながらアドバイスを受ける機会を提供しており、また新入学生が入学当初のスケジュールを不安なく過ごせるように「ガイダンス インフォメーション」（備付資料 25）を作成・配付している。

入学 3 日目には学科単位のオリエンテーションやガイダンスを開催し、教員や事務職員から大学での授業の構成や履修登録の方法、学内での情報システムの活用方法（備付資料 43）や図書館の利用方法などを伝えることとしており、新入生が大学での生活や学習にスムーズに移行できるよう配慮している。

また、学習成果の取得・向上を図るため「学生による授業評価アンケート」を実施し、授業の改善に努めている。

授業評価アンケートの項目は、「この授業に意欲的に取り組んでいるか」「授業のために事前・事後学習をしているか」「授業を通して知識技能が深まったと感じるか」「授業はシラバ

スに沿って進められているか」「シラバスにある到達目標を達成できたと感じているか」「質問や相談ができるよう配慮されているか」「授業で改善してほしい事項はあるか」「全体を通じてこの授業に満足しているか」の 8 項目とし「とてもあてはまる」「ややあてはまる」「ややあてはまらない」「全くあてはまらない」の 4 項目から選択することとしており、学生の授業（教員）に対する評価とともに、学生の授業に対する取り組み姿勢も授業（教員）への評価と表裏一体の関係にあるとの考えから回答を求めることとしている。

アンケートの結果（備付資料 10）は、ポータルサイトを通じて学生と教員に迅速に開示しており、また、実施時期は「各学期の授業期間の 8 回目から 11 回目の間」としており、アンケート結果をその学期中の授業改善に生かせるように配慮している。

各科目担当教員はアンケート結果を真摯に受け止めて授業改善に取り組んでいるが、授業評価の結果、授業の満足度が著しく低い科目の担当教員には、授業評価の向上に向けて授業改善計画書の提出を求めるなど、授業評価アンケートの実施によって全授業について実効性のある改善が図られるよう取り組んでいる。

また、授業改善に向けた取り組みの一環として教員が他の教員の授業を見学し、相互に授業内容や教育方法について意見交換や取組みの共有を行うことによって、授業運営の一層の向上を図っている。（備付資料 11）

本学では、コロナ禍による緊急事態宣言が発出されて対面授業が行えなくなるなど、授業運営への影響が大きくなった令和 2(2020)年度に Google Classroom を導入し、オンライン授業を含む授業方法の改革やクラスの管理・課題提出等の授業運営や成績管理などの効率化を図った。

このシステム導入時は、学生や教員にも経験者が少なかったが、事務職員と教員が協働して活用のためのマニュアル作成や操作説明会を行ったり、前年度から進めていた教室や図書館等への WiFi 環境整備事業を実験・実習室や会議室などにも拡大するなどにより、円滑に運用することができ、システム化された授業運営のノウハウや WiFi をはじめとする Web 活用のための設備や機器は、現在も有効に活用されている。

【学習成果の把握・学習支援】

教員は、シラバスに記載した成績評価基準に沿って学習成果を評価しており、学期末の定期試験のほかに、小テストやレポート提出、実技試験などによって学生の理解度を把握し、理解が不十分な学生に対しては個別に指導を行い、課題に取り組むきっかけ作りや理解度を高める取組を行っている。また、原則毎月開催している「学科会議」において、学生の情報を共有し適切な対応を行っている。

また、クラス担任のみならず各科目担当教員もオフィスアワー等を利用して、学習のみならず学生生活等の相談や、卒業年次における就職や進学等についても気軽に相談できる環境を整え、学生に寄り添った指導を行っており、クラス担任やゼミナール担当教員は定期的に個人面談の機会を設けている。

学生の授業への出席状況については、学科会議で欠席が目立つ学生の状況を共有し、休み

がちな学生へのフォローの体制を工夫するなど、学生の学習へのモチベーションが維持・向上するように努めながら卒業に至るまでの支援を行っている。

【施設整備】

平成 31（2019）年に双方向授業の実施等による授業改善に不可欠となる、WiFi によるネットワーク環境を整備したが、令和 2（2020）年から始まったコロナ禍の中で、さらに WiFi 利用箇所の拡充を進め、現在は学生が利用する場所については全て WiFi 環境が整っている。

学生の ICT 利用施設としては、1 号館と 3 号館に情報処理教室を整備しており、1 号館にはデスクトップ型 PC45 台、3 号館にはノート型 PC29 台を配備して授業等で利用に供している。

また、図書館（備付資料 40）には学生が自由に利用できる PC24 台のほか、貸出用の PC12 台を整備しており、地階にはプレゼンテーションの練習に利用できる電子黒板やプロジェクターを整備している。

図書館の 1 階・地階には、共同学修ができる「学び合いの場」としてラーニング・コモンズを設置しており、コンピュータ設備や電子ジャーナルなどインターネット情報に限らず、専門的職員の司書によるレファレンスサービスをとおして学習支援の要請に応えるとともに、地階には雑誌・絵本などを置き、実習前に学生同士で読み聞かせやプレゼンテーションの練習が行える環境を整備している。

2 階・3 階には、書架・閲覧席が設置されており静寂な環境で学習に取り組めるエリアになっており、各階毎に学生の幅広いニーズにそった利用ができることで、利便性の向上を図っている。

さらに「自宅にプリンターがない」「学内で作成した資料を直ぐにプリントしたい。」等の要望に応えるため、令和 4 年度から新たなプリントサービスを導入し、学生に提供している。

このシステムは、学生が個人で所有する端末（PC やスマートフォン）や学内で作成した文書、写真、画像等を大学専用のクラウドにアップし、学内に設置した複合機からプリントするもので、プリント代金の決済は交通系電子マネーで行い、利用者は小銭の準備が不要で、管理者も釣銭の準備や現金回収の必要がない。また、学生向けコピーサービスとしても利用しており、利用料も安価（モノクロ 1 円/枚、カラー 10 円）に設定し、学生の学習支援の一環として効率的に運用している。

【区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。】

＜現状＞

入学の手続きを行った入学予定者に対し、入学後の学生生活へ不安なくスムーズに移行できるよう、入学の手引（備付資料 22-1）や入学予定者専用サイト（「もうすぐ華頂生」）を公開して、入学までに必要な手続きや入学後のスケジュール、学費の納入や教科書の購入、奨学金等に関する情報、クラブ紹介などを行っている。（専用サイトは例年、入学の前年度の 12 月頃に公開することとしており、入学手続き完了者にログインのための ID とパスワードをお知らせのうえ、最新の情報を伝える体制を整えている。）

また入学後すぐに学科ごとのガイダンス期間を設け、新入生に大学生活の基本的なルールを説明するとともに、履修登録や資格取得までの流れやカリキュラムの説明、学生生活での注意点などを教職員から細かく伝えている。

ガイダンス時に説明した内容を1冊にまとめた冊子「CAMPUS LIFE」（提出資料2）を全学生に配布することで学生の困りごとに速やかに対処できるようにしており、同じ内容の情報は学内専用サイトでいつでも閲覧できるようになっている。

現代家政学科においては1回生に対し、ゼミ内で『大学生活スタートブック』（備付資料25-2）を配布し、シラバスの見方や授業の取り組み方、プレゼンテーション等の方法を指導するとともに定期的にゼミ内で個人面談を実施し、学習における躓きの有無等の把握を行い、具体的な学習支援および円滑な大学生活へのアドバイス等を行っている。

また、幼稚園教諭、保育士資格に加えて、小学校教諭もしくは社会福祉士国家試験受験資格を目指すことが可能であることから、それぞれの免許、資格を取得するために必要な履修科目やどのような就職先が望めるのかなどを、1回生、2回生のガイダンスにおいてそれぞれの実習担当教員から説明を行っている。

さらに、1回生の秋以降においては、単位取得が難しかった学生に対し、選択科目の選び方などについてゼミ担当教員や担任が相談に乗りながら卒業後の進路も見据えた学習支援を行っている。

食物栄養学科では、入学前導入教育として化学基礎や生物基礎等の科目を中心に、これからの学修で必要となる内容を復習あるいは事前学習を行うリメディアル教育を行うとともに入学直後に基礎学力チェックを実施し、学生個別型学習支援を行っている。

また、1回生に対しては、ホームルームの時間を利用して、高校で文系を選択した学生等のために生物基礎の復習や計算練習等の基礎教育支援を行ったり、実験実習のレポート指導や講義内容の質問に応じるなどの学習支援を実施して学習習慣の定着を図っている。

さらに、年間を通して国家試験対策を実施しており、4回生では毎月模試を実施するとともに、成績に基づいて追加補習やセミナーなどを行っており、各学生の学習状況について学科教員で進捗および内容を共有し、担当者間で差が起きないよう連携した教育を組織的にを行っている。

さらに両学科にスタディーアドバイザー（SA）を配置し、英語などの基礎学力が不足している学生に対して、英語やレポートの書き方などを指導したり、学習内容などについて相談ができるスタディーサポートを行っている。

本学では学年毎にゼミとは別にクラス担任を設けており、面談を年2回実施するなど、学習面での不安などについて学生からの聞き取りや個別対応を行い、学生の学習上の悩み等に対して重層的にサポートできる体制を整えるとともに「華頂修学ポータルサイト」に掲載されている学修ポートフォリオシステム（備付資料18）を活用し、各学生の単位取得状況を把握して、ゼミでの指導や実習をはじめとした各授業での個別指導に生かしている。

なお、編入学生に対しては、本学での修学が不安なくスムーズに始められるよう、また無理なく卒業ができるようにゼミ担当教員が丁寧に履修指導を行っており、事務局においても単位の取り落とし等がないように科目履修の相談対応を徹底して行うなどゼミ担当教員と連携しながら卒業までのサポートを行っている。

ス

タ

2023春学期

開講中!!

デ

イ

サ

ポ

ー

ト



スタディ・サポートは、単位取得対策や就職試験対策など、**みなさんの勉強をSAがサポートする個別相談の場所**です。
 テストが心配、何をしたらよいか分からない、質問が分からなくても大丈夫！SAと一緒に考えてみましょう！

?

- レポートの書き方、資料の集め方
- 授業で不安なところ
- 就職活動で気になっているところ...



みなさんの希望を聞きながら進めるので、「難しすぎるかも」「やりたい勉強ができないかも」といった心配は不要です！

日時	対象	おもな内容
月曜日(中山) (10:50～17:50)	全回生	レポート、英語、Word、Excel
火曜日(関野) (10:00～17:00)	全回生	レポートの書き方、英語
木曜日(金田) (10:50～17:50)	全回生	レポートの書き方、就職活動
金曜日(関野) (10:00～17:00)	全回生	レポート、英語、Word、Excel、就活

全回生のみなさんへの**個別対応も常時**行っています。
 SAにお気軽にお声かけください！
 MAIL gendaikasei.sa@kyotokachou.ac.jp

【京都華頂大学学生生活スタートブック】抄

3. シラバス

授業の内容や進め方などの計画を示したものをシラバスといいます。概要や目標のほか、評価方法や毎回の授業内容などが書かれています。ポータルサイトから見るができますので、自分が受講する科目のシラバスには必ず目を通しておきましょう。シラバスに書かれていることは学生に公表済みのものとして扱われますので、知らなかったでは済みません。シラバスの内容に変更が生じた場合は、授業中にアナウンスされます。

3-1 シラバスの見方

ポータルサイトの左列メニューの「シラバス」から進み、授業名や担当者名で検索し、見たい科目名をクリックすると、その科目のシラバスがPDFというファイル形式で開きます。ダウンロードしたり印刷したりすることもできます。履修登録後は、自分の時間割を表示して科目名をクリックするとシラバスが開きます。

授業の概要	授業の概要 どのような事柄をどのようなプロセスで学ぶのか
学修成果 到達目標	学修成果/到達目標 授業を履修することによって何ができるようになるか
学位授与の方針との関連	☐ 知識・理解 ☐ 態度・志向性 ☐ 応用的技能 ☐ 総合的な学習経験と創造的思考力
アクティブ・ラーニング 対象授業	☐ PBL ☐ ディスカッション・ディベート ☐ グループワーク ☐ プレゼンテーション ☐ 実習・フィールドワーク ☐ ICT活用（双方向型授業） ☐ ICT活用（自主学習支援）
評価方法	定期試験 ☐ 筆記試験 ☐ レポート ☐ 制作物 (60 %) ☐ 口述 ☐ 実習 ☐ 実技 平常試験 ☐ 筆記試験 ☐ レポート ☐ 制作物 (40 %) ☐ 口述 ☐ 実習 ☐ 実技
評価基準	主たる評価の観点 ☐ 知識・理解 ☐ コミュニケーション能力 ☐ プレゼンテーション能力 ☐ 課題発見・解決能力 ☐ 授業態度・参加意欲 ☐ (計画する力)
テキスト	テキスト/参考書 テキストは購入が必要な書籍、参考書は授業に関係する書籍(購入不要、図書館にある)
参考文献	
課題に対する フィードバック の方法	課題に対するフィードバック 課題返却の方法
留意事項	留意事項 授業担当者から学生へのアナウンス
オフィス アワー	オフィスアワー 授業外で先生に相談できる時間
実践的教育	

学位授与の方針との関連
…**ディプロマポリシー**
のどの要素にどの程度関連しているか、◎は特に関連する。

アクティブ・ラーニング 対象授業
…学生の主体的で能動的な学びをどのような方式で授業に取り入れているか

評価方法…定期試験と平常試験それぞれの評価の割合と方法

評価基準…どのような事柄を評価対象とするか

【区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。】

<現状>

学生の生活支援は学生部学生課が中心となって対応している。

また、学生の生活指導や課外活動に関すること、履修に関することなどを審議するため、学生部の職員と各学科の教務主任及び学生・進路主任で構成する「学生委員会」（提出資料・諸規程集・Ⅲ-2-9）を設置し、学生の指導や奨学金などの経済的支援、心身のケアやカウンセリングを行う保健指導などの実施調整を行っている。

学生の心身のケアやカウンセリングについては、「心と身体のセンター（健康相談室）（学生相談室）」（提出資料・諸規程集・Ⅱ-1-6）を設置し、学生の健康管理や心の悩みへのきめ細かな対応を行っている。特に、合理的配慮を必要とする学生からの申し出を受けた際には支援コーディネーター（公認心理師）の助言のもと、円滑に修学ができるよう調整に努めている。

学生課では、学生会を支援しながら、クラブ・サークル活動や学園祭などに全面的に関わり、支援することで、学生が主体となって活動しやすい環境を創出しているが、特にクラブ活動に対しては学生課とクラブ部長の教員が協力して支援を行っており、コロナ禍で活動を大幅に制限され部員がいなくなった団体がクラブ部長と対策を検討することでコロナ禍以前の部員数を大幅に超える団体もみられている。

また、学生参画運営センター（提出資料・諸規程集・Ⅱ-1-23）を設置し、ボランティア活動の支援や学生が企画するプロジェクトに対し積極的に支援を行っている。

本学では年2回、大学の近くを流れる一級河川「白川」の清掃活動を行い、町内より好評を得ている。また、社会福祉士資格をめざしている学生が、京都福祉サービス協会の地域共生社会推進センターのまちづくりプロジェクトに参加したり、児童養護施設に訪問するボランティアサークルでは令和5（2023）年度に創設60周年を迎えたことから、60年前にサークルを立ち上げた先輩を招聘して講演会を行い、卒業生とともに学生がサークルや大学の歴史を学ぶ活動などを行っている。

学内には学生食堂とコンビニエンスストアを設置し、快適で魅力のあるキャンパス作りに努めている。特に学内コンビニエンスストアでは豊富な品揃えの軽食や文房具を取り揃え課題等で多忙な学生が修学しやすい環境となっている。

また遠方の学生に対しては「京都華頂大学・華頂短期大学山科寮」（備付資料23）を設置し、学生寮として提供している。

学生寮は、大学から市営地下鉄で2駅の距離にあり、平成30年度から華頂女子高等学校（本学に隣接する同一法人内の高等学校で、一体運営を行っている）に遠方から進学する生徒も「京都留学」として受け入れており、大学生と高校生が共同生活を行っている。

入寮生数の推移は以下のとおりで、出身地は北海道から宮崎県までの広範囲に及んでいる。

■学生寮の入寮状況

(人)

区 分		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
大学生	4 回生	2	2	2
	3 回生	2	2	2
	2 回生	1	4	3
	1 回生	4	4	5
	小計	9	12	12
短期大学生	2 回生	14	10	14
	1 回生	11	14	14
	小計	25	24	28
高校生	1～3 年生	5	7	8
合 計		39	43	48

寮には寮長・寮母が住み込みで常駐しているため急な体調不良などにも対応でき、新型コロナウイルス感染症の感染者が出た際も、他の寮生との接触が少ない部屋に移動させたり、食事を部屋に運んだりときめ細かな対応を行い、寮内での感染拡大を防ぐことができた。

また、管理栄養士の献立による 1 日 2 食（朝夕）の食事提供を行って健康管理に努めるとともに、徹底した門限管理により寮生も保護者も安心・安全な寮生活を送っている。

学生寮では、在寮生が寮生活での規律保持や、寮生間の交流促進のため、自主的に「寮生委員会」（提出資料・諸規程集・Ⅱ・3-6）を組織し、新入寮生の歓迎会やお誕生日会などの様々な活動を行っている。

■山科寮（学生寮）における主な年間行事等予定

月	寮	大学行事等
3 月下旬	新入寮生荷物搬入 新入寮生入寮 寮生委員会	
4 月～5 月	寮講話 新入寮生入寮オリエンテーション 新入寮生歓迎会 お誕生日会	入学式（入学宣誓式）・フレッシュマンの集い・ガイダンス 春学期授業開始・履修登録、聖日の集い（年 7 回） 花まつり、さつき祭
6 月		名所旧蹟研修会 白川清掃ボランティア
7 月	七夕飾り	春学期授業終了・定期試験
9 月		知恩院授戒会・秋学期ガイダンス 秋学期授業開始・履修登録

10月～11月	お誕生日会	創立記念式典・聖日音楽法要 スポーツ・レクリエーション大会 白川清掃ボランティア 華頂祭 名所旧跡研修会
12月～1月	親睦会・お誕生日会 全寮内大掃除	秋学期授業終了・定期試験
2月	部屋替え	
3月		卒業証書・学位記授与式

寮ではなく一人暮らしを希望する学生に対しては、京都市内の不動産会社二社と提携して賃貸マンションの斡旋をしており、いずれかの不動産会社で契約した場合は仲介手数料や賃料の割引などを実施している。

また、学生の経済（通学費）負担を軽減するため通学圏内の学生に対しては自転車通学ができるよう駐輪場を設置しており、自転車通学の危険性も踏まえて道路交通法や京都市の条例による自転車のルールを指導し、学生の安全に留意している。

家計が困窮している学生に対する経済的支援については、本学独自の奨学金や浄土宗関係の奨学金のほか、日本学生支援機構奨学金や華頂短期大学・京都華頂大学同窓会奨学金などの外部奨学金の案内や募集を積極的に行うとともに、保育士を目指す学生には、自治体からの修学資金貸付制度などもあり、該当学生には詳細な条件を伝えて利用促進を図っている。

【本学の学生が利用可能な奨学制度】

区分	名称等	対象者	年間給付額 (R5 実績) (1人当)
本学独自の奨学金	京都華頂大学 奨励奨学金(*1) (対象者は1～3回生)	年間 GPA 上位者 (5人以内)	100 千円
	京都華頂大学 育英奨学金(*2)	経済的支援を必要とする者 (5人程度)	100 千円 又は 50 千円
	京都華頂大学 (*3) 入学時成績優秀者特別奨学生	一般入学試験の成績優秀者 (入学時は 5 人以内とし、進級時の GPA が基準値を上回れば 4 年間継続して支援)	年間授業料の 半額相当額
	(参考) コロナ対策支援 ①学修支援奨学金(令和 2 年度) ②学生生活支援奨学金 (令和 2・3 年度) ③修学支援奨学金 (令和 4 年度)	①全学生 (遠隔授業等への支援) ②経済的支援を要する者 ③日本学生支援機構の貸与型奨学金を受けている者	① 20 千円 ② 自宅生 30 千円 下宿生 50 千円 ③ 自宅生 15 千円 下宿生 40 千円

浄土宗 関係奨 学金	①浄土宗 寺院子弟奨学金	①本学に在学する学生で浄土宗 寺院の寺族として登録されてい る人物・学業成績がともに優秀で ある者	① 150 千円
	②浄土宗 宗立宗門校奨学金	②本学に在籍する者で佛教精神 にのっとり、勉強にも課外活動に も何事に対しても積極的な者	② 50 千円
	③総本山知恩院奨学金	③見学の精神に基づいた宗教行 事の参加に積極的な学生で、特に 研修態度が優秀で、他の模範とな る者	③ 50 千円
その他	保育士修学資金貸付制度	卒業後、各都道府県の保育施設 で5年間従事する見込みの者	600 千円ほか
	華頂短期大学・京都華頂大学 同窓会奨学金	経済的支援を必要とする者 (5 人以内)	100 千円

(*1・*2) 京都華頂大学 奨学金規程（提出資料-諸規程集-Ⅲ-4-10）

京都華頂大学奨学生選考等内規（提出資料-諸規程集-Ⅲ-4-11）

(*3) 京都華頂大学入学時成績優秀者特別奨学生制度規程（提出資料-諸規程集-Ⅲ-4-20）

京都華頂大学入学時成績優秀者特別奨学生制度に関する内規
（提出資料-諸規程集-Ⅲ-4-21）

* 育英奨学金(*2)は、京都華頂大学と華頂短期大学で併せて運用し、対象学生の状況（経済状態・他の奨学金等の受給状況等）に応じて、予算（令和5年度 1,000 千円）の枠内で対象者と給付額を決定している。

また、新型コロナウイルスのまん延に伴うアルバイト先の減少や資材価格の高騰による物価高の影響を受けている学生の経済的負担の軽減を図るため、日本学生支援機構の補助金の交付や京都華頂大学・華頂短期大学保護者会の支援を受けて、令和2年度から令和5年度まで、全学生を対象に、図書カードの配付や学内の食堂・コンビニエンスストアで利用できるプリペイドカードの配布を行い、学生生活の支援を行った。

引き続き令和6年度も保護者会の支援を受けて同様の事業を実施する計画を進めている。

【学生生活支援事業の実施経過】

実施年度	支援内容		延べ支援学生数	
	項目	支援額	京都華頂大学	華頂短期大学
令和2年度	図書カードの配布	@1,500 円	466 人	446 人
令和3年度	プリペイドカード	自宅生：5,000 円	462 人	411 人

	の配布	下宿生：7,000 円		
令和4年度		自宅生：8,000 円 下宿生：10,000 円	437 人	337 人
令和5年度		自宅生：8,000 円 下宿生：10,000 円	383 人	312 人
令和6年度		検討中		

このほか、2年間・4年間の学生生活を送る上では、日常生活の変化や大学での学習、友人関係などで、様々な不安やトラブルに悩む学生も多いことから、学生部を中心に小さなことでも気兼ねなく相談できる窓口づくりを心掛けており、「華頂修学ポータルサイト」（備付資料 25-3）に「学生なんでも相談フォーム」を掲示し、いつでも、なんでも相談できる体制を整えている。

また、学生会の役員との連絡協議会を随時開催し、学生の要望や意見などについて直接大学の事務局に伝える機会を設けているほか、学長も出席してクラブの部長との懇談会を開催しており、教職員は常に学生の声に耳を傾け、学生に寄り添った対応を通じて、学生満足度の向上に努めている。

教員は、研究室前のエリアが学生演習室になっているため、演習室を使って学習している学生と日常的に会話をするなかで、学生が困っていること、意欲的に取り組んでいることなど、学生の要望を聞いている。

食物栄養学科では、1回生総合基礎演習、2回生現代家政学演習、ホームルームにおいて、生活リズム表およびToDoリスト作成により学生の生活状況把握を行っており、様々な生活の問題についてきめ細かく確認し、一人ひとりの学生の生活について指導や相談を行っている。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が改正され、令和6年度から施行されることから、本学においても令和5年度から障がいを持つ学生への支援を進めるため、いわゆる合理的配慮の実施に関する検討を進め、人的・物的体制の整備を進めてきた。

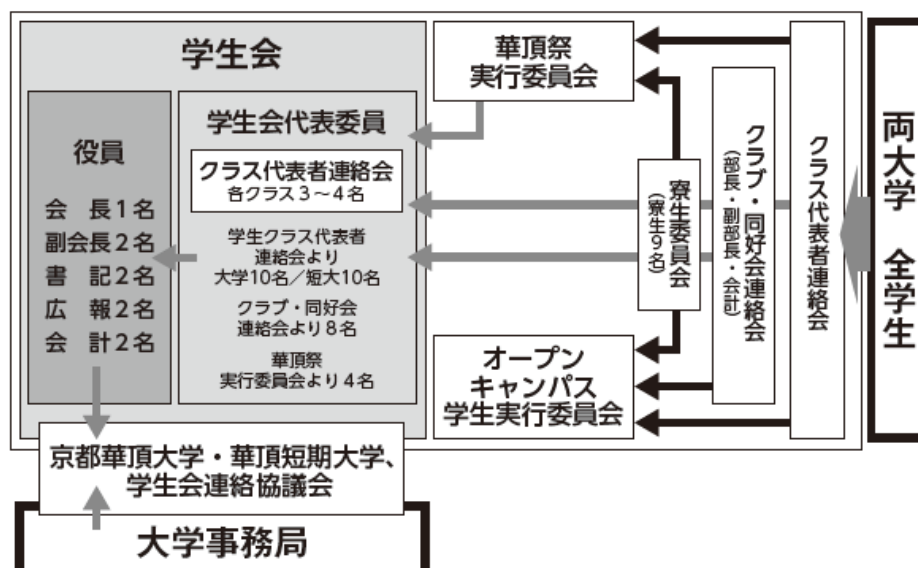
この一環として令和5年7月には「障がい学生支援に関する基本方針」を制定するとともに、この方針を踏まえながら、学生部と学習に課題のある学生の所属する学科の教員が連携して、本学においてはどのような支援が可能かなどを、実際の事例に即しながら繰り返し検討を行った。

また、専門的な知識・経験を持つ講師を招いて「合理的配慮の基本的な考え方と実践について」というテーマでSD/FD合同研修会を実施し、令和5年度末には「合理的配慮に関するガイドブック」（備付資料 26-1）を作成し、全教職員に配布した。

さらに令和6年5月から「公認心理師」の有資格者を「障がい学生支援コーディネーター」として学生部に配置し、個別学生ごとの支援計画の検討作業等に当たっている。

本学の建学の精神及び教育方針に基づき、全学学生の主体的・自主的活動の向上を図り、学生

生活の充実と本学のより一層の発展を目指すことを目的に運営する組織として「学生会」があり、学生ゼミ連絡会、クラブ・同好会等連絡会、華頂祭実行委員会、オープンキャンパス学生実行委員会から選出された委員で構成されている。



2024年度 学生会構成組織図

学生ゼミ連絡会

各学年のゼミの代表者により構成される組織で学生会を構成する団体の一つです。「フレッシュマンの集い」やグループ単位で取り組む大学行事は、ゼミ担当教員のもと、ゼミ代表学生が主体となってゼミメンバーをリードし、積極的な参加に導いていきます。

クラブ・同好会等連絡会

クラブや同好会の代表者により構成される組織で学生会を構成する団体の一つです。クラブ振興とその育成を図るとともに、相互の親睦を深めることを目的に運営される組織です。

華頂祭実行委員会

華頂祭の実現に向けてほぼ1年間にわたり、企画から準備・運営に携わって活動しています。模擬局、企画局、展示局、広報局に分かれて、華頂祭の特長である日頃の学習成果と正課外活動の発表をベースに、大人も子どもも楽しめる学園祭づくりを心がけています。

オープンキャンパス 学生実行委員会

オープンキャンパスの実施を通して本学の魅力を広く伝え、本学の一層の発展に寄与することを目的にした学生組織です。

オープンキャンパス当日の実施企画・運営に必要な準備を学生会と協力しながら全学的に取り組んでいます。

【区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。】

＜現状＞

本学では、キャリアセンターを置き、学生の就職に関する相談、斡旋、紹介を行うとともに、就職支援講座やセミナーの開催、キャリア形成の支援等を行っている。

また、各学科の学生・進路主任を中心に学科から選出された教員とキャリアセンターの職員を構成員としたキャリア委員会を組織し、学科及びキャリアセンターのそれぞれが把握している学生の活動状況を擦り合わせて情報共有を行うとともに、各学生にどのようなアプローチが最適かなどを検討し、緊密に連携しながら適切で効果的できめ細やかな進路支援に取り組んでいる。

キャリアセンターには、事務室のほかに個人面談ブースを2室設置するとともに、キャリアアカウンセラーを確保して、進路相談や履歴書・エントリーシートの作成に向けた相談、面接練習を行っている。

近年はWeb面接も増加しており、その指導を行うとともに、面談ブースを利用してWeb面接が受けられるよう、PCや照明器具等を整備し、忙しい学生生活の中で出来るだけ学業に支障をきたさないよう、空き時間を使って効率的に面接が受けられるよう配慮している。

また、キャリアセンター事務室においては、求人を検索できるPCの他、過去の受験内容を記載した書類を蓄積した受験内容報告書ファイル、就職に関連した書籍をはじめ教員採用や公務員などの専門職の各採用試験の問題集なども備え施設内の環境も整えている。

就職活動支援プログラムとしてガイダンスをはじめ、資格取得試験対策講座、試験対策講座などを実施している。(備付資料-29)

資格取得に向けた支援としては、MOS（Microsoft Office Specialist）〈Excel・Word〉講座や医科医療事務検定3級対策講座を学内において開設し、就職活動に生かせる資格取得に向けた支援を行っている。これらの受講料については、大学が一部費用を負担し、学生の金銭的負担を軽減して金銭面からも在学生のキャリア育成を支援している。

また、在学中により多様な資格取得を目指せるよう、オンライン型の取得講座「資格サポートコーナー」を開設し資格取得を促している。

就職試験対策のサポートとしては、一般企業就活対策講座として自己分析、業界研究、就職活動マナー・メイク、エントリーシート・履歴書作成、面接指導について5カ月に亘り講座を開設し指導している。

さらに SPI 試験対策講座の開設、就活写真撮影会（メイク含む）や学内合同企業説明会の実施など、就職活動全般に亘ってサポートできるプログラムを提供している。

また、専門職の試験に向けては、公務員試験対策講座、教員採用試験対策講座の開設や公務員模試の募集など、専門職に特化したサポートも行っている。

その他、幼稚園、保育所、児童福祉施設、社会福祉施設、小中高等学校それぞれの実習担当者が実習で得た情報を学生に伝え、学生にマッチした就職先を学生とともに考え、就職試験に合格するまで支援をしている。

食物栄養学科においては、1回生より4回生まで系統的に国家試験対策を実施しており、生物基礎の復習や計算練習の基礎教育復習支援、国家試験合格のための講義外のセミナーを実施し、管理栄養士国家試験の合格を目指している。また、2回生時には管理栄養士の職業理解を促すため外部講師を招聘し、管理栄養士の様々な業務・就業場所について紹介しているほか、3回生の秋学期にはキャリアセンターと共同で委託給食会社による業界研究セミナー等を実施し、早期の就職活動に対応できるようサポートを行っており、管理栄養士・栄養士として就職しない者も含め内定が得られるまで支援を行っている。

学科別の就職状況については10月から教授会において報告し、全学において状況を共有・把握しており、各学科やキャリアセンターでは、継続的に就職状況の分析を行いながらキャリア委員会において意見交換し、一人ひとりに寄り添った就職支援を行っている。

キャリアセンターでは、大学3回生・短大1回生対象に進路登録カード（備付資料-27）を提出させ、その記載内容をもとに全学生と面談を実施している。

面談においては学生の希望進路を把握し、進学を希望した場合については、進学を所管する学生課と連携し、大学に届いている指定校推薦の情報を提供したり、所属学科の教員と連携し、進学における試験に向けた支援を行っている。

2024年度卒(3・1回生)対象キャリアセンター就職活動支援プログラム 実施一覽

No	実施内容	2023年度（大学3年度・短大1年度）スケジュール												備考
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
春学期ガイダンス		●												大学の開設授業に関する重要事項について、春学期オリエンテーションにて説明します。
キャリアガイダンス		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	進路の進め、進め方について、キャリアセンター主催のガイダンスを実施します。 大学：①進路説明カード、資料、進路説明（ビデオ）、企業説明会（セミナー・テーマ・ガイダンス） ※一般企業関係の学生は、必ず参加してください。
秋学期ガイダンス														大学の開設授業に関する重要事項について、秋学期オリエンテーションにて説明します。
一般企業就活対策講座（基礎編）				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	夏休み期間中のインターンシップや来春3月から本格化する就職活動に向けて、一般企業就活対策講座（基礎編）における対策講座、企業への就職情報となる就職情報の提供を目指します。 ※一般企業関係の学生は、必ず参加してください。
公立校保・私立校保説明会				●										夏休み期間中のインターンシップや来春3月から本格化する就職活動に向けて、 一般企業就活対策講座（基礎編） における対策講座、企業への就職情報となる就職情報の提供を目指します。
就職準備プログラム—実践編①、マナー対策講座														夏休み期間中のインターンシップや来春3月から本格化する就職活動に向けて、 一般企業就活対策講座（基礎編） における対策講座、企業への就職情報となる就職情報の提供を目指します。
就職準備プログラム—実践編②														夏休み期間中のインターンシップや来春3月から本格化する就職活動に向けて、 一般企業就活対策講座（基礎編） における対策講座、企業への就職情報となる就職情報の提供を目指します。
就活道前！対策講座														夏休み期間中のインターンシップや来春3月から本格化する就職活動に向けて、 一般企業就活対策講座（基礎編） における対策講座、企業への就職情報となる就職情報の提供を目指します。
業界研究セミナー														夏休み期間中のインターンシップや来春3月から本格化する就職活動に向けて、 一般企業就活対策講座（基礎編） における対策講座、企業への就職情報となる就職情報の提供を目指します。
一般企業就活対策講座（応用・実践編）														夏休み期間中のインターンシップや来春3月から本格化する就職活動に向けて、 一般企業就活対策講座（基礎編） における対策講座、企業への就職情報となる就職情報の提供を目指します。
SPI試験対策講座														夏休み期間中のインターンシップや来春3月から本格化する就職活動に向けて、 一般企業就活対策講座（基礎編） における対策講座、企業への就職情報となる就職情報の提供を目指します。
就活写真撮影会														夏休み期間中のインターンシップや来春3月から本格化する就職活動に向けて、 一般企業就活対策講座（基礎編） における対策講座、企業への就職情報となる就職情報の提供を目指します。
MOS (Microsoft Office Specialist) 講座														夏休み期間中のインターンシップや来春3月から本格化する就職活動に向けて、 一般企業就活対策講座（基礎編） における対策講座、企業への就職情報となる就職情報の提供を目指します。
日通簿記検定試験(3級)対策講座														夏休み期間中のインターンシップや来春3月から本格化する就職活動に向けて、 一般企業就活対策講座（基礎編） における対策講座、企業への就職情報となる就職情報の提供を目指します。
医科医療事務検定3級対策講座														夏休み期間中のインターンシップや来春3月から本格化する就職活動に向けて、 一般企業就活対策講座（基礎編） における対策講座、企業への就職情報となる就職情報の提供を目指します。
公務員試験対策講座														夏休み期間中のインターンシップや来春3月から本格化する就職活動に向けて、 一般企業就活対策講座（基礎編） における対策講座、企業への就職情報となる就職情報の提供を目指します。
公務員試験道前対策講座														夏休み期間中のインターンシップや来春3月から本格化する就職活動に向けて、 一般企業就活対策講座（基礎編） における対策講座、企業への就職情報となる就職情報の提供を目指します。
小学校全校対策講座														夏休み期間中のインターンシップや来春3月から本格化する就職活動に向けて、 一般企業就活対策講座（基礎編） における対策講座、企業への就職情報となる就職情報の提供を目指します。
進路登録														夏休み期間中のインターンシップや来春3月から本格化する就職活動に向けて、 一般企業就活対策講座（基礎編） における対策講座、企業への就職情報となる就職情報の提供を目指します。
全員面接														夏休み期間中のインターンシップや来春3月から本格化する就職活動に向けて、 一般企業就活対策講座（基礎編） における対策講座、企業への就職情報となる就職情報の提供を目指します。
相談対面（就職相談）														夏休み期間中のインターンシップや来春3月から本格化する就職活動に向けて、 一般企業就活対策講座（基礎編） における対策講座、企業への就職情報となる就職情報の提供を目指します。
履歴書・エントリーシート添削指導														夏休み期間中のインターンシップや来春3月から本格化する就職活動に向けて、 一般企業就活対策講座（基礎編） における対策講座、企業への就職情報となる就職情報の提供を目指します。
新卒採用ハローワーク出張相談														夏休み期間中のインターンシップや来春3月から本格化する就職活動に向けて、 一般企業就活対策講座（基礎編） における対策講座、企業への就職情報となる就職情報の提供を目指します。
求人情報照会														夏休み期間中のインターンシップや来春3月から本格化する就職活動に向けて、 一般企業就活対策講座（基礎編） における対策講座、企業への就職情報となる就職情報の提供を目指します。
オンライン資格講座														夏休み期間中のインターンシップや来春3月から本格化する就職活動に向けて、 一般企業就活対策講座（基礎編） における対策講座、企業への就職情報となる就職情報の提供を目指します。

※上記スケジュールは、都合により変更となる可能性があります。予めご了承ください。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

卒業予定者への満足度調査では、約 9 割の学生が本学に入学し在籍したことに「とても満足又はある程度満足」と回答しているが、これは小規模大学の強みを生かし、本学の教職員が学生に寄り添い、学習や学生生活の支援に真摯に対応してきた証であると考えている。

しかしながら、在学証明書の発行や奨学金の申請等の手続きは学生が窓口に来て行う必要があり、授業の出欠確認を毎回教員が行っているなど、IT 関連のシステムや設備は大規模校に比べて遅れが目立っている。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

特になし

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

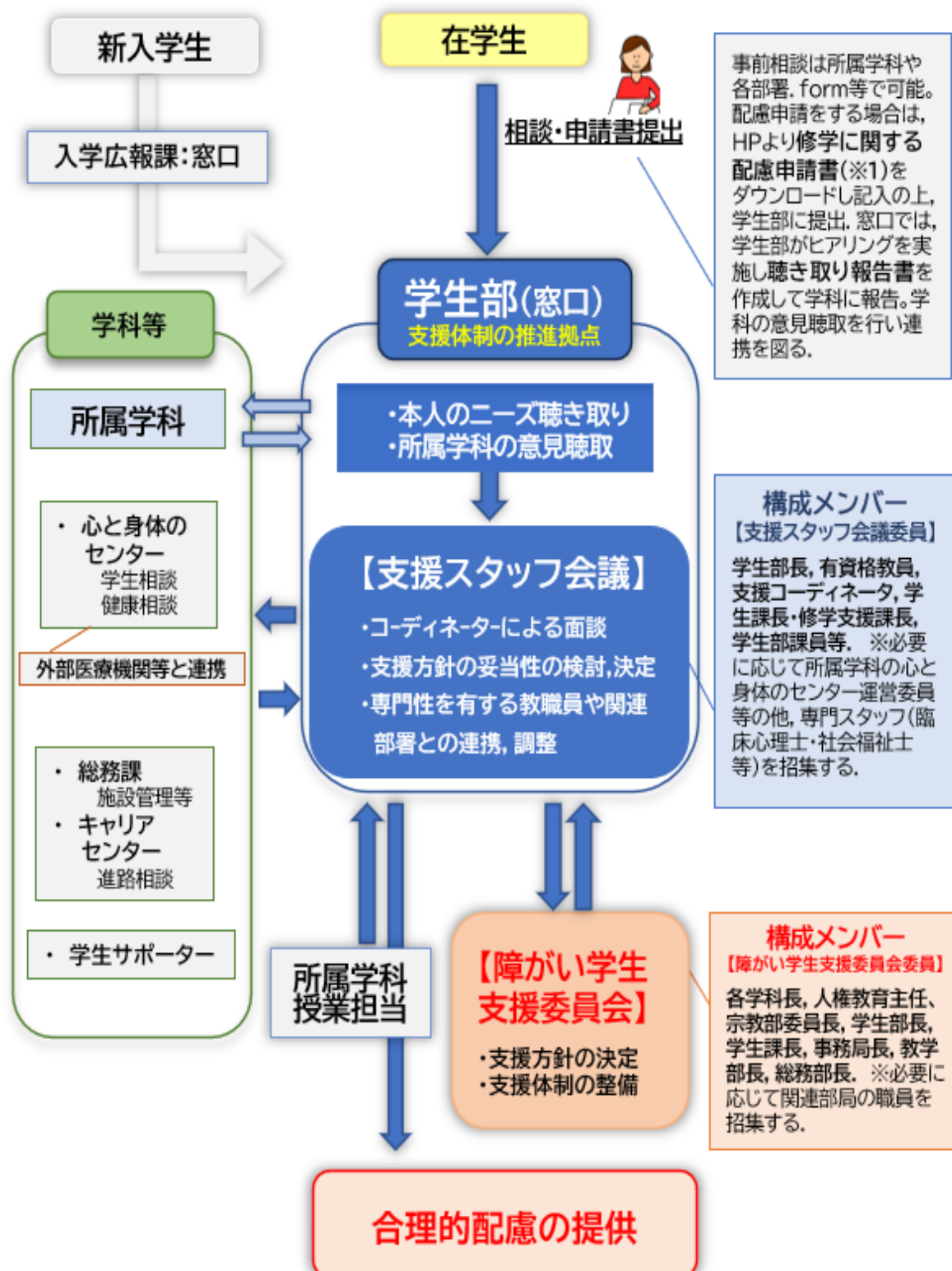
休・退学者の減少を図るため、各学科内や教職員間で学生の修学状況の共有化を図っているが、大学での学習や生活に馴染めない学生や障害を持つ学生の課題も複雑化してきている。このため「障がい学生支援委員会」を創設し、委員会のもとに「支援スタッフ会議」を設置して相談・支援体制の強化を図るとともに、公認心理師や臨床心理士の資格を持つ職員を置いて、障害や悩みを持つ学生の情報の集約と教員・職員が一体となって対応に当たっている。

しかしながら個人情報の取り扱いを慎重に行う必要があり、保護者や関係機関との連携や学生情報を共有・可視化するシステムの整備を進める必要がある。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学では、教学システムの拡充や Google 等の汎用システムの導入を進めているほか、教職員は既存のシステムを活用しながら、学生により効率的な情報提供を行うよう努めているが、今後は同一法人内でのシステムの共同利用などを進め、学生の利便性向上を図りたい。

【申請から合理的配慮提供までの流れ】



【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕

<根拠資料>

提出資料

2 CAMPUS LIFE 2023

提出資料－諸規程集

- Ⅱ-1-18 京都華頂大学・華頂短期大学図書館委員会規程
- Ⅱ-2-14 京都華頂大学・華頂短期大学研究倫理規程
- Ⅱ-2-18 京都華頂大学・華頂短期大学教育研究活動助成金交付要綱
- Ⅱ-4- 1 京都華頂大学・華頂短期大学、華頂女子中学・高等学校 事務組織及び事務分掌規程
- Ⅱ-4- 2 京都華頂大学・華頂短期大学就業規則
- Ⅱ-4- 6 京都華頂大学・華頂短期大学契約教員規程
- Ⅱ-4- 7 京都華頂大学・華頂短期大学契約職員規程
- Ⅱ-5- 2 京都華頂大学・華頂短期大学・附属幼稚園給与規程
- Ⅱ-5- 4 京都華頂大学・華頂短期大学 非常勤講師給与規程
- Ⅱ-5- 9 京都華頂大学・華頂短期大学・華頂短期大学附属幼稚園 退職金支給規程
- Ⅲ-2- 3 京都華頂大学 人事教授会規程
- Ⅲ-2-13 京都華頂大学 教育能力開発検討委員会規程
- Ⅲ-2-14 京都華頂大学 資格審査委員会規程
- Ⅲ-2-15 京都華頂大学 専任教員候補者選考会議規程
- Ⅲ-5- 1 京都華頂大学 教員資格基準
- Ⅲ-5- 2 京都華頂大学 教員資格基準施行細則

備付資料

- 1 0 授業（評価）アンケート結果
- 1 2 FD 活動の記録
- 3 3 研究紀要
- 3 4 現代家政学研究
- 3 7 外部研究資金の獲得状況一覧表

〔区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。〕

<現状>

教員組織については、大学設置基準、教育職員免許法や諸資格課程をはじめ本学の教育課程編成・実施の方針に基づいて配置をしており、専任教員は大学設置基準第10条に定められた教員数を、以下のとおり充足している。

学科には学科長・教務主任、学生・進路主任を置き、本学の理念に基づいた教育方針を理解・共有し、教育研究活動に従事している。

「専任教員数一覧」 令和5(2023)年5月1日現在 (人)

学科等の名称		専任教員等					大学設置基準 (うち教授数)		
		教授	准教授	講師	助教	計 (うち 教授数)	別表1	別表2	計
学部 現代家政	現代家政学科	9	6	1	0	16 (9)	9 (5)	9	24
	食物栄養学科	3	4	1	1	9 (3)	6 (3)		
合計		12	10	2	1	25 (12)	15 (8)	9	24

※学長除く

専任教員の職位は、教員資格基準（提出資料-諸規程集-Ⅲ-5-1）及び資格基準施行細則（提出資料-諸規程集-Ⅲ-5-2）に基づき、書面審査や人事教授会（提出資料-諸規程集-Ⅲ-2-3）の審議を経て学長が決定し、ホームページにおいて学位、教育実績、研究業績、制作物、その他の経歴等を公表している。

【専任教員採用・職位決定フロー】

- ①中長期的な計画を基に次年度の教員配置計画を検討し、京都華頂大学評議会において教員の採用枠や職位の昇任枠を決定（採用前年度の10月頃）
- ②①の枠に沿って公募等を行い、各学科の意見も踏まえながら教員の昇任者や新規採用候補者を専任教員候補者選考会議（提出資料-諸規程集-Ⅲ-2-15）で選考
- ③教員資格基準及び資格基準施行細則に基づき、資格審査委員会（提出資料-諸規程集-Ⅲ-2-14）において教員の研究業績、教育実績、保有免許・資格、実務経験、担当する科目の専門性、社会貢献等について審査し、採否及び職位を判定
- ④上記の採用又は昇任候補者は、人事教授会の審議を経て、学長が決定している。

本学では、各学科の教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき必要な科目を開設し、適切に専任教員と非常勤講師を配置している。非常勤講師については実務経験を有する教員の採用に努めており、採用に当たっては、学位、研究業績、その他の経歴等を資格審査委員会で資格審査のうえ、人事教授会での報告を経て学長が決定している。

【区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。】

＜現状＞

本学専任教員は、それぞれの専門領域において科学研究費補助金等の外部研究費を獲得して研究業績を積み重ねている。（備付資料 37）

またその成果は、京都華頂大学・華頂短期大学研究紀要（備付資料 33）や学会誌において発表しているほか、ホームページの教員一覧において、研究テーマ・内容、所属学会や学外活動、研究業績（著書・論文）を公開している。

本学では、令和元(2019)年度から教育研究活動助成金交付要綱（提出資料-諸規程集-Ⅱ-2-18）を定め、教員の個人研究（研究費：15 万円以内、旅費 7 万円以内）や、専任教員を代表とした本学の他の専任教員又は非常勤講師との共同研究（1 研究活動当たり 50 万円以内）に助成を行い、本学における教育研究の充実・発展と学術研究の一層の振興を図っている。

本学では、「研究倫理規程」（提出資料-諸規程集-Ⅱ-2-14）を定め、全教員を対象に毎年計画的に研究倫理教育とコンプライアンス教育を行っている。

同時に、研究活動における不正行為への対応及び公的研究費の管理・監督に関する研修会を実施しており、公的研究費を公正かつ適正に執行し、不正行為を行わないことについての誓約書も徴取している。

さらに、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく取組状況に係るチェックリスト」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）体制整備等自己評価チェックリスト」を文部科学省に提出し、確認を受けている。

教員の研究成果を発表する機会として、毎年、京都華頂大学・華頂短期大学研究紀要を発刊し、他大学及び各研究機関に配布しており、同研究紀要の編集は「京都華頂大学・華頂短期大学図書館委員会規程」（提出資料-諸規程集-Ⅱ-1-18）に基づき選出された委員によって行われている。

令和 5(2023)年度「京都華頂大学・華頂短期大学研究紀要論文」タイトル一覧

※太字：本学教員

タイトル	執筆者
戦後日本におけるディズニー絵本の受容	柿本 真代
YouTube 動画にみる DIY による住宅リフォームの可能性	関口 太樹
大学生のジェネリックスキル・パターンと実習実務に対する他者評価の受容ならびに自他評価の整合度との関連性に関する簡易分析	莊巖 茶茶 崎浜 聡 檜林 衿子
女子大学生におけるビジョントレーニングの効果 ービジョントレーニングの体験とその前後の「数字探し」「板書写し」 「立位体前屈」の変化ー	福井 百合子

幼児の「豊かな体験」を保障する教育的環境の検討	眞崎 雅子 渋谷 郁子 福井 百合子
領域「音楽リズム」―誕生とその目的―	山中 信子
母子家庭におけるダブルケア事例からみる必要とされる支援	吉島 紀江 木村あい

また、本学の附属施設である「京都華頂大学 現代家政学研究所」の研究誌として「京都華頂大学 現代家政学研究」（備付資料 34）を発行しており、研究紀要に加えて発表する場を確保している。

専任教員の研究室は、1 号館 4 階、2 号館 3 階・4 階、3 号館 3 階・4 階、6 号館地階・2 階に確保（提出資料 2）しており、すべて個室となっている。

専任教員は、週のうち 1 日を研究日として研究、研修等を行う時間を確保している。

FD 活動については、「教育能力開発検討委員会規程」（提出資料-諸規程集-Ⅲ-2-13）を定め、教育の質向上を目指すため積極的に活動している。（備付資料 12）

この一環として「専任教員対象の公開授業」を学期ごとに実施しており、教職員が授業を参観し、授業技術、授業運営・授業構成等を評価した「公開授業振り返りシート」を作成して F D 研修会において活用しており、この取り組みにより、普段知ることのない他の教員の授業方法を知り、担当教員、授業参観者との意見交換を通じて、自らの授業運営や指導方法、教材の改善等を行っている。

さらに、授業評価アンケート（備付資料 10）を実施し、学生の学習成果の状況や授業運営上の課題や改善策を検討して次年度の教育内容や授業の実施計画に反映させている。

また、専任教員は、学生の学習効果の獲得が向上するよう次のとおり学内の関係部署と連携して学生を支援している。

①キャリアセンターと連携した学生へのキャリア教育

基本科目として設定している「産官学連携実践（1 年生秋学期開講）」「インターンシップⅡ（2 年生春学期開講）」に、キャリアセンターがこれまで開拓してきた主に京都市内の受け入れ企業を紹介している。

食物栄養学科では、3 回生の秋学期にキャリアセンターと共同で委託給食会社による業界研究セミナー等を実施し早期の就職活動に対応できるようサポートを行っている。

②入学広報室と連携した学生の主体性と課題解決力を高める支援

毎回のオープンキャンパスで実施している学科紹介の時間の一部を学生に任せ、来場者（高校生）に学生目線で本学の魅力を紹介している。

③宗教部委員会と連携したフィールドワーク

京都の地の利を生かした科目を開講しているが、授業時間内では時間が限られているため、宗教部委員会と連携しながら土曜日や日曜日に「名所旧蹟研修会」を実施している。

④華頂短期大学附属幼稚園との連携

現代家政学科では、幼稚園教諭・保育士希望者が所属する一部のゼミで華頂短期大学附属幼稚園を訪問し、保育に参加する機会を持つなどの連携を図っている。

令和 6（2024）年度からの「こども生活学科」への名称変更にあわせて、1 年生ゼミ（総合基礎演習）で幼稚園の見学を予定するなど、より一層キャンパスに併設する幼稚園との連携を進めていく予定である。

⑤修学が困難となった学生に対する一人ひとりのニーズに応じた学習支援

学生生活で困難を抱える学生や中途退学者、休学者、留年者など、様々な理由で修学が困難になった学生に対し、関係部署と連携して支援を行っている。

- ・学習意欲の低下傾向がみられる学生に対する学習支援方法を学科内で検討のうえ、修学支援課から学生が履修する授業担当者へ配慮事項をまとめた文書を送付し、授業担当者に当該学生の学習への支援と配慮を依頼
- ・精神的な課題を抱え不登校傾向にある学生については、学科と学生部・心と体のセンターが早期から情報を共有し、面談・カウンセリング等に一体となって対応している。

【区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。】

＜現状＞

事務局の組織については「京都華頂大学・華頂短期大学、華頂女子中学高等学校事務組織及び事務分掌規程」（提出資料-諸規程集-Ⅱ-4-1）により組織及び所掌事務を定め、事務を効率的かつ適切に遂行している。

各部署には業務内容に応じた適正規模の職員を配置するとともに、管理部門について一体的運営を行っている華頂女子高等学校や華頂短期大学附属幼稚園の事務も行っている。

また、学生部長や教学部長、キャリアセンター長には教員を配置し、教職協働により一体的に運営に当たっている。

本大学の設置目的に関わる重要事項は設置主体である法人の理事長に権限があるが、設置校の業務運営に関しては理事長の命を受けた学長が執行するとともに、副学長を置き、適切な業務分担を定めるとともに、事務処理については事務局長が統括しており、権限の分散と責任を明確にしている。

事務職員には、いわゆる OJT のほか、SD/FD 研修として「障害を持つ学生への合理的配慮の提供に関する研修会」や専任教員の公開授業への参加、教育開発センターとの交流事業など、様々な形で研修を実施しており、また、京都地区の大学が合同で実施する研究会等の外部の機関・団体が実施する研究会等へも積極的に参加しており、自己研鑽に努めている。

【外部研修（SD）受講状況】

主催・協力	研修会名等	開催場所・方法	開催日
筑波大学ヒューマンエンパワーメント推進局教育関係共同利用拠点	多様な学生支援スキル育成プログラム	オンライン受講	令和5年6月8日～10月31日
京都地区私立大学教職課程研究連絡協議会	2023年度第1回京私教協教員免許事務勉強会	龍谷大学大宮キャンパス	令和5年6月17日
京都府 健康福祉部 薬務課 薬物対策・企画係	令和5年度薬物乱用防止に係る大学等関係者セミナー	オンライン研修	令和5年7月28日
浄土宗	宗立宗門校教職員研修会	京都（清浄華院）	令和5年7月31日～8月2日
一般財団法人 大学・短期大学基準協会	大学認証評価説明会	オンライン研修	令和5年8月25日
厚生労働省 委託事業事務局	労働法の教え方セミナー 労働法を正しく理解する～労働法の必要性・トラブル事例～	オンライン研修	令和5年9月7日
	労働法の教え方セミナー 労働法はどう生きる～バイト・インターン・就職活動・職業生活～	オンライン研修	令和5年9月8日
京都地区私立大学 経理担当者研究会	令和5年度経理担当者研究会	同志社女子大学（京田辺キャンパス）	令和5年9月22日
日本学生支援機構	令和5年度「障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナー」（基礎編）	オンデマンド配信	令和5年10月10日
日本私立大学協会	大学教務部課長相当者研修会	オンライン研修 オンデマンド配信	令和5年10月12日 令和5年10月4日～12日

日本私立大学協会	大学経理部課長相当者研修会	オンデマンド配信	令和5年10月16日 ～11月6日
内閣府	改正障害者差別解消に係る説明会	オンライン研修	令和5年11月17日・20日
大学教務実践研究会 ほか	大学教務実践研究会セミナー 教務課題検討フォーラム	名古屋大学東山キャンパス	令和5年12月16日

【区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。】

<現状>

教職員の就業に関する規程としては、京都華頂大学・華頂短期大学就業規則（提出資料-諸規程集-Ⅱ-4-2）、京都華頂大学・華頂短期大学契約教員規程（提出資料-諸規程集-Ⅱ-4-6）、京都華頂大学・華頂短期大学契約職員規程（提出資料-諸規程集-Ⅱ-4-7）等を制定し、労務管理の基本として運用している。

また、給与や福利厚生に関する規程としては、京都華頂大学・華頂短期大学・附属幼稚園給与規程（提出資料-諸規程集-Ⅱ-5-2）、京都華頂大学・華頂短期大学・附属幼稚園退職金支給規程（提出資料-諸規程集-Ⅱ-5-9）京都華頂大学・華頂短期大学非常勤講師給与規程（提出資料-諸規程集-Ⅱ-5-4）等を制定し、適正に執行している。

教職員の処遇（給与・福利厚生等）については、いわゆる同一労働同一賃金の原則を適用し、業務内容や責任の程度に違いのない教職員には、雇用期間の定めの有無に拘わらず、同一の処遇となるよう取り扱っている。

また、時間外勤務の縮減を図るため、管理職員への注意喚起や職員に対する説明会を開催のうえ、事前命令制を徹底したり、子育てや介護の時間を気兼ねなく取れる、ワークライフバランスの取れた職場づくりを目指している。

本学では、令和2年度から専任職員登用制度を導入し、毎年計画的に契約職員から専任職員への登用を進めている。

【専任職員登用数】

年度	事務職員数		専任職員登用数
	専任	契約	
令和2年度	25人	13人	1人
令和3年度	26人	14人	2人
令和4年度	25人	16人	5人
令和5年度	24人	19人	2人
令和6年度	30人	15人	6人

【専任職員登用制度の概要】

事項	内容	令和5年度																													
要件	①(専任職員登用の前年度の)10月1日時点において、 本学の契約職員として継続して1年以上在職している者 ②専任職員として、本学の発展に寄与し、長く勤務することを希望する者	募集開始 10月25日 応募期間 12月1日～ 12月8日																													
選考方法	①筆記試験 期日までに政策提案資料を提出 (令和5年度のテーマ) 以下から1つを選択 ・学生へのサービス向上に繋がる取り組み ・業務の効率化や教育の質の向上に繋がるDXの取り組み ・本学の発展や価値向上に繋がる取り組み (文字数等) 本文2,000字以内+資料A4用紙5枚以内 ②面接試験 ①のプレゼンテーション及び専任職員への意欲等確認 ③人事評価 所属長から人事評価書を提出 ④登用者の決定 上記①～③の結果を総合的に判断し、法人理事長に上申のうえ決定	政策提案資料提出期限 1月9日 面接試験 令和6年1月 25日～30日																													
評価基準	<table><tr><th rowspan="2">試験区分</th><th rowspan="2">試験内容</th><th colspan="3">評価基準</th></tr><tr><th>配点</th><th colspan="2">登用基準</th></tr><tr><td>筆記試験</td><td>政策提案資料の作成</td><td>25点</td><td>15点以上</td><td></td></tr><tr><td>人事評価</td><td>所属長による評価 (6項目)</td><td>40点</td><td>24点以上</td><td>「2」以下の評価が2項目以上無いこと。</td></tr><tr><td>面接評価</td><td>政策提案内容の説明 評価面接 (面接者) 事務局長・総務部長</td><td>35点</td><td>21点以上</td><td>「2」以下の評価が2項目以上無いこと。</td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td>100点</td><td>60点以上</td><td></td></tr></table>			試験区分	試験内容	評価基準			配点	登用基準		筆記試験	政策提案資料の作成	25点	15点以上		人事評価	所属長による評価 (6項目)	40点	24点以上	「2」以下の評価が2項目以上無いこと。	面接評価	政策提案内容の説明 評価面接 (面接者) 事務局長・総務部長	35点	21点以上	「2」以下の評価が2項目以上無いこと。	合計		100点	60点以上	
試験区分	試験内容	評価基準																													
		配点	登用基準																												
筆記試験	政策提案資料の作成	25点	15点以上																												
人事評価	所属長による評価 (6項目)	40点	24点以上	「2」以下の評価が2項目以上無いこと。																											
面接評価	政策提案内容の説明 評価面接 (面接者) 事務局長・総務部長	35点	21点以上	「2」以下の評価が2項目以上無いこと。																											
合計		100点	60点以上																												

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

教員や事務職員の退職が比較的多く、特に事務職員は新しく入職した職員が業務に習熟するまでの間は、事務処理に時間を要したり、業務の連続性が途切れがちになり既存の職員への負担が増すことが多い。

このため、本年 6 月 17 日には外部講師を招いて全職員対象の人権研修を行ったほか、管理職員対象の研修を行い、新規職員や若手職員の特質を踏まえた対応の重要性などを確認したが、今後も職員との懇談やヒアリングを行い、相互理解を深めていく必要がある。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

特になし

【テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源】

＜根拠資料＞

【区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。】

＜現状＞

校地面積は、大学専用（1,679.0 m²）と短大との共用（13,724.7 m²）を合わせて 15,403.7 m²であり、大学設置基準（収容定員 560 人×10 m²）を満たしている。

また、校舎面積は、大学設置基準に規定する基準校舎面積を満たしている。

校地については、京都市内中心部に位置しながら非常に閑静で教育・研究活動に最適な環境となっている。また、校地の多くが併設する華頂短期大学との共用となるが、「葵の広場」をはじめとして、学生の休息等に利用できるスペースを複数設け、大学生と短期大学生を含む学生間の交流や学生と教職員の交流等に活用している。

【令和 5 年度】

				(単位：㎡)	
区分	収容定員	校地（運動場他除く）		校舎	
		基準面積	現有面積	基準面積	現有面積
京都華頂大学	560人	5,600	15,403.7	5,751.6	25,596.1
華頂短期大学	* 520人	5,200		4,650.0	
計	1,080人	10,800		10,401.6	

(※ 華頂短期大学は、ほかに専攻科介護専攻（定員 20 人）を設置)

【教室】

講義室は、252 人が収容できる華頂ホールのほか、100 人以上収容の教室を 8 室、40～90 人収容の教室を 15 室整備している。また、実技・実習ができる施設として、ML 教室（3 室）やピアノ練習室（25 室）、情報処理教室（2 室）造形教室、給食経営管理実習室、食品加工実習室、栄養教育実習室、臨床栄養実習室、調理実習室、実習食堂、生理学実験室、理化学実験室、動物実験室、介護実習室、入浴実習室（以上各 1 室）を備えている。

さらに、学生の実習・演習室を各校舎で計 11 カ所設けており、各学科・専攻に必要な講義や実習・実験を行うに十分な設備を備えている。

【体育施設】

体育館（4,023 m²）は平成 20 年に竣工し、建物内にはシャワー室やロッカールーム、クラブボックス等を整備しており、授業や課外活動等に活用している。

また、本大学から西北約 8 kmにある神山グラウンド（京都市北区上賀茂神山 455 番地、7,084 m²）については、本学における正課の体育関係の授業が原則として 7 号館（体育館）において実施されている状況を踏まえ、クラブ活動のほか、軟式野球場として周辺大学や地元の少年野球チームの練習など地域等への施設開放を行い、その有効活用を図っている。

【図書館】

本学図書館は平成 23 年に京都華頂大学が開学する以前より、華頂短期大学の附属機関として長年にわたり教育研究支援の役割を担い、資料や情報の収集・提供を行ってきた。

図書館は、華頂短期大学と共用であるが、両大学所蔵資料の利用制限はなく、教育研究及び学生の学修上の利用に十分応えられる体制を整備している。

図書館では、閲覧、貸出、蔵書検索のほか、レファレンスサービス、NACSIS-ILL による文献複写等の相互貸借サービスの利用が可能である。

延べ床面積は 1,983.50 m²で、閲覧室、開架書架スペース（集密書架含む）、ラーニングコモンズ、事務室等から構成されており、閲覧座席 257 席を有し、両大学の合計収容定員（新学科の生活情報学科完成年度である令和 9 年度の時点における収容定員 960 名）の 26.7%に及ぶ十分な座席数を確保している。

平成 25 年より図書館内に整備されたラーニングコモンズは、学生の多様な活用体験を経て、日常的な学習場所として定着している。そこにはパソコン（デスクトップ機 24 台、貸出用のノートパソコン 12 台）が配備されており、全てのパソコンで文献検索や視聴覚資料の閲覧、電子ジャーナルやデータベースへのアクセスが可能となっている。

蔵書数は大学・短期大学全体で約 121,346 冊となっており、学術雑誌等については、大学・短期大学全体で、現在 124 種（国内雑誌 121 種、外国雑誌 3 種）を所蔵しており、そのうち電子ジャーナル等は 28 種（国内 26 種、外国 2 種）であるが、さらに洋雑誌を含め継続的に充実させていく計画である。

また、視聴覚資料については、現在 3,705 点を所蔵しているが、令和 6（2022）年度より新設した生活情報学科に係る資料を中心に充実を図っている。

他の大学図書館との協力については、公益財団法人大学コンソーシアム京都の図書館共通閲覧システム、私立大学図書館協会等の加盟校との協力を推し進めている。

なお、土曜日・日曜日・祝日、夏季・冬季の休業期間、一部臨時休館日等を除き、原則として月曜日から金曜日の 9 時から 19 時まで開館しており、授業時間帯後の利用が可能であり、学生の学習意欲に応えられるよう利便性の向上を図っている。

【その他の共用施設】

その他の共用施設としては、学生食堂（彩華・約 300 席）とコンビニを設置しており、ランチスクエア、学生ラウンジ（1 階と地階）で昼食・休憩ができるスペースも十分に確保できている。

また、60 人まで宿泊が可能な華頂セミナーハウスを 2 号館に併設しており、クラブ等の課外活動やゼミの合宿や対外試合の際などに活用しているほか、校舎間の空地や校舎内に適宜ベンチやテーブル、椅子などを配置して学生の憩いの場を創出している。

校地・校舎のバリアフリー化（トイレを含む）は、令和 4（2022）年度に 4 号館にエレベーターを設置することにより全校地・校舎のバリアフリー化が完了している。

このように、校地・校舎、施設・設備等については大学設置基準を満たしており、教育環境は適正に整備されている。

【区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】

<現状>

本学が所有する施設設備については適切に維持管理を行いながら、大規模施設・設備については、中期改修計画を立案のうえ、学校法人の承認を受けて整備している

令和 2（2020）年度には、国のバリアフリー化補助金を活用して 4 号館の耐震工事を行ったほか、令和 3（2021）年度から令和 4（2022）年度にかけては、学生の円滑な移動を確保するため 4 号館のエレベーター設置工事を行い、全学舎のバリアフリー化が完了した。

また、令和 4（2022）年度から段階的に空調設備の整備工事を実施しており、令和 4（2022）年度から令和 5（2023）年度にかけては、本館・図書館空調改修工事を実施した。

さらに令和 5（2023）年度には図書館エレベーター改修工事を行うなど、大規模工事が続いたが、今後も財務状況を勘案しながら計画的に教育環境整備に取り組むこととしている。

【大規模施設・設備工事の実施経過】

年度	工事名称	工事内容
令和 2 年度	4 号館耐震改修工事	耐震診断の結果を踏まえ、改修工事を実施 これにより本学の全ての建物の耐震化が完了

令和3年度	Actis サーバリプレイス	学事システムをリニューアル
	4号館バリアフリー化工事 (第1期)	4号館にエレベータを設置
令和4年度	基幹サーバリプレイス	全学的に利用する各種サーバをリニューアル
	4号館バリアフリー化工事 (第2期)	4号館にエレベータを設置 これにより本学の全ての建物のバリアフリー化が完了
	4号館 GHP 更新・省エネ化工事	4号館の空調設備が老朽化のため更新 併せて省エネ化工事を実施
	図書館集密書庫カビ防止 対策工事	除湿機等を設置してカビの発生を防止
令和5年度	本館・図書館空調改修工事	不具合が発生していた空調機を更新
	図書館エレベータ改修工事	現状の油圧式 EV からロープ式の EV に更新
	図書館システムリプレイス	図書館の蔵書や貸出を管理するシステムを リニューアル
	防犯カメラ更新	学生寮の安全確保のため、老朽化した防犯カ メラを更新

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

学生数の減少に伴う財政状況の悪化が続いているが、長期的視点から、教育研究活動の活性化につながる大学キャンパス全体の施設マネジメント方針の策定に取り組んでいく必要がある。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特になし

〔テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕

＜根拠資料＞

備付資料

4 3 2003 情報サービスマニュアル

【区分 基準Ⅲ-C-1 大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。】

<現状>

本学では、学籍管理や授業・成績・履修管理を行うシステム「Actis(アクティス)」を導入するとともに、学籍等の情報を活用して平成 29(2017)年度から「華頂修学ポータルサイト」を運用している。

ポータルサイトには、履修登録、授業アンケート、学修ポートフォリオ、求人情報の閲覧等の機能があり、学生は時間や場所を選ぶことなく、学内の連絡事項（休講・補講等）の確認や就職情報の検索等を行っている。

また、入学時には Google アカウントを発行し、メールを始めとする Google の様々なアプリケーションが利用できる環境を整えるとともに、学内のサーバーに学生 1 人当たり 5GB のストレージ（個人アカウント）を確保しており、レポートや授業で利用する資料等を保存し、活用できる環境を整えている。

令和 2(2020)年度に始まった新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、本学でも遠隔授業の実施を余儀なくされたが、当時は経験のない学生も多く、パソコンを持っていない学生もいたことから、ノートパソコンの無償貸出を行うとともに、操作マニュアルの作成や説明会の開催、ヘルプデスクを通じた支援などを行った。

これにより、学生は徐々に操作に慣れ、課題の提出などもスムーズに行えるようになり、現在も学習支援アプリの様々な機能を活用して、教員と学生間で情報のやり取りや共有を行いながら、効率的な授業運営を行っている。

本学では、「情報処理」の授業を必修科目としており、従来から情報技術の活用に関するトレーニングの機会としてきたが、必要に迫られて行った PC を使った資料作成や情報通信の機会が結果的に学生及び教員の情報技術の向上に繋がったことは想定外の成果であった。

学内のコンピュータについては、平成 31(2019)年に Windows10 への移行を行ったが、既に新しいシステムへの移行が必要となっており、データサーバやネットワーク機器などの機器を含めて定期的に更新を行い、運用に支障がないよう、適切な状態を保持している。

また、学生の学習支援のため、令和元(2019)年度に教室や演習室などを中心に無線 LAN(Wi-Fi) の設置を行ったが、これにより学生は教室内で自身のスマートフォンを使って Google Form やポータルサイトのアンケートなどに応えられるようになり、ICT を活用した授業展開も大きく進んでいる。

「Actis」のシステムは、学籍や成績を管理する学生部のほか、時間割作成や新入生の情報を管理する教学部や入学広報部、進路（就職）情報や求人情報を管理するキャリアセンター、学納金を管理する総務部など、全ての部署で利用しており、教育課程実施の基幹システ

ムとなっているが、これと連動しているポータルサイトを含め、システム運用にあたる職員は各部署に分散配置されており、人事異動等によっても支障のない体制となっている。

全学的な情報ネットワークの維持・改善は、専門的知識や技術を持つ会社に委託することにより安定的に環境を維持しており、学内では、全教職員が専用の PC を持ち、学内 LAN を通じてネットワークを構築し、教員と職員が共有フォルダによりデータを共有しながら教育研究や事務処理に当たっている。

学生の主体的な学びを実現するため、図書館のラーニング・コモンズ、アクティブ・ラーニング専用の教室、情報処理教室等を整備しており、学生が自在にチームを組成してグループワークを進め、電子黒板を使いながらプレゼンテーションを行ったり情報技術を生かした授業展開が行える環境を提供している。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

本学においては、各職員が日常的業務を通じて、学生が入学してから卒業するまでの間の様々な情報の処理や利用を行っているにも拘わらず、個人に着目したデータの集約や連関分析など、データの有効利用が十分行えていない。

今後は、学内の様々なデータの収集・分析により、本学の経営改善や学生支援、教育改善等に関する IR の取り組みの強化や学生に提供している学修ポートフォリオに様々なデータを集約し、機能の拡充を図る取り組みなどを進める必要がある。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

特になし

【テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源】

＜根拠資料＞

提出資料

- 1 4 [書式 1] 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）
- 1 5 [書式 2] 事業活動収支計算書
- 1 6 [書式 3] 貸借対照表の概要（学校法人全体）
- 1 7 [書式 4] 財務状況調べ
- 1 8 資金収支計算書・資金収支内訳表（計算書類：令和元年度～令和 5 年度）
- 1 9 活動区分資金収支計算書（計算書類：令和元年度～令和 5 年度）
- 2 0 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（計算書類：令和元年度～令和 5 年度）
- 2 1 貸借対照表（計算書類：令和元年度～令和 5 年度）
- 2 2 令和 5（2023）年度事業報告書（学校法人全体）

2 3 令和 6（2024）年度実施計画（学校法人全体）

2 4 令和 6 年度予算書（学校法人全体）

提出資料―諸規程集

I -3 学校法人佛教教育学園 経理規程

II -6-3 京都華頂大学・華頂短期大学 予算執行に係る決裁権限の申し合わせ事項

【区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。】

＜現状＞

学校法人佛教教育学園では、5 ヵ年の中期事業計画と財務計画を策定し、計画に沿った学園改革と財政の健全化の実現を図るため、各設置校に対し、学生（・生徒・園児）の安定的な確保とともに、適正な人事計画による人件費の抑制や経常経費のコストダウン等の改善策を織り込んだ予算の編成を指示し、予算の編成時や決算時及び期中（11 月頃）に理事長による執行状況の検証を行っている。

各設置校では、学校法人が毎年定める予算編成方針に基づき、事業計画の策定並びに予算編成を行い、適正に執行管理しながら教育研究活動を維持・継続している。

法人全体及び本学の過去 5 年間の事業活動収支計算書は下表のとおりである。

法人全体を見ると、過去 5 年間の基本金組入前当年度収支差額は収入超過であり、健全な財政状況となっているが、本学の過去 5 年間の事業活動収支の推移をみると、基本金組入前当年度収支差額は令和 2 年度以降支出超過となっており、定員充足率の低下に伴う学生納付金収入の減が大きな要因となっている。

事業活動支出においては、定年退職などによる若手教職員への移行により、人件費を含む事業経費は令和 2(2020)年度、令和 3(2021)年度をピークに減少傾向となっている。令和 5（2023）年度は、令和 7(2025)年度の新学部開設に向けて取り組んでいる受容性調査費用や学生募集に係る経費が大きな負担となったが、今後もさらに大規模施設改修の見直しや人件費や経費の抑制を図るとともに、教職員が丸丸となって学生確保に努め、早期の収支均衡を目指すこととしている。

学校法人佛教教育学園の事業活動収支推移表			(単位:百万円)		
	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
事業活動収入	15,399	16,019	15,801	16,032	18,238
事業活動支出	14,767	15,413	15,134	15,516	15,640
基本金組入前当年度収支差額	632	606	667	516	2,598
基本金組入額	△ 978	△ 826	△ 2,387	△ 1,767	△ 1,781
当年度収支差額	△ 346	△ 220	△ 1,720	△ 1,251	817
基本金取崩額	0	27	10	10	10
翌年度繰越収支差額	△ 9,872	△ 9,10,065	△ 11,775	△ 13,016	△ 12,189

京都華頂大学の事業活動収支推移表				(単位: 百万円)	
	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
事業活動収入	713	723	720	652	605
事業活動支出	705	761	760	755	709
基本金組入前当年度収支差額	8	△ 38	△ 40	△ 103	△ 104
基本金組入額	0	△ 41	△ 28	△ 11	△ 66
当年度収支差額	8	△ 79	△ 69	△ 114	△ 170
基本金取崩額	0	14	5	5	5
翌年度繰越収支差額	△ 1,059	△ 1,124	△ 1,188	△ 1,297	△ 1,462

法人全体の過去 5 年の貸借対照表関係比率は下表のとおりである。

資産構成のバランスを全体的に見るための指標である固定資産構成比率は 90.3%～91.9%で推移し、ほぼ全国平均値となっている。

学校法人の資金の調達源泉を分析する上での重要指標である純資産構成比率は、5 年間で徐々に向上し、令和 5 (2023) 年度では、全国平均を上回る 89.3%と高い水準を維持している。

学校法人の短期的な支払能力を判断する重要な指標の一つである流動比率については、ほぼ全国平均であったが、令和 5 (2023) 年度においては 308.8%と全国平均を上回る安定した比率となっている。

総資産に対する他人資金の比重を評価する総負債比率は令和元 (2019) 年度は全国平均に比べやや高めであったが、5 年間の推移をみると年々下降し、全国平均の 11.7%を下回る 10.7%となり、健全な財政状況を維持している。

資産構成のバランスを見る流動資産構成比率は、全国平均の 13.9%に比べ、8.1%～9.7%とやや低い数値であるが、これは低金利下での有利な運用条件を求めて長期預金及び長期有価証券などを保有しているためであり、必ずしも流動性に乏しいわけではない。

佛教教育学園 貸借対照表比率								(比率単位: %)
比率		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和4年度 全国平均	
総 負 債 率	総 負 債 総 資 産	130	127	119	11.2	10.7	11.7	
固 定 資 産 構 成 比 率	固 定 資 産 総 資 産	91.4	91.1	91.6	91.9	90.3	86.1	
純 資 産 構 成 比 率	純 資 産 総 負 債 + 純 資 産	870	87.3	88.1	88.8	89.3	88.3	
流 動 資 産 構 成 比 率	流 動 資 産 総 資 産	8.6	8.9	8.4	8.1	9.7	13.9	
流 動 比 率	流 動 資 産 流 動 負 債	269.3	251.3	259.1	256.8	308.8	263.2	
固 定 比 率	固 定 負 債 純 資 産	1050	104.3	103.9	103.5	101.1	97.6	
固 定 長 期 適 合 率	固 定 資 産 純 資 産 + 固 定 負 債	94.4	94.4	94.7	94.9	93.2	90.9	
負 債 比 率	総 負 債 純 資 産	150	14.6	13.5	12.6	12.0	13.3	
基 本 金 比 率	基 本 金 基 本 金 要 組 入 額	93.8	94.2	95.4	96.1	96.5	97.2	

なお、本学の退職給与引当金については、期末要支給額の100%を基に、私立大学退職金財団に対する掛け金の累計額と交付金の累計額を調整した金額を計上している。

本学における財務諸表については、公認会計士3名による会計監査を年に9回受けており、その都度指摘のあった事項については検証・修正している。

【区分 基準Ⅲ-D-2 財務の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。】

〔注意〕私立大学の場合

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成27年度～」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<現状>

日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」は、令和5（2023）年度の決算においては、黒字幅が6%にとどまったため、A3という結果となったが、経常収支差額は過去5年間黒字状態であり、経常収支差額比率は5.75%で、全国平均（令和4（2022）年度）の4.7%を上回る安定した数値となっている。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

学校法人佛教教育学園は幼稚園から大学（院）まで計 9 校（園）という多くの教育機関を設置しており、長期的な少子化による学生（生徒・園児）数の減少などの影響が顕在化しつつある。

長期継続的な学校運営には安定的な学生等の確保が不可欠であり、各設置校の特色を踏まえた総合学園化に向けて、継続して具体的な検討作業に取り組む必要がある。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

特になし

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

「収入のほぼ 8 割を占める学生生徒等納付金の安定的な確保のための訪問活動の展開」や「「担任」による生活面のきめ細やかな学生指導により休退学者を減少」「科研費や寄付金等の外部資金の獲得」等による財務基盤の安定と収支バランスの均衡を目標に積極的に取り組んできたが、学生数の減少が続いており、引き続き学生確保に向けた広報の強化等に取り組む必要がある。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学校法人全体では財務状況は健全な状況にあるが、本学の財務改善には学生の確保が不可欠であり、令和 7（2025）年度の日本文化学部設置に向けた認可申請事務を着実に進めるとともに、広報活動に積極的に取り組み、まずは入学定員の充足を確実なものとするよう全力を挙げることをとする。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

【テーマ 基準Ⅳ-A 大学設置法人の長のリーダーシップ】

＜根拠資料＞

提出資料

- 2 5 学校法人佛教教育学園寄附行為
- 2 6 学校法人佛教教育学園（佛教大学、京都華頂大学、華頂短期大学）ガバナンスコード
- 2 7 理事会議事録（令和 3 年度～令和 5 年度）

備付資料

- 4 8 事業に関する中期的な計画

【区分 基準Ⅳ-A-1 法令等に基づいて大学設置法人の管理運営体制が確立している。】

＜現状＞

学校法人佛教教育学園では、自律的なガバナンスの改善・強化のため、令和 3（2021）年 5 月に「学校法人佛教教育学園（佛教大学、京都華頂大学、華頂短期大学）ガバナンスコード（提出資料 26）を制定し、ホームページを通じて公表している。

この中では、学校法人として「仏教精神、とりわけ法然上人の心に基づき時代と共に変化する社会ニーズに対応しつつ、すべての人々に学びの場を提供し続ける、新しい形の総合学園を目指す」という理念と目標とする 3 つの基本指針（「自身を見つめ 生かされていることを自覚する 叡智を育む」「他者を認め 他者を親しみ 他者を敬う勇気を育む」「実社会を重視し現実に直面してゆるがない実践力を育む」）を示したうえで、設置校ごとに建学の精神・理念に基づく人材養成像や教育目的を明らかにしている。

また、学校法人運営の基本となる経営の強化や安定性・継続性を図り、私立大学としての価値の向上を実現する役割・責務を適切に果たすため、以下のとおり自律的なガバナンス体制を構築している。

【学校法人佛教教育学園】

○理念

私たちは、仏教精神、とりわけ法然上人の心に基づき時代と共に変化する社会ニーズに対応しつつ、すべての人々に学びの場を提供し続ける、新しい形の総合学園を目指します。

○基本方針

自身を見つめ 生かされていることを自覚する叡智を育みます他者を認め 他者に親しみ 他者を敬う勇気を育みます

実社会を重視し 現実に直面してゆるがない実践力を育みます

○ビジョン

- 一、基本理念、基本指針等の実現に向けて誠実に取り組みます
- 二、新しい総合学園の形を模索し、それを推進してゆきます
- 三、生涯学習に関する社会ニーズに幅広くこたえてゆきます
- 四、将来的に、小学校の設置も検討してゆきます

【理事会】

学校法人佛教教育学園寄附行為（提出資料 25）第 5 条に定める役員（理事 11 人監事 2 人）を選任しており、理事の構成は寄附行為第 6 条に定める選任区分に適合している。

また同条により、理事のうち 1 名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任することとしており、理事長は理事会を招集し、法人全体の業務を掌理している。

令和 5（2023）年度は理事会が 6 回開催され、以下のとおり学校法人の運営に係る重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務の執行を監督している。

理事会には監事が出席し、学校法人及び理事の業務実行状況を監査している。

開催日	主な議案
令和 5 年 4 月 4 日（火）	・ 任期满了に伴う監事・評議員選任について
	・ 理事長の選任について ・ 理事長の職務代理等について
令和 5 年 5 月 26 日（金）	・ 令和 4 年度会計収支決算について
	・ 令和 5 年度会計実行予算について ・ 総合学園化に向けた三教育部門の将来計画について ・ 設置校の学則・校則変更について ・ 二条西校地開発計画について ほか
令和 5 年 9 月 15 日（金）	・ 京都華頂大学現代家政学部収容定員増の取下げに伴う入学定員の変更（案）について ほか
令和 5 年 11 月 17 日（金）	・ 二条西校地開発計画について ・ 各設置校の現況について ほか
令和 6 年 2 月 2 日（金）	・ 寄附行為の変更について ・ 京都華頂大学学則の変更について ・ 評議員の選任について ほか

令和 6 年 3 月 25 日（月）	・ 令和 5 年度補正予算について ・ 佛教教育学園の事業に関する中期的な計画（案）、令和 6 年度実施計画（案）、令和 6 年度当初計画（案）について ・ 評議員の選任について ・ 設置校の学則等並びに法人関係規程の変更について ・ 各設置校の現況について ほか
--------------------	--

【常務理事会】

寄附行為第 5 条第 3 項に規定する常務理事を 4 人選任し、理事長の業務を補佐するとともに、月 1 回の定例会及び必要に応じて常務理事会を開催し、学校法人の運営全般について協議のうえ業務を執行している。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 大学設置法人の長のリーダーシップの課題＞

学校法人佛教教育学園は、仏教精神、とりわけ法然上人の心に基づく運営を行う学校法人として、数次にわたる法人合併を経て、幼稚園から大学・大学院まで《計 9 校（園）》を運営する大規模な法人組織となっている。

学校法人佛教教育学園では「時代と共に変化する社会ニーズに対応しつつ、すべての人々に学びの場を提供し続ける、新しい形の総合学園を目指す」こととしており、そのための具体的なステップとして「佛教教育学園の事業に関する中期的な計画」を着実に遂行するため、学校法人理事長の強力なリーダーシップが恒常的に必要となっている。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 大学設置法人の長のリーダーシップの特記事項＞

本学園の理事長は、佛教大学学長、学校法人佛教教育学園の常務理事、副理事長、学園長、佛教大学附属幼稚園長、浄土宗教学院理事長等の経歴から、学校行政・教学両面に通じた学識を有しているといえ、理事会のほか、法人運営会議の議長を自ら務めるなど、理事長としてのリーダーシップを適切に発揮している。

【テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ】

＜根拠資料＞

提出資料

- 5 京都華頂大学学則
- 2 9 教授会議事録（令和 3 年度～令和 5 年度）

提出資料－諸規程集

Ⅱ-1-2 部長会規程

Ⅲ-2-4 京都華頂大学評議会規程

Ⅲ-2-7 京都華頂大学教学協議会規程

Ⅳ-2-4 華頂短期大学評議会規程

【区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の大学の教学運営体制が確立している。】

＜現状＞

本学では、京都華頂大学学則（提出資料5）の第9章を「教授会及び大学評議会」とし、学長が大学の運営全般における意思決定と業務執行において適切なリーダーシップを発揮できるよう教学運営組織を定めている。

教授会は、学則第47条から第51条において組織構成や運営方法を定めるとともに、「学生の学位授与に関する事項や学修評価に関する事項、教育課程及び授業に関する事項等」について学長が決定を行うに当たり意見を述べることとしており、第52条では「教職員の候補者の選考、昇格に関する事項については、資格審査委員会及び人事教授会において必要な審査を行う」と定め、教授会の役割と機能を明確にしている。

教授会は毎月第3水曜日を定例開催日としているが、本学に併設のうえ一体運営している華頂短期大学と同日開催とすることで両大学における授業等の調整を容易にしておき、開催日当日は「大学教授会」に続き「短期大学教授会」を開催し、さらに両大学に共通の案件は「合同教授会」を開催して議案の審議や報告事項の聴取を行い、審議の内容及び結果は議事録（提出資料29）を作成して記録している。

また学則第53条では「大学評議会」（提出資料-諸規程集-Ⅲ-2-4）の設置を定め、「学部・学科等教育組織や事務局組織・附属施設等の設置・廃止・改編」や「教職員・事務職員の人事計画に関する事項」、その他「学長からの諮問事項」を審議する機関と位置づけている。

さらに、学長の諮問機関として、学長、学部長、学科長、学生部長及び教学部長で構成する「教学協議会」（提出資料-諸規程集-Ⅲ-2-7）を設置し、学生の卒業認定や学則第51条に定める教授会の案件について事前に審議・調整を行っている。

事務局の運営に係る重要案件の審議を行うため部長会（提出資料-諸規程集-Ⅱ-1-2）を設置しているが、会議の議長は学長が務め、適宜適切な指示を行って円滑に事業が遂行されている。

このような組織体制のもとで、学長には教員組織や教学を担当する事務組織から、教学運営に係る進捗状況や課題・懸案事項等が日々報告・協議されているが、本学の学長は、文部科学省の各種委員会の委員や大学・短期大学に係る全国団体の役職等に就任しており、豊富

な知識・経験を基にリーダーシップを如何なく発揮しており、円滑な教学運営が図られている。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題＞

本学では現在、学長の強力なリーダーシップの下で、令和6（2024）年度には既存の学部学科の再編により「現代家政学部」を「現代生活学部」に名称変更のうえ、新たに「こども生活学科」及び「生活情報学科」を設置するとともに、令和7年度の開設に向けて、文部科学省に「日本文化学部」設置認可の申請手続きを進めている。

本学では、京都華頂大学副学長規程に基づき、現在1名の副学長を置いており、事務局長とともに学長を補佐する体制としている。

こうした取り組みが成果を上げ、学生数が回復基調に転ずるようには、教職員が一体となって学生の学習環境の充実や教育の質保証の充実などを長期かつ継続的に進める必要があり、学長を含む全学的なガバナンス体制の確立を図っていくことが必要となる。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

特になし

【テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス】

＜根拠資料＞

提出資料

- 4 公表情報コーナー
- 25 学校法人佛教教育学園寄附行為
- 27 理事会議事録（令和3年度～令和5年度）

備付資料

- 6 京都華頂大学・華頂短期大学 学報
- 51 監事の監査報告書（令和3年度～令和5年度）

【区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。】

＜現状＞

学校法人佛教教育学園では、寄附行為第5条第1項に基づき監事2人を選任し、私立学校校法（昭和24年法律第270号）第37条第3項の定めに沿って学校法人の業務や財産の状況、理事の業務執行の状況等を監査するとともに、その結果について毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出・報告を行っている。

また、本法人の事務組織として「監査室」を設置しており、年間の監査計画書を作成して常務理事との間で共有している。

監事の出席のもと、毎年各設置校の業務監査を実施しており、業務監査に当たっては、監査室が行っている設置校の財務状況の分析結果や各設置校で年間に 9 回実施している公認会計士による会計監査の結果等を集約のうえ予め監事に報告し、業務監査の席で監事と各設置校の学長等が質疑応答を行い、監事から設置校に直接指導等を行う機会としており、監事は法令に基づいて適切に業務を行っている。

【区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会等は法令等に基づいて開催し、諮問機関等として適切に運営している。】

<現状>

寄附行為第 19 条に基づき評議員 23 人を選任しており、評議員の構成は寄附行為第 23 条に定める選任区分に適合している。

令和 5（2023）年度は評議員会が 5 回開催され、以下のとおり理事の選任を始め、理事長の諮問に応じて「予算及び事業計画」等について審議し、意見を具申している。

開催日	主な議案
令和 5 年 4 月 4 日（火）	・ 理事の選任について
令和 5 年 5 月 26 日（金）	・ 令和 4 年度会計収支決算について ・ 令和 5 年度会計実行予算について ・ 総合学園化に向けた三教育部門の将来計画について ・ 設置校の学則・校則変更について ・ 二条西校地開発計画について ほか
令和 5 年 9 月 15 日（金）	・ 京都華頂大学現代家政学部収容定員増の取下げに伴う入学定員の変更（案）について ほか
令和 6 年 2 月 2 日（金）	・ 寄附行為の変更について ・ 京都華頂大学学則の変更について ほか
令和 6 年 3 月 25 日（月）	・ 令和 5 年度補正予算について ・ 佛教教育学園の事業に関する中期的な計画（案）、令和 6 年度実施計画（案）、令和 6 年度当初計画（案）について ・ 設置校の学則等並びに法人関係規程の変更について ・ 各設置校の現況について ほか

【区分 基準Ⅳ-C-3 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。】

<現状>

学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定に基づき、大学の教育目的や 3 つの方針、教育研究上の基本組織、教員の数や各教員が有する学位及び業績に関することなどの項目を本学のウェブサイト上（提出資料 4）で公表している。

また、学校法人佛教教育学園のホームページにおいては、学園としての理念やビジョンを示すとともに、財政状況や決算関係の計算書、各設置校の事業活動報告書等を公開している。

本学では毎年、学部・学科の活動や教員の研究活動、事務部門での取り組み、クラブ等の学生の活動状況を「京都華頂大学・華頂短期大学 学報」（備付資料 6.）として取りまとめ、在学生や保護者、関係機関に届けている。

学報には、本学の事業活動収支計算書や資金収支計算書なども掲載しており、積極的に情報を公開して説明責任を果たしている。（備付資料 6.）

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

公認会計士による会計監査や学校法人監事への事業活動や財政状況の報告と監査によって、財務・会計処理は適正に実施されており、公共性の高い機関として積極的な情報公開を行っている。

また、学校法人では予算編成時や決算時に加え、期中ヒアリングとして、学生数の動向や事業の施行状況、財務の見通しなどの設置校の現状を、法人の理事長が設置校の代表者から直接聴取する機会を設けており、ガバナンスの点での課題は少ないが、少子化に歯止めがかからない中で、幼稚園から大学院までを含めた学園全体の将来計画を継続的に検討することが必要となっている。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

特になし

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

正確で透明性の高い会計処理を行うため、決算業務と連動した電子決裁システムの構築を検討していたが、会計システムについては各種帳票の利用拡大は進んだものの、学内での電子決裁のシステムは構築できていない。

電子決裁の導入時には、会計システムのほか、旅費のシステムや人事管理システム等の導入も検討したいが、整備費の確保が困難なため財政状況の回復を待って実現を図ることとしている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

法人理事長及び学長のリーダーシップは如何なく発揮されており、法人本部・監査室・監事・公認会計士による内部牽制体制も確立されている。

今後は、少子化をはじめとする社会環境の大きな変化の中で安定的な学校運営を図るため、外部の有識者の意見等を踏まえた中期計画の具体策について検討を進める。

様式 9] 提出資料一覧

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準Ⅰ：ミッションと教育の効果	
A ミッション	
ミッション・教育理念についての印刷物等	1 Kacho Guide Book 2023 2 CAMPUS LIFE 2023 3 2023 履修要項 4 本学ウェブサイト 「建学の精神」「教育方針」「学訓」 https://www.kyotokacho-u.ac.jp/guide/spirit/ 「教育理念・特色」 「学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」 https://www.kyotokacho-u.ac.jp/guide/feature/ 「学部・学科の教育目的」 「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」 「教育課程実施の方針（カリキュラムポリシー）」 「入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）」 《公表情報コーナー》 https://www.kyotokacho-u.ac.jp/guide/release/ 「受験生応援サイト①」 https://style.kyotokacho-u.ac.jp/history/ 「受験生応援サイト②」 https://style.kyotokacho-u.ac.jp/course/new-department.html 「日本文化学部の概要（設置認可申請中）」 https://www.kyotokacho-u.ac.jp/faculty/japaneseculture/
B 教育の効果	
学則 ■ 学則のみを印刷したもの	5 京都華頂大学学則 (令和 5 年 4 月現在)
教育目的・目標についての印刷物等	3 2023 履修要項
学習成果を示した印刷物等	3 2023 履修要項
C 内部質保証	
自己点検・評価を実施するための規程	6 京都華頂大学自己点検・評価委員会規程 7 京都華頂大学自己点検・評価実施委員会規程
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
卒業認定・学位授与の方針に関	1 Kacho Guide Book 2023

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
する印刷物等	3 2023 履修要項
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物等	1 Kacho Guide Book 2023 3 2023 履修要項
入学者受入れの方針に関する印刷物等	1 Kacho Guide Book 2023 3 2023 履修要項
シラバス ■ 令和 5 年度 (紙媒体又は電子データで提出)	8 シラバス (令和 5 年度) 現代家政学科・食物栄養学科 (電子データ (PDF) による提出)
学年暦 ■ 令和 5 年度	2 CAMPUS LIFE 2023
B 学生支援	
学生便覧等、学習支援のための配布物	2 CAMPUS LIFE 2023
大学案内 ■ 令和 5 年度入学者用及び令和 6 年度入学者用の 2 年分	1 Kacho Guide Book 2023 9 Kacho Guide Book 2024
募集要項・入学願書 ■ 令和 5 年度入学者用及び令和 6 年度入学者用の 2 年分	10 2023 入学者選抜実施要項・入学願書 11 2023 学校推薦型選抜「指定校制」入学試験実施要項・入学願書 12 2024 入学者選抜実施要項・入学願書 13 2024 学校推薦型選抜「指定校制」、総合型選抜「A オタイプ」入学試験実施要項・入学願書
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
D 財的資源	
「計算書類等の概要 (過去 5 年間)」 「活動区分資金収支計算書 (学校法人全体)」 [書式 1]、「事業活動収支計算書の概要」 [書式 2]、「貸借対照表の概要 (学校法人全体)」 [書式 3]、「財務状況調べ」 [書式 4]	14 [書式 1] 活動区分資金収支計算書 (学校法人全体) 15 [書式 2] 事業活動収支計算書の概要 16 [書式 3] 貸借対照表の概要 (学校法人全体) 17 [書式 4] 財務状況調べ
資金収支計算書・資金収支内訳表 ■ 過去 5 年間 (令和元年度～令和 5 年度) 計算書類 (決算書) の該当部分	18 資金収支計算書・資金収支内訳表 (計算書類：令和元(平成 31)年度～令和 5 年度)

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
活動区分資金収支計算書 ■ 過去 5 年間（令和元年度～令和 5 年度）計算書類（決算書）の該当部分	19 活動区分資金収支計算書 （計算書類：令和元(平成 31)年度～令和 5 年度）
事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 ■ 過去 5 年間（令和元年度～令和 5 年度）計算書類（決算書）の該当部分	20 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 （計算書類：令和元(平成 31)年度～令和 5 年度）
貸借対照表 ■ 過去 5 年間（令和元年度～令和 5 年度）計算書類（決算書）の該当部分	21 貸借対照表 （計算書類：令和元(平成 31)年度～令和 5 年度）
事業報告書 ■ 過去 1 年間（令和 5 年度）	22 令和 5(2023)年度事業報告書（学校法人全体）
事業計画書／予算書 ■ 認証評価を受ける年度（令和 6 年度）	23 令和 6(2024)年度実施計画（学校法人全体） 24 令和 6(2024)年度予算書（学校法人全体）
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 大学設置法人の長のリーダーシップ	
寄附行為等	25 学校法人佛教教育学園寄附行為 26 学校法人佛教教育学園（佛教大学、京都華頂大学、華頂短期大学）ガバナンスコード
理事会議事録（原本証明付き写し） ■ 過去 3 年間（令和 3 年度～令和 5 年度） （電子データ（PDF）による提出）	27 理事会議事録 （令和 3 年度～令和 5 年度） （電子データ（PDF）による提出）
諸規程集 （電子データ（PDF）による提出）	28 京都華頂大学・華頂短期大学 諸規程集 （電子データ（PDF）による提出）
B 学長のリーダーシップ	
教授会議事録（写し） ■ 過去 3 年間（令和 3 年度～令和 5 年度） （電子データ（PDF）による提出）	29 教授会議事録（写し） （令和 3 年度～令和 5 年度） （電子データ（PDF）による提出）

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
C ガバナンス	
評議員会議事録（原本証明付き写し） ■ 過去 3 年間（令和 3 年度～令和 5 年度） （電子データ（PDF）による提出）	30 評議員会議事録（原本証明付き写し） （令和 3 年度～令和 5 年度） （電子データ（PDF）による提出）

[様式 10] 備付資料一覧

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準Ⅰ：ミッションと教育の効果	
A ミッション	
地域・社会の各種団体、海外の諸機関との協定書等	1 就職に関する協定書 (京都府・滋賀県・福井県・福岡県) 2 社会貢献活動に関する企画書・報告書 3 華頂公開講座チラシ(令和4年度・令和5年度)
B 教育の効果	
学則において別に定めるとした全規程	4 京都華頂大学・華頂短期大学 諸規程集 5 時間割 (CLASS SCHEDULE)
C 内部質保証	
過去5年間(令和元年度～令和5年度)に行った自己点検・評価に係る報告書等	6 京都華頂大学・華頂短期大学 学報 (第9号《2020.3》～第13号《2024.3》) 7 学校法人佛教教育学園ウェブサイト https://efbes.ac.jp/about/summary/
高等学校等からの意見聴取に関する記録等	8 高等学校訪問記録
認証評価以外の外部評価についての印刷物等	該当なし
教育の質保証を図るアセスメントの手法及び向上・充実のためのPDCAサイクルに関する資料	9 卒業時アンケート結果 10 授業(評価)アンケート結果 11 公開授業実施に関する資料 12 FD活動の記録 13 履修系統図(カリキュラムツリー) 14 ナンバリング 15 ティーチング・ポートフォリオ
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
学習成果の獲得状況を表す量的・質的データに関する印刷物等	16 PROGテストの実施状況 17 GPAの分布等に関する資料 18 学修ポートフォリオに関する資料
幅広く深い教養を培う教養教育の成果に関する資料	19 教養教育に関する資料
(大学院関係) 学位論文審査基準を示す資料	該当なし
(大学院関係) 研究指導の内容・方法、年間スケジュールを示す資料	該当なし

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
B 学生支援	
学生支援の満足度についての調査結果	9 卒業時アンケート結果
就職先からの卒業生に対する評価結果	21 就職先企業・事業所に対するアンケート結果
卒業生アンケートの調査結果	20 卒業生 アンケート結果
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等	22 Kacho Guide Book 2024 (大学案内・提出資料 9) KACHO STYLE (受験生応援サイト・提出資料 4) https://style.kyotokacho-u.ac.jp/course/new-department.html 22-1 入学の手引 2023 23 学寮案内
入学手続き者に対する入学までの学習支援のための印刷物等	24 入学前導入教育に関する資料
学生の履修指導(ガイダンス、オリエンテーション)等に関する資料	25 ガイダンス インフォメーション 25-1 学生の履修指導に関する資料 25-2 大学生活スタートブック 25-3 華頂修学ポータルサイト(要 ID、パスワード) https://ap.kyotokacho-u.ac.jp/ap/portal/
学生支援のための学生の個人情報を記録する様式	26 学生カード 26-1 合理的配慮ガイドブック 27 進路登録カード
進路一覧表等 ■ 過去3年間(令和3年度～令和5年度)	28 卒業生の就職先に関する資料 29 キャリアセンター就職活動支援プログラム
GPA等の成績分布	17 GPAの分布に関する資料
学生による授業評価票及びその評価結果	10 授業(評価)アンケート結果
社会人受入れについての印刷物等	30 京都府委託訓練事業(保育士養成科)資料
海外留学希望者に向けた印刷物等	該当なし
留学生の受入れについての印刷物等	該当なし

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
A 人的資源	
専任教員の個人調書又は基幹教員の個人調書 ■ 教員個人調書〔様式 24〕（令和 6 年 5 月 1 日現在） ■ 教育研究業績書〔様式 25〕（過去 5 年間（令和元年度～令和 5 年度））	31 〔様式 24〕 教員個人調書 32 〔様式 25〕 教育研究業績書
教員の研究活動について公開している印刷物等 ■ 過去 3 年間（令和 3 年度～令和 5 年度）	33 京都華頂大学・華頂短期大学研究紀要 34 京都華頂大学 現代家政学研究 35 教育開発センター研究報告書
専任教員の年齢構成表又は基幹教員の年齢構成表 ■ 認証評価を受ける年度（令和 6 年 5 月 1 日現在）	36 基幹教員の年齢構成表
外部研究資金の獲得状況一覧表〔様式 26〕 ■ 過去 3 年間（令和 3 年度～令和 5 年度）	37 〔様式 26〕 外部研究資金の獲得状況一覧表
研究紀要・論文集 ■ 過去 3 年間（令和 3 年度～令和 5 年度）	33 京都華頂大学・華頂短期大学研究紀要
FD 活動の記録 ■ 過去 3 年間（令和 3 年度～令和 5 年度）	12 FD 活動の記録
SD 活動の記録 ■ 過去 3 年間（令和 3 年度～令和 5 年度）	38 SD 活動の記録
B 物的資源	
校地、校舎に関する図面 ■ 全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途（室名）を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等	39 校地、校舎に関する資料

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
図書館、学習資源センターの概要 ■ 平面図等（冊子等も可）	40 図書館の概要
附属施設の概要（大学設置基準第 39 条 関係施設）	該当なし
C 技術的資源	
学内 LAN の敷設状況	41 学内 LAN の敷設状況
マルチメディア教室、コンピュータ 教室等の配置図	42 情報処理教室等の配置図 43 2003 情報サービスマニュアル
D 財的資源	
寄付金・学校債の募集についての印 刷物等	44 寄付金募集要項
財産目録及び計算書類 ■ 過去 5 年間（令和元年度～令和 5 年度）	45 財産目録及び計算書類
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 大学設置法人の長のリーダーシップ	
大学設置法人の長の履歴書 ■ 認証評価を受ける年度（令和 6 年 5 月 1 日現在）	46 学校法人佛教教育学園理事長履歴書（法人）
学校法人実態調査表（写し） ■ 過去 3 年間（令和 3 年度～令和 5 年度）	47 学校法人実態調査表（写し）（法人）
事業に関する中期的な計画（令和 5 年 度計画を含むもの）	48 事業に関する中期的な計画（法人）
B 学長のリーダーシップ	
学長の個人調書 ■ 教員個人調書〔様式 24〕（令和 6 年 5 月 1 日現在） ■ 専任教員又は基幹教員として カウントしている場合、過去 5 年間（令和元年度～令和 5 年度） の教育研究業績書〔様式 25〕	49 〔様式 24〕教員個人調書（学長）
各種委員会の開催実績〔様式 27〕 ■ 過去 1 年間（令和 5 年度）	50 〔様式 27〕各種委員会の開催実績
C ガバナンス	
監事の監査状況 ■ 過去 3 年間（令和 3 年度～令和 5 年度）	51 監事の監査報告書

No.	大学評価基準	関係法令（改正前設置基準） ^{【注】}	関係法令（改正後設置基準） ^{【注】}	遵守 状況	根拠となる資料又は URL	備考
1	基準Ⅰ ミッションと教育の効果					
2	A ミッション					
3	基準Ⅰ-A-1 ミッションを確立している。				京都華頂大学学則（提出資料 5）	
4	基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。	【学校教育法】第 83 条第 2 項	【学校教育法】第 83 条第 2 項	○	社会貢献活動報告書（備付資料 6）	
5		【学校教育法】第 105 条	【学校教育法】第 105 条	－	該当なし	
6		【学校教育法】第 107 条	【学校教育法】第 107 条	－	該当なし	
7		【学校教育法施行規則】第 164 条	【学校教育法施行規則】第 164 条	－	該当なし	
8	B 教育の効果					
9	基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標を確立している。	【学校教育法】第 83 条第 1 項	【学校教育法】第 83 条第 1 項	○	京都華頂大学の学部・学科の教育目的 https://www.kyotokacho-u.ac.jp/guide/release/	
10		【学校教育法】第 83 条の 2	【学校教育法】第 83 条の 2	－	該当なし	
11		【学校教育法施行規則】第 172 条の 2 第 1 項	【学校教育法施行規則】第 172 条の 2 第 1 項	○	京都華頂大学の学部・学科の教育目的 3 つの方針 https://www.kyotokacho-u.ac.jp/guide/release/	
12		【大学設置基準】第 2 条	【大学設置基準】第 2 条	○	京都華頂大学学則第 1 条（提出資料 5）	
13	基準Ⅰ-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。	【学校教育法施行規則】第 172 条の 2 第 4 項	【学校教育法施行規則】第 172 条の 2 第 4 項	○	3 つの方針 https://www.kyotokacho-u.ac.jp/guide/release/	
14	基準Ⅰ-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。	【学校教育法施行規則】第 165 条の 2	【学校教育法施行規則】第 165 条の 2	○	3 つの方針 https://www.kyotokacho-u.ac.jp/guide/release/	
15		【学校教育法施行規則】第 172 条の 2 第 1 項	【学校教育法施行規則】第 172 条の 2 第 1 項	○	京都華頂大学の学部・学科の教育目的 3 つの方針 https://www.kyotokacho-u.ac.jp/guide/release/	
16	C 内部質保証					
17	基準Ⅰ-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。	【学校教育法】第 109 条第 1 項	【学校教育法】第 109 条第 1 項	○	大学機関別認証評価結果 https://www.kyotokacho-u.ac.jp/guide/review/	
18		【学校教育法施行規則】第 166 条	【学校教育法施行規則】第 166 条	○	京都華頂大学自己点検・評価委員会規程（規程集・Ⅲ-2-5）	
19	基準Ⅰ-C-2 教育の質を保証している。	【大学設置基準】第 1 条	【大学設置基準】第 1 条	○	京都華頂大学学則第 1 条（提出資料 5）	
20	基準Ⅱ 教育課程と学生支援					
21	A 教育課程					
22	基準Ⅱ-A-1 授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。	【学校教育法】第 87 条	【学校教育法】第 87 条	○	京都華頂大学学則第 3 条（提出資料 5）	
23		【学校教育法】第 87 条の 2	【学校教育法】第 87 条の 2	－	該当なし	
24		【学校教育法】第 88 条	【学校教育法】第 88 条	○	京都華頂大学学則第 14 条（提出資料 5）	
25		【学校教育法】第 88 条の 2	【学校教育法】第 88 条の 2	－	該当なし	
26		【学校教育法】第 89 条	【学校教育法】第 89 条	－	該当なし	
27		【学校教育法】第 104 条	【学校教育法】第 104 条	○	京都華頂大学学則第 37 条（提出資料 5）	

No.	大学評価基準	関係法令（改正前設置基準） ^{【注】}	関係法令（改正後設置基準） ^{【注】}	遵守 状況	根拠となる資料又は URL	備考
					京都華頂大学学位規程（規程集-Ⅲ-1-2）	
28		【学校教育法施行規則】第 4 条	【学校教育法施行規則】第 4 条	○	京都華頂大学学則（提出資料 5） 1 号：第 3 条～第 7 条 2 号：第 46 条 3 号：第 6 条、第 24 条 4 号：第 29 条～第 37 条 5 号：第 2 条、第 46 条 6 号：第 8 条～23 条、第 36 条、第 37 条 7 号：第 41 条～第 45 条 8 号：第 57 条、第 52 条 9 号：第 61 条	
29		【学校教育法施行規則】第 146 条	【学校教育法施行規則】第 146 条	○	京都華頂大学学則第 14 条（提出資料 5）	
30		【学校教育法施行規則】第 146 条の 2	【学校教育法施行規則】第 146 条の 2	－	該当なし	
31		【学校教育法施行規則】第 147 条	【学校教育法施行規則】第 147 条	－	該当なし	
32		【学校教育法施行規則】第 148 条	【学校教育法施行規則】第 148 条	－	該当なし	
33		【学校教育法施行規則】第 149 条	【学校教育法施行規則】第 149 条	－	該当なし	
34		【学校教育法施行規則】第 165 条の 2 第 1 項第 1 号	【学校教育法施行規則】第 165 条の 2 第 1 項第 1 号	○	3 つの方針 https://www.kyotokacho-u.ac.jp/guide/release/	
35		【学校教育法施行規則】第 173 条	【学校教育法施行規則】第 173 条	○	京都華頂大学学位規程第 3 条、第 4 条（規程集-Ⅲ-1-2）	
36		【大学設置基準】第 27 条	【大学設置基準】第 27 条	○	京都華頂大学学則第 32 条（提出資料 5）	
37		【大学設置基準】第 28 条	【大学設置基準】第 28 条	○	京都華頂大学学則第 34 条（提出資料 5）	
38		【大学設置基準】第 29 条	【大学設置基準】第 29 条	○	京都華頂大学学則第 35 条（提出資料 5）	
39		【大学設置基準】第 30 条	【大学設置基準】第 30 条	○	京都華頂大学学則第 33 条（提出資料 5）	
40		【大学設置基準】第 31 条	【大学設置基準】第 31 条	○	京都華頂大学学則第 54 条（提出資料 5）	
41		【大学設置基準】第 32 条	【大学設置基準】第 32 条	○	京都華頂大学学則第 36 条（提出資料 5）	
42		【大学設置基準】第 33 条	【大学設置基準】第 33 条	－	該当なし	
43		【学位規則】第 2 条	【学位規則】第 2 条	○	京都華頂大学学則第 37 条（提出資料 5）	
44		【学位規則】第 10 条	【学位規則】第 10 条	○	京都華頂大学学位規程第 4 条（規程集-Ⅲ-1-2）	
45		【学位規則】第 13 条	【学位規則】第 13 条	○	京都華頂大学学位規程（規程集-Ⅲ-1-2）	
46	基準Ⅱ-A・2 授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。	【学校教育法施行規則】第 163 条	【学校教育法施行規則】第 163 条	○	京都華頂大学学則第 4 条（提出資料 5）	
47		【学校教育法施行規則】第 163 条の 2	【学校教育法施行規則】第 163 条の 2	○	京都華頂大学学則第 54 条（提出資料 5）	
48		【学校教育法施行規則】第 165 条の 2 第 1 項第 2 号	【学校教育法施行規則】第 165 条の 2 第 1 項第 2 号	○	3 つの方針 https://www.kyotokacho-u.ac.jp/guide/release/	
49		【大学設置基準】 <u>第 10 条の 2</u>	【大学設置基準】 <u>第 19 条（第 3 項）</u>	○	京都華頂大学教員資格基準（規程集・Ⅲ・5・1）	
50		【大学設置基準】第 19 条	【大学設置基準】第 19 条	○	京都華頂大学学則第 24 条別表第一（提出資料 5）	
51		【大学設置基準】第 20 条	【大学設置基準】第 20 条	○	京都華頂大学学則第 24 条別表第一（提出資料 5）	
52		【大学設置基準】第 21 条	【大学設置基準】第 21 条	○	京都華頂大学学則第 27 条（提出資料 5）	
53		【大学設置基準】第 22 条	【大学設置基準】第 22 条	○	京都華頂大学学則第 6 条（提出資料 5）	

No.	大学評価基準	関係法令（改正前設置基準） ^{【注】}	関係法令（改正後設置基準） ^{【注】}	遵守 状況	根拠となる資料又は URL	備考
54		【大学設置基準】第 23 条	【大学設置基準】第 23 条	○	京都華頂大学学則第 6 条（提出資料 5）	
55		【大学設置基準】第 25 条	【大学設置基準】第 25 条	○	京都華頂大学学則第 27 条（提出資料 5）	
56		【大学設置基準】第 25 条の 2	【大学設置基準】第 25 条の 2	○	シラバス（提出資料 8）	
57		【大学設置基準】第 26 条	【大学設置基準】第 26 条	－	該当なし	
58		【大学設置基準】第 27 条の 2	【大学設置基準】第 27 条の 2	○	京都華頂大学学則第 26 条（提出資料 5）	
59		【大学設置基準】第 30 条の 2	【大学設置基準】第 30 条の 2	○	京都華頂大学学則第 56 条（提出資料 5）	
60		【大学設置基準】 <u>第 42 条の 3 の 2</u>	【大学設置基準】 <u>第 41 条</u>	－	該当なし	
61	基準Ⅱ-A-3 教育課程は、大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うよう編成している。	【大学設置基準】第 19 条	【大学設置基準】第 19 条	○	京都華頂大学学則第 24 条別表第一（提出資料 5）	
62	基準Ⅱ-A-4 授与する学位分野ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。	【学校教育法】第 90 条	【学校教育法】第 90 条	○	京都華頂大学学則第 9 条（提出資料 5）	
63		【学校教育法】第 122 条	【学校教育法】第 122 条	○	京都華頂大学学則第 14 条（提出資料 5）	
64		【学校教育法】第 132 条	【学校教育法】第 132 条	○	京都華頂大学学則第 14 条（提出資料 5）	
65		【学校教育法施行規則】第 150 条	【学校教育法施行規則】第 150 条	○	京都華頂大学学則第 9 条（提出資料 5）	
66		【学校教育法施行規則】第 151 条	【学校教育法施行規則】第 151 条	－	該当なし	
67		【学校教育法施行規則】第 153 条	【学校教育法施行規則】第 153 条	－	該当なし	
68		【学校教育法施行規則】第 154 条	【学校教育法施行規則】第 154 条	－	該当なし	
69		【学校教育法施行規則】第 161 条	【学校教育法施行規則】第 161 条	○	京都華頂大学学則第 14 条（提出資料 5）	
70		【学校教育法施行規則】第 162 条	【学校教育法施行規則】第 162 条	－	該当なし	
71		【学校教育法施行規則】第 165 条の 2 第 1 項第 3 号	【学校教育法施行規則】第 165 条の 2 第 1 項第 3 号	○	3 つの方針 https://www.kyotokacho-u.ac.jp/guide/release/	
72		【学校教育法施行規則】第 178 条	【学校教育法施行規則】第 178 条	－	該当なし	
73		【学校教育法施行規則】第 186 条	【学校教育法施行規則】第 186 条	○	京都華頂大学学則第 14 条（提出資料 5）	
74		【大学設置基準】第 2 条の 2	【大学設置基準】第 2 条の 2	○	京都華頂大学学則第 9 条（提出資料 5）	
75		【大学設置基準】第 18 条	【大学設置基準】第 18 条	○	京都華頂大学学則第 2 条（提出資料 5）	
76	基準Ⅱ-A-5 授与する学位分野ごとの学習成果は明確である。	【学校教育法施行規則】第 172 条の 2 第 4 項	【学校教育法施行規則】第 172 条の 2 第 4 項	○	修学上の情報 https://www.kyotokacho-u.ac.jp/guide/release/	
77	基準Ⅱ-A-6 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。	【学校教育法施行規則】第 172 条の 2 第 1 項第 6 号	【学校教育法施行規則】第 172 条の 2 第 1 項第 6 号	○	アセスメントポリシー https://www.kyotokacho-u.ac.jp/guide/feature/ 京都華頂大学学則第 36 条（提出資料 5）	
78	基準Ⅱ-A-7 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。				卒業生アンケート結果（備付資料 9） 卒業生の就職先に関する資料（備付資料 24）	
79	B 学生支援					
80	基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。	【大学設置基準】 <u>第 2 条の 3</u>	【大学設置基準】 <u>第 7 条（第 2 項）</u>	○	京都華頂大学・華頂短期大学 管理・運営規程（規程集-I-4） 京都華頂大学教員資格基準（規程集-Ⅲ-5-1）	
81	基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。	【大学設置基準】 <u>第 42 条</u>	【大学設置基準】 <u>第 7 条（第 3 項）</u>	○	京都華頂大学・華頂短期大学、華頂女子中学高等学校 事務組織及び事務分掌規程（規程集-II-4-1）	

No.	大学評価基準	関係法令（改正前設置基準） ^{【注】}	関係法令（改正後設置基準） ^{【注】}	遵守 状況	根拠となる資料又は URL	備考
82	基準Ⅱ・B・3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。	【大学設置基準】 <u>第 42 条</u>	【大学設置基準】 <u>第 7 条（第 3 項）</u>	○	京都華頂大学・華頂短期大学、華頂女子中学高等学校 事務組織及び事務分掌規程（規程集・Ⅱ・4・1）	
83	基準Ⅱ・B・4 進路支援を行っている。	【大学設置基準】 <u>第 42 条</u>	【大学設置基準】 <u>第 7 条（第 3 項）</u>	○	京都華頂大学・華頂短期大学、華頂女子中学高等学校 事務組織及び事務分掌規程（規程集・Ⅱ・4・1）	
84		【大学設置基準】 <u>第 42 条の 2</u>	【大学設置基準】 <u>第 7 条（第 5 項）</u>	○	京都華頂大学・華頂短期大学、華頂女子中学高等学校 事務組織及び事務分掌規程（規程集・Ⅱ・4・1）	
85	基準Ⅲ 教育資源と財的資源					
86	A 人的資源					
87	基準Ⅲ・A・1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。	【学校教育法】第 85 条	【学校教育法】第 85 条	○	京都華頂大学学則第 2 条（提出資料 5）	
88		【学校教育法】第 92 条	【学校教育法】第 92 条	○	京都華頂大学学則第 46 条（提出資料 5）	
89		【大学設置基準】第 3 条	【大学設置基準】第 3 条	○	京都華頂大学学則第 2 条（提出資料 5）	
90		【大学設置基準】第 4 条	【大学設置基準】第 4 条	○	京都華頂大学学則第 2 条（提出資料 5）	
91		【大学設置基準】第 5 条	【大学設置基準】第 5 条	－	該当なし	
92		【大学設置基準】第 6 条	【大学設置基準】第 6 条	－	該当なし	
93		【大学設置基準】第 7 条	【大学設置基準】第 7 条	○	京都華頂大学・華頂短期大学、華頂女子中学高等学校 事務組織及び事務分掌規程（規程集・Ⅱ・4・1）	
94		【大学設置基準】 <u>第 10 条</u>	【大学設置基準】 <u>第 8 条（第 1 項）</u>	○	教育研究上の基礎的な情報 https://www.kyotokacho-u.ac.jp/guide/release/	
95		【大学設置基準】 <u>第 10 条の 2</u>	【大学設置基準】 <u>第 19 条（第 3 項）</u>	○	京都華頂大学教員資格基準（規程集・Ⅲ・5・1）	
96		【大学設置基準】 <u>第 12 条</u>	【大学設置基準】 <u>削除</u>			
97		【大学設置基準】 <u>第 13 条</u>	【大学設置基準】 <u>第 10 条</u>	○	教育研究上の基礎的な情報 https://www.kyotokacho-u.ac.jp/guide/release/	
98		【大学設置基準】 <u>第 14 条</u>	【大学設置基準】 <u>第 13 条</u>	○	京都華頂大学教員資格基準（規程集・Ⅲ・5・1）	
99		【大学設置基準】 <u>第 15 条</u>	【大学設置基準】 <u>第 14 条</u>	○	京都華頂大学教員資格基準（規程集・Ⅲ・5・1）	
100		【大学設置基準】 <u>第 16 条</u>	【大学設置基準】 <u>第 15 条</u>	○	京都華頂大学教員資格基準（規程集・Ⅲ・5・1）	
101		【大学設置基準】 <u>第 16 条の 2</u>	【大学設置基準】 <u>第 16 条</u>	○	京都華頂大学教員資格基準（規程集・Ⅲ・5・1）	
102		【大学設置基準】第 17 条	【大学設置基準】第 17 条	－	該当なし	
103	基準Ⅲ・A・2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。	【大学設置基準】 <u>第 2 条の 3</u>	【大学設置基準】 <u>第 7 条（第 2 項）</u>	○	京都華頂大学・華頂短期大学 管理・運営規程（規程集－Ⅰ－4） 京都華頂大学教員資格基準（規程集－Ⅲ－5－1）	
104		【大学設置基準】 <u>第 25 条の 3</u>	【大学設置基準】 <u>第 11 条</u>	○	京都華頂大学・華頂短期大学、華頂女子中学高等学校 事務組織及び事務分掌規程（規程集・Ⅱ・4・1）	
105		【大学設置基準】 <u>第 42 条の 2</u>	【大学設置基準】 <u>第 7 条（第 5 項）</u>	○	京都華頂大学・華頂短期大学、華頂女子中学高等学校 事務組織及び事務分掌規程（規程集・Ⅱ・4・1）	
106		【大学設置基準】 <u>第 42 条の 3</u>	【大学設置基準】 <u>第 11 条</u>	○	京都華頂大学教育能力開発検討委員会規程（規程集・Ⅲ・2・12） 京都華頂大学・華頂短期大学 SD 研修規程（規程集－Ⅱ－4－12）	
107	基準Ⅲ・A・3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備して	【学校教育法】第 114 条	【学校教育法】第 114 条	○	京都華頂大学学則第 8 条（提出資料 5） 京都華頂大学・華頂短期大学、華頂女子中学高等学校 事務組織及び	

No.	大学評価基準	関係法令（改正前設置基準） ^{【注】}	関係法令（改正後設置基準） ^{【注】}	遵守 状況	根拠となる資料又は URL	備考
	いる。				事務分掌規程（規程集-Ⅱ-4-1）	
108		【大学設置基準】 <u>第 2 条の 3</u>	【大学設置基準】 <u>第 7 条（第 2 項）</u>	○	京都華頂大学・華頂短期大学 管理・運営規程（規程集-Ⅰ-4） 京都華頂大学教員資格基準（規程集-Ⅲ-5-1）	
109		【大学設置基準】 <u>第 41 条</u>	【大学設置基準】 <u>第 7 条（第 1 項）</u>	○	京都華頂大学・華頂短期大学 管理・運営規程（規程集-Ⅰ-4） 京都華頂大学教員資格基準（規程集-Ⅲ-5-1）	
110		【大学設置基準】 <u>第 42 条</u>	【大学設置基準】 <u>第 7 条（第 3 項）</u>	○	京都華頂大学・華頂短期大学、華頂女子中学高等学校 事務組織及び 事務分掌規程（規程集-Ⅱ-4-1）	
111		【大学設置基準】 <u>第 42 条の 2</u>	【大学設置基準】 <u>第 7 条（第 5 項）</u>	○	京都華頂大学・華頂短期大学、華頂女子中学高等学校 事務組織及び 事務分掌規程（規程集-Ⅱ-4-1）	
112		【大学設置基準】 <u>第 42 条の 3</u>	【大学設置基準】 <u>第 11 条</u>	○	京都華頂大学教育能力開発検討委員会規程（規程集-Ⅲ-2-12） 京都華頂大学・華頂短期大学 SD 研修規程（規程集-Ⅱ-4-12）	
113	基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令 を遵守し、人事・労務管理を適切 に行っている。				京都華頂大学・華頂短期大学 就業規則	
114	B 物的資源					
115	基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に 基づいて校地、校舎、施設設 備、その他の物的資源を整備、 活用している。	【大学設置基準】第 18 条	【大学設置基準】第 18 条	○	京都華頂大学学則第 2 条（提出資料 5）	
116		【大学設置基準】第 24 条	【大学設置基準】第 24 条	○	時間割（CLASS SCHEDULE）（備付資料 5）	
117		【大学設置基準】第 34 条	【大学設置基準】第 34 条	○	校地、校舎に関する資料（備付資料 36）	
118		【大学設置基準】第 35 条	【大学設置基準】第 35 条	○	校地、校舎に関する資料（備付資料 36）	
119		【大学設置基準】第 36 条	【大学設置基準】第 36 条	○	校地、校舎に関する資料（備付資料 36）	
120		【大学設置基準】第 37 条	【大学設置基準】第 37 条	○	校地、校舎に関する資料（備付資料 36）	
121		【大学設置基準】第 37 条の 2	【大学設置基準】第 37 条の 2	○	校地、校舎に関する資料（備付資料 36）	
122		【大学設置基準】第 38 条	【大学設置基準】第 38 条	○	図書館の概要（備付資料 37）	
123		【大学設置基準】第 39 条	【大学設置基準】第 39 条	－	該当なし	
124		【大学設置基準】第 39 条の 2	【大学設置基準】第 39 条の 2	－	該当なし	
125		【大学設置基準】第 40 条	【大学設置基準】第 40 条	○	備品台帳	
126		【大学設置基準】第 40 条の 2	【大学設置基準】第 40 条の 2	○	校地、校舎に関する資料（備付資料 36）	
127		【大学設置基準】第 40 条の 3	【大学設置基準】第 40 条の 3	○	校地、校舎に関する資料（備付資料 36）	
128	基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に 行っている。			○	校地、校舎に関する資料（備付資料 36）	
129	C 技術的資源をはじめとするその他の 教育資源					
130	基準Ⅲ-C-1 大学は、教育課程編成・実施の 方針に基づいて学習成果を獲 得させるために技術的資源を 整備している。	【大学設置基準】第 36 条	【大学設置基準】第 36 条	○	校地、校舎に関する資料（備付資料 36）	
131		【大学設置基準】第 38 条	【大学設置基準】第 38 条	○	図書館の概要（備付資料 37）	
132	D 財的資源					
133	基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理してい	【大学設置基準】第 18 条	【大学設置基準】第 18 条	○	京都華頂大学学則第 2 条（提出資料 5）	

No.	大学評価基準	関係法令（改正前設置基準） ^{【注】}	関係法令（改正後設置基準） ^{【注】}	遵守 状況	根拠となる資料又は URL	備考
134	る。	【大学設置基準】第 40 条の 3	【大学設置基準】第 40 条の 3	○	校地、校舎に関する資料（備付資料 36）	
135		【私立学校法】第 25 条	【私立学校法】第 25 条	○	財産目録	
136	基準Ⅲ・D-2 財務の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。	【私立学校法】第 45 条の 2	【私立学校法】第 45 条の 2	○	令和 6(2024)年度実施計画（提出資料 23） 令和 6(2024)年度予算書（提出資料 24）	
137	基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス					
138	A 大学設置法人の長のリーダーシップ					
139	基準Ⅳ・A-1 法令等に基づいて大学設置法人の管理運営体制が確立している。	【私立学校法】第 24 条	【私立学校法】第 24 条	○	学校法人佛教教育学園法人概要 https://efbes.ac.jp/about/summary/	
140		【私立学校法】第 26 条の 2	【私立学校法】第 26 条の 2	○	学校法人佛教教育学園寄附行為第 10 条（規程集・I -1）	
141		【私立学校法】第 29 条	【私立学校法】第 29 条	○	学校法人佛教教育学園寄附行為第 42 条（規程集・I -1）	
142		【私立学校法】第 35 条	【私立学校法】第 35 条	○	学校法人佛教教育学園寄附行為第 5 条（規程集・I -1）	
143		【私立学校法】第 35 条の 2	【私立学校法】第 35 条の 2	○	学校法人佛教教育学園寄附行為第 5 条～第 7 条（規程集・I -1）	
144		【私立学校法】第 36 条	【私立学校法】第 36 条	○	学校法人佛教教育学園寄附行為第 16 条（規程集・I -1）	
145		【私立学校法】第 37 条	【私立学校法】第 37 条	○	学校法人佛教教育学園寄附行為第 11 条～第 16 条（規程集・I -1）	
146		【私立学校法】第 38 条	【私立学校法】第 38 条	○	学校法人佛教教育学園寄附行為第 6 条、第 7 条（規程集・I -1）	
147		【私立学校法】第 40 条	【私立学校法】第 40 条	○	学校法人佛教教育学園寄附行為第 9 条（規程集・I -1）	
148		【私立学校法】第 40 条の 2	【私立学校法】第 40 条の 2	○	学校法人佛教教育学園寄附行為第 10 条（規程集・I -1）	
149		【私立学校法】第 40 条の 3	【私立学校法】第 40 条の 3	－	該当なし	
150		【私立学校法】第 40 条の 5	【私立学校法】第 40 条の 5	○	学校法人佛教教育学園寄附行為第 10 条（規程集・I -1）	
151		【私立学校法】第 42 条	【私立学校法】第 42 条	○	学校法人佛教教育学園寄附行為第 21 条（規程集・I -1）	
152		【私立学校法】第 44 条の 2	【私立学校法】第 44 条の 2	○	学校法人佛教教育学園寄附行為第 42 条（規程集・I -1）	
153		【私立学校法】第 44 条の 3	【私立学校法】第 44 条の 3	○	学校法人佛教教育学園寄附行為第 42 条（規程集・I -1）	
154		【私立学校法】第 44 条の 4	【私立学校法】第 44 条の 4	○	学校法人佛教教育学園寄附行為第 42 条（規程集・I -1）	
155		【私立学校法】第 45 条	【私立学校法】第 45 条	○	学校法人佛教教育学園寄附行為変更届	
156		【私立学校法】第 45 条の 2	【私立学校法】第 45 条の 2	○	令和 6(2024)年度実施計画（提出資料 23） 令和 6(2024)年度予算書（提出資料 24）	
157		【私立学校法】第 46 条	【私立学校法】第 46 条	○	評議員会議事録（提出資料 30）	
158		【私立学校法】第 47 条	【私立学校法】第 47 条	○	学校法人佛教教育学園法人概要 https://efbes.ac.jp/about/summary/	
159		【私立学校法】第 48 条	【私立学校法】第 48 条	○	学校法人佛教教育学園寄附行為第 38 条（規程集・I -1）	
160	B 学長のリーダーシップ					
161	基準Ⅳ・B-1 学習成果を獲得するために教授会等の大学の教学運営体制が確立している。	【学校教育法】第 93 条	【学校教育法】第 93 条	○	京都華頂大学学則第 47 条～第 52 条（提出資料 5）	
162		【学校教育法施行規則】第 143 条	【学校教育法施行規則】第 143 条	－	該当なし	
163		【大学設置基準】 <u>第 13 条の 2</u>	【大学設置基準】 <u>第 12 条</u>	○	京都華頂大学 学長選任規程（規程集・I -5）	
164	C ガバナンス					
165	基準Ⅳ・C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。	【私立学校法】第 35 条	【私立学校法】第 35 条	○	学校法人佛教教育学園寄附行為第 5 条（規程集・I -1）	
166		【私立学校法】第 35 条の 2	【私立学校法】第 35 条の 2	○	学校法人佛教教育学園寄附行為第 6 条（規程集・I -1）	

No.	大学評価基準	関係法令（改正前設置基準） ^{【注】}	関係法令（改正後設置基準） ^{【注】}	遵守 状況	根拠となる資料又は URL	備考
167		【私立学校法】第 38 条	【私立学校法】第 38 条	○	学校法人佛教教育学園寄附行為第 6 条（規程集・I -1）	
168		【私立学校法】第 39 条	【私立学校法】第 39 条	○	学校法人佛教教育学園寄附行為第 6 条（規程集・I -1）	
169		【私立学校法】第 40 条の 5	【私立学校法】第 40 条の 5	○	学校法人佛教教育学園寄附行為第 16 条（規程集・I -1）	
170		【私立学校法】第 44 条の 2	【私立学校法】第 44 条の 2	○	学校法人佛教教育学園寄附行為第 42 条（規程集・I -1）	
171		【私立学校法】第 44 条の 3	【私立学校法】第 44 条の 3	○	学校法人佛教教育学園寄附行為第 42 条（規程集・I -1）	
172		【私立学校法】第 44 条の 4	【私立学校法】第 44 条の 4	○	学校法人佛教教育学園寄附行為第 42 条（規程集・I -1）	
173	基準Ⅳ・C・2 評議員会等は法令等に基づいて開催し、諮問機関等として適切に運営している。	【私立学校法】第 41 条	【私立学校法】第 41 条	○	学校法人佛教教育学園寄附行為第 19 条（規程集・I -1）	
174		【私立学校法】第 43 条	【私立学校法】第 43 条	○	学校法人佛教教育学園寄附行為第 22 条（規程集・I -1）	
175		【私立学校法】第 44 条	【私立学校法】第 44 条	○	学校法人佛教教育学園寄附行為第 23 条（規程集・I -1）	
176	基準Ⅳ・C・3 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。	【学校教育法】第 113 条	【学校教育法】第 113 条	○	公表情報コーナー https://www.kyotokacho-u.ac.jp/guide/release/	
177		【学校教育法施行規則】第 172 条の 2	【学校教育法施行規則】第 172 条の 2	○	公表情報コーナー https://www.kyotokacho-u.ac.jp/guide/release/	
178		【私立学校法】第 33 条の 2	【私立学校法】第 33 条の 2	○	学校法人佛教教育学園寄附行為第 36 条（規程集・I -1）	
179		【私立学校法】第 33 条の 3	【私立学校法】第 33 条の 3	○	学校法人佛教教育学園法人概要 https://efbes.ac.jp/about/summary/	
180		【私立学校法】第 47 条	【私立学校法】第 47 条	○	学校法人佛教教育学園法人概要 https://efbes.ac.jp/about/summary/	
181		【私立学校法】第 63 条の 2	【私立学校法】第 63 条の 2	○	学校法人佛教教育学園法人概要 https://efbes.ac.jp/about/summary/	